

基本計画等で国会でもいろいろと御論議をいただけ、実体法と基本計画とで進めていく。あるいはまた、農業者だけではなくて消費者、さらには地方自治体、経済界、あらゆる方々がひとつこの目的に向かって一致団結といいましょうか、一体となつてこの目的を達成していかなければならぬということでございます。

そういう意味で、新しい基本法というものは、これからの一世纪に農業者、農村に住む人々が自信と誇りを持ち、そして国民が安心して生活を享受できるというような極めて大事な将来に向かってもたえ得る基本法であるというふうに確信をしております。

○三浦一水君 大臣も御認識ありましたように、基本法が本来抽象的である、その時々の政治・経済状況によって影響を受け、また国の姿勢といふものが最も問われるのではないかということがあります。どうぞ、成立の折にはそのようなことを十分に踏まえながら今後の農政運営に責任を果たしていただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

次に、国内農業生産をどう位置づけるか。国内農業生産、この基本法の原則につきましては、いろいろと食料・農業・農村基本問題調査会の中間取りまとめや最終答申、あるいは農政大綱と議論をされてきたところでございます。国内の農業生産を基本上に位置づけるという基本的な考え方の方は中間取りまとめや最終答申に沿つたものであると私は考えてまいりました。そして、衆議院においてまさにここのかかわりの部分が修正をされたわけですが、若干その経過を振り返つてみたいたいと思います。

まず一点お伺いをしたいんですが、農政大綱に見られました、可能な限りその維持・増大を図るという視点が抜けたということがあつたわけでござります。これについて衆議院においてもいろいろ議論をされてきたところであります。改めてその視点が欠落したという理由についてお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、素案においては国内の農業生産の維持・増大を図るという文言であったわけでございますが、最終的な政府案といたしましては「国内の農業生産を基本とし」ということで、衆議院で御審議をいたいたわけであります。非常に乱暴な言い方をするれば、御趣旨は十分この文章で読めるのではないか。維持・増大がなぜ消えたのか、なぜ入れないのかという御質問に対しても、極端に言えば、自信と誇りを持ち、あるいは少しでも、活動を享受できるというような極めて大事な将来に向かってもたえ得る基本法であるというふうに確信をしております。

○三浦一水君 大臣も御認識ありましたように、基本法が定性的にあるんですと、そういうことを私自身は御答弁をしたわけでございます。

しかし、最終的には「国内の農業生産の増大を図ること」ということで、定性的というよりも定量的といいましょうか、とにかく右肩上がりでやるよう努めをせよということになりました。これらは、その維持・増大を図ることを基本としない中には国内生産を基本とするということが当然読み込まれていると私の立場からまた同じようなことをと言わざるを得ないわけでございますが、御質問されている方の趣旨も我々の考え方も基本的には一致している中での文言の修正でございました。

したがいまして、各党が御協議いたいた上で衆議院での文言修正でござりますので、内容的にはどちらがより強い意味を持つのかということは、正直言つていろんな方の話を聞いていても感じ方の問題じゃないかとすら思うわけでございます。

いずれにいたしましても、国内の農業生産が中間にあって、そしてこの低い自給率を少しでも上げていくんだという意味では我々と衆議院の御議論とは一致をしておるというふうに考え、最終的には院の御判断で修正をされたということでござります。

○三浦一水君 昨年の九月十七日の最終答申の中で、その部分について、国内農業生産を基本

とした、できる限り食料生産の維持・増大を図ることではなかつたかと思つております。それが農政大綱では、先ほど申しましたとおり、若干これについては修正に至るまで糾余曲折だなという感じがしております。

ただ、私がぜひ期待を申し上げたいと思うのは、昨年の最終答申の中身が出ましたときに、本当に国民の一つの合意として、あるいは国民に対するさらなるアピールとして、この国内農業生産維持であればいいのかとか、あるいは少しでも、〇・〇何%でもふえれば増大ではないか、だから基本といふことの中にそれも含めたもっと大きな意味が定性的にあるんですと、そういうことを私自身は御答弁をしたわけでございます。

私は法律家ではございませんので、感じ方等々もいろいろさまざまにあるところかと思ひます。が、この中で国内農業生産が基本であるという関係から、その増大を図ることが基本であるとすることは、大臣もおっしゃいましたように、少し読み込まれていると私の立場からまた同じようなことを最も私はその当時評価いたしました。いろんな取り組み、議論をしてきて本当によかったなという思いを直に持つたわけでございます。

私は法律家ではございませんので、感じ方等々もいろいろさまざまにあるところかと思ひます。が、この中で国内農業生産が基本であるという関係から、その増大を図ることが基本であるとするることは、大臣もおっしゃいましたように、少し読み込まれていると私の立場からまた同じようなことを最も私はその当時評価いたしました。いろんな取り組み、議論をしてきて本当によかったなという思いを直に持つたわけでございます。

○国務大臣(中川昭一君) 今回のこの新しい基本法は、将来にわたって日本の生産者そして国民が安心してそれぞれ生きていくための施策の理念法であるという位置づけであると同時に、国際的にも今まで以上にはつきりとしたかかわり合いを条文の中で決めておるわけであります。

時あたかもWTO交渉がこれから本格化していく中で、これは決して我が国だけのひとりよがりの法律ではなくて、これは国際的にも十分通用する法律であるというふうに考えておりますが、交渉でございますから、それぞれの国の立場があるわけでございますので、我が国といたしま

おるわけでございますので、そういう意味で、先生の御趣旨も十分この条文の中で読み込めると思つておりますし、また具体的な施策におきましでも、先生の御趣旨を体した形での具体的な施策、特に自給率設定の目標についてつくつけていこうというふうに考えております。

○三浦一水君 重ねての話になりますが、自給率とのかかわりで見ましても、自給率が結果的に上昇しないという状況が続いたといつても、この内容であればやむを得ずという解釈も成り立つのかな、そんな読み方もできるのではないかと思いま

す。そういう意味で、私が最も具体的に心配をしておりますのは、いわゆる今回明確な姿勢を持つて食料安全保障の面で果たす農業の役割ということを位置づけし、国民の理解を求めるということであり、さらに次期WTOの交渉に向かまして、この国内農業生産基本の原則は対外的には強い国民の合意に基づく我が国のアピールだと私は受けとめてきたわけであります。

このような、今後具体的に我々が政策的に取り組みをしなければ、あるいは国際交渉上取り組みをしなければならないことに影響があつてはならないというのが私どもの最大の心配であります。その点、御見解があれば個々にお聞かせをいたさたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今回のこの新しい基本法は、将来にわたって日本の生産者そして国民が安心してそれぞれ生きていくための施策の理念法であるという位置づけであると同時に、国際的にも今まで以上にはつきりとしたかかわり合いを条文の中で決めておるわけであります。

時あたかもWTO交渉がこれから本格化していく中で、これは決して我が国だけのひとりよがりの法律ではなくて、これは国際的にも十分通用する法律であるというふうに考えておりますが、交渉でございますから、それぞれの国の立場があるわけでございますので、我が国といたしま

しては、国民的合意を前提といたしまして、諸外国とも連携をとりつつ、この法律が国際的にも正当化されるようさらに努力をしていかなければならぬと考えております。

○三浦一水君 ありがとうございました。

再三申し上げますが、基本法の運用に当たりましては、実体法を十分に把握しながら、國が確固たる姿勢を持つてということに尽きるかと思つておられます。その姿勢をしっかりと持つていただきながらこの点につきましてもお取り組みをお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

自給率を今後上げていこうということであります。本当に数ある先進國の中で断トツに低い、断トツに低いというのは言葉の使い方が適切じやないかも知れませんが、五〇%を割る自給率を誇る我が國であります。この点は、本当にこの國の持つてゐる農地というものの限界があるということが最大の理由かと思っております。

しかし、この特殊な事情は、WTOの交渉の場でもぜひ、事情は事情として、國を理解してもらうことは我々人間を理解してもらうことと同じであります。その条件を変えることはできないんだという姿勢でしっかりと臨んでいただきたいと思います。

さはざりながら、農地の面から見て、今まで、今後確保していくべき農地面積を明らかにしながらこの基本法に基づく施策の展開を図つていいべきだろうと私は考えております。基本法に基づきまして基本計画というものがこれから夏に向けて取りまとめをされていくやに聞いておりますが、農地面積ということについてはその中に明記をされていくのかどうか、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 農地面積についてのお尋ねでございます。

基本計画で食料自給率の目標を定めるということにしておりますけれども、その場合には、全体のカロリーベースの目標だけではなくて、主な農

産物につきまして品目ごとに品質やコスト面など

の課題を明確化した上で、課題が解決した場合における到達可能な水準、これを生産努力目標として策定することにいたしております。

その中で、農地の面積につきましても、品目ごとにどの程度の作付面積が必要なのかということ

の指標といたしますて、基本計画の中で農地面積の数値を明らかにしていく考えでございます。

○三浦一水君 関連して、食料・農業・農村基本問題調査会は、優良農地の確保に向けて農地確保方針の明確化と公共の財であることの認識の徹底と農地の適切な利用規制を求めておりますが、この点について御見解をお願い申し上げたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) たしか基本問題調査会の答申の中に「計画なれば開発なし」というふうなくなりがつたと思ひます。

私どもは、この基本問題調査会の答申を受けまして、現在、衆議院に農振法、いわゆる農業振興地域の整備に関する法律の改正案を提案いたしております。その中で、國として農用地の確保に一體どういう方針で臨むかということを、これまで都道府県、市町村段階の計画しかございませんでしたので、國としての基本的な指針をきちんと定めるということを盛り込ませていただきしておりまして、今、官房長の方から答弁がございました

ように、基本計画と農振法の改正による國の農地の確保に関する指針、この二つが両々相まって優良農地と農地の総量が確保されるというふうな方向で臨みたいと考えております。

○三浦一水君 我が國の現在の農地面積は五百萬ヘクタールをちょっと割るという状況と伺つてお

ります。また、穀物・飼料等を海外からの輸入へ頼つているという現状の中、海外の農地使用分を換算すると一千二百萬ヘクタール、我が國の農

地の二・四倍の農地を海外に借りて、いるという状況が続いているやに聞いております。

○政府委員(高木賢君) 農地面積についてのお尋ねをいたします。

基本計画で食料自給率の目標を定めるということにしておりますけれども、その場合には、全体

た。ぜひ農地の確保が具現化できるように施政をお願い申し上げたいと思います。

次に、担い手の対策についてお尋ねをしたいと思います。

担い手対策を推進していく上で、最低限確保す

べき新規参入者の目標値をやはり明らかにしていかなければ、農地ももとよりでございますが、今

の農業就業者の高齢化の状況、そして一方で、最近ではやや上向きになつてきたやの報道もあつて

おりますが、新規就農者の微増という状況もある

ようございます。しかし、ここは最も国民の心配も高いわけございまして、食料の安定的な供給という面では農地と相まってこの面が欠くことができないわけであります。であるならば、具体的な数値を持って政策の展開を図つていくという

ことが最も肝要かと考えております。それらを踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) お話をございましたよ

うに、我が國の農業が持続的な発展を続けていく

というためには、次の世代の農業を担つていただきます新規就農者につきまして、農家の子弟の皆さんはもちろんなんですかけれども、都市で育てられた青年の方とかほかの産業から農業へ参入される中年齢者の方々、いろんなルートから幅広く確保していくということが大切なことではなかろうかと考えておりまして、いろんな施策を講じて

いるわけでございます。

その中で、今御質問ございましたのは新規就農者の目標値をどうするかというお話をございました。

今後、新しい基本法のもとで望ましい農業構造の全体の展望を示すということになつておるわけ

でございますが、現時点ではその具体的な内容がまだ確定をいたしておりませんで、きちっとしたことを申し上げるのはお許しを願いたいと思います

が、私が、私ども、先ほどお話をしましたように、新規就農者の確保水準につきまして、こういう全

ての展望、見通しをつくつていく中で、お話をあ

りましたようなことも念頭に入れながら、関係の

部局とよくよく相談をしてまいりたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○三浦一水君 当然、担い手対策の中では新規就農をどう支援していくかという具体的な課題があ

るわけであります。今、資金的な対策が施されております。私は、いろいろな状況を見聞きするに

おられますが、新規就農者の微増という状況もある

ようございます。しかし、これは最も農業に

ターン的な農業者、土地の所有がなくして農業に

入るという方々に足りていいかどうか、まず御認識をいただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 新規就農者が円滑に就農されるということを支援するためにいろんな資

金措置があるわけございますが、無利子の資金制度でお話をいたしますと、三つほどございま

す。一つは、なかなか新規就農の方は技術が身につけられない方が多いということをございます。

二つは、なつかな新規就農の方は技術が身につけられない方が多いということをございます。

三つは、なつかな新規就農の方は技術が身につけられない方が多いということをございます。

そこで、自分が実際に就農するところがどう

うとこでどこが適当であるかといろんな調査

をされたり、場合によつては家族で引っ越しをされたりというようなこともござりますので、そ

ういう準備のための資金。それから、実際に経営を始められるということになりますと相当程度の機械なり施設のために投資が必要でございますが、そのための経営開始資金。大別して三つほどの資

金が用意をされております。

若干細かくなつて申しわけないんですが、御質問も十分であろうかというお話をございましたの

で、金目で御紹介をいたしますと、就農研修のための資金につきましては、県の農業大学校で研修

をされるという場合は月額五万円。それから実際に農家にお入りになつて研修をされる場合には月額十五万円というような資金が用意されておりま

す。それから、就農先の調査等の資金としての就農準備資金、これは二百万円。それから、実際經營を開始される場合の開始資金、認定就農者になられた場合には二千八百万、そうじやない場合は二千三百万という貸付限度額が設けられているわ

けでございます。

なお、これらの限度額につきましては、このところ資金需要がふえてるといいますか、十分おこたえをするという観点から、平成十年度に限度額の引き上げを図つておりますし、就農準備資金につきましては、それまで百五十万だったのを一百万円、また経営開始資金につきましては、認定農者でございます場合には二千三百万から二千八百万、それ以外につきましては千八百万から一千三百万と限度額を引き上げております。

なお 貸し付けの実態でお話をいたしますと
どのような形で実際借りられているだらうかとい
うことの事例でお話をしますと、平成十年度、ま
だ最終的な決算は出ていませんが、見込みで御紹
介をいたしますと、就農準備資金が先ほどお話を
しました二二百万円の限度のうち百七十五万円程度、
それから経営開始資金が二千万円余りの限度額
額があるわけでござりますが九百万円余りとい
ることでございまして、現時点ではまあまあ限度額
のところにまだ余裕がござりますので、私どもも
しては資金需要にはおおむね対応しているんじや
なかろうかと一応判断をしているわけでございま
すが、この実績はきっとトレースをしていかな
いといけないと思つておるところでござります。
○三浦一水君 限度額の問題につきましては、今
御説明もいただきまして、重大な問題はないとい
じやないかという御認識であります。しかし、実
際これは融資であります。融資である中で、新規
就農を目指す方が担保の提供が不可能だとすれば、
融資は成り立たないということであります。
そういう意味で、私がいろいろと耳にする中に
おきましては、新規就農者のいわゆる融資申しあ
みに対しまして、債務保証の制度があるならば非
常に取り組みがしやすいのではないかといったこ
とであります。これについて、現況で政府はどの
ようなお考えをお持ちか、お聞かせをいただきま
いと思います。

かといいますと人的な結合が強い、それから金額的にはある程度受容できる金額だろうということころで保証人を立てていただくということで対応してきていたという面がございました。それが平成四年に、一件当たりの貸付額が高くなつてきてるんじやないかとかいうことで、幾ら農村に人的つながりがあるといつてもそれが希薄化していくと、正直言つて高くなるとなかなか保証するよと、元気も出ないという面もあつたんだと思いますけれども、それまでの人的保証制度に加えまして物的担保ということで保証制度は充実をされたわけでございます。

さらに、平成六年になりましてからは、就農支援資金というのが創設されていますが、人的担保と物的担保いずれでもいいということをございましが、お話をございましたように、新規参入される場合になかなか物的担保を確保できないという実態があるわけでございまして、現在、そういう方々に何とか貸し付けをできないだろうかということで、地元で私どもが推奨していますのは青年農業者育成確保推進事業というのがございまして、関係者が集まつて何とかして保証をされる人を探すというような、地域での地道などといいますか、実情をよく知る人たちでよく相談をしていただくという活動を実施いたしております。

しかし、それでも、お話がございましたように、金額が張つてしまいましたり、このところの農村の隣近所の事情とかいろんなことがござりますと、どうしてもそれだけでは十分じゃなからういうことで、私ども、正直申しまして、いろいろな検討をしているわけでございます。

そのときに、保証制度という場合には、一つは、せつかく無利子の金なのに保証料を取ると結構また利子ということと同じになりますので、その辺をどうするかという問題もござります。これは、先生がおっしゃるような事情はわかっておりますといいますか、私どももなかなか難しい中で考えておるところでございまして、今後の研究課題にさせていただくということにならうかと思つ

○三浦一水君 検討をする中で技術的な問題もあり悩ましい問題もあるということになりますが、私は現場に足を運ばれるのが一番いいと思うんであります。余り政策はひねくつて難しく考へることはない、現場で本当の実態を受けとめれば必ずいい答えが出てくるのではないか。私は政治家としてもそういう信念を持ちながら取り組みをさせていただいているところでございますが、ぜひ検討が進むように、この扱い手確保が現実的にできるよう検討を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから 食料安全保障の問題について 一点お尋ねをしたいと思います。

食料安全保障につきましては、国民の八割がやはり安全な、そして合理的な価格であれば国内農産物の提供をしてもらいたいというのが一つの明確な国民の期待ではないかと受けとめております。また、調査の結果もそのような中にあります。

そういう中で、農業に先んじていろんな我が国の産業が海外へ生産拠点を求めるという事態が続いております。そういう意味で、将来の我が国の外貨準備高の減少を非常に心配する向きもあり、それで果たして我が国が諸外国の食料を買い続けるかなどという心配もあるようでござります。そのことはまたいろんな議論に任すとしまして、私はそのことでは答えを求めません。

日本の各企業が農業分野におきましても海外に生産拠点を求めていくという現象は、これも他産業並みとはいかなくとも数多く見られるわけであります。このことが農業自体の空洞化に拍車をかけるならば、私はこの食料安全保障、自給率といふ問題も非常に厳しい面に直面をするのではないかうかと考えております。

ある面では国民に対するアピール、その中に、いわゆる企業が企業原理に基づけば安いコストの場所を求めるというのは当たり前のことであります。しかし、食料安全保障という国家的な取り組

みを企業に理解を求めていくという姿勢も、これらは実は農業のみならず我々の国が物づくりといふことに立脚しながらその歴史を歩んできている、それが最大の資源であるという状況の中では大事なことかと考へております。

今回は、農業面におきますいわゆる生産拠点を海外に求めるということで、これらの国内企業に対してもどのような呼びかけをなさるつもりか、またそんな考え方がないか、お尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 海外に農業生産が移動するといいますか、そういうところで生産したもののが輸入してくるという動きがあるということは御指摘のとおりだと思います。また一方で、食品産業の空洞化というようなことも起つておるかと思います。

これは、国内の農業生産が消費者あるいは実需要者のニーズに十分対応し切れていないという問題根本にあるのではないかと思います。やはり、品質やロット、価格、この三つの点で国内の需要を的確に把握いたしまして、実需者との意思の疎通を通じまして、国内の農業生産の増大を図つて、いく、言いかえれば需給のミスマッチを解消していく、いくということがこの問題の基本的態度ではないかと思います。

新しい基本法におきましても、その二条三項に「農業と食品産業の健全な発展を総合的に図る」ということがあつたわけであります。食品産業と我が国の農業の結びつきがより緊密になるようにしていく、ということは基本的な態度でござります。そういう過程の中で、食品産業サイドにも我が国が国内で生産されたものが使われるよう働きかけていく、ということは大変重要なことと思つておきます。農業の理解を得ていきたい、というふうに思ひます。○三浦一水君 私企業に対する、企業活動そのものに対する規制はもちろんできませんし、お願いもしにくいわけではありますが、食料安全保障、いう考え方の理解を求めていく、その延長ならば

私は得られる理解もあり、また我が国農業に利する点も出でてくるのではないかと考えております。難しい問題ではありますが、ぜひその点も取り組みをお願い申し上げておきたいと思います。それから、これはちょっと話が飛びますけれども、輸入農産物につきまして、その輸入農産物自体が我が国の農業に決定的な打撃を与えるときには関税措置も辞さないといったような内容がこの基本法の中にはつたかと思います。緊急に必要がある場合に関税率の調整、輸入の制限等の措置は現行法でもあります。この基本法の中でもとり得るということです。

○政府委員(渡辺好明君) 新基本法案の第十八条でございますが、関税率の調整、輸入の制限について規定を置いているわけでございます。これは、予期しない事情の変化による輸入の増加によりまして国内産業に重大な損害なりそのおそれが生じておって、国民経済上緊急に必要があると認められる場合に行います関税の引き上げや輸入数量制限を想定しておりますとして、いわゆるセーフガードと言つておるものでございまして、ガットの規定で申しますと第十九条とか、それからWTOの協定上認められているものでございますが、なおその発動要件なり手続につきましては、セーフガード協定なり関係する国内法令に詳細な規定も置かれております。これらの協定、法令との整合性には十分配慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○三浦一水君 次に、いわゆる生活者、消費者の方々と農村の交流、あるいはグリーンツーリズム

という言葉もよく使われておるようござりますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。グリーンツーリズムが言われて政策的にも実施を見ているところでございますが、非常にうまくいっている事例があれば、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) グリーンツーリズムの振興は今後の農政の新しい柱の一つであります。これまでいろいろと合意の形成なり広報、情報提供、体験民宿、さらには交流拠点の整備といったことをしてきたわけでございます。

そういう中で、例えば関東の近辺で申し上げますと、群馬県の新治村の新治地区、ここもそば打ちとかコンニャクづくりといった農産物に対する加工の分野の住民が参加をして、楽しい、珍しい体験をするというふうなことを軸にしてグリーンツーリズムをやつておるわけですね。も、年間の入り込み客が四十万人、農産物なり加工品の売り上げが一億一千万円、雇用創出六十五人というふうな状況でございます。

それから、山梨県の小菅村、これは東京の奥多摩の裏側になりますけれども、ここでもやはり各種の事業を使いまして交流拠点を整備して、ここは水がきれいだということ、甲州街道の裏街道に当たるということで、伝統芸能なども残つておりますので、そういうものも発掘をいたしまして、やはり年間十万人程度の入り込み客。さらにはUTA-TURENをしてこられた方が九人いらっしゃるというふうな事例が、まだ点の状態ではありますけれども、各地に出ておりまして、私たしまして関係の方々に情報提供する、これをまた一つの土台にして進めていくというふうなことをやつておるところでございます。

今回、基本法案の三十六条にもその点が明記をされましたし、いずれ小中学校も週休一日制といふことでゆとりも出てまいりますので、グリーンツーリズムをさらに振興したいと考えております。

○三浦一水君 その点を、最後になりましたが、お答えいただ

きたいと思います。

○三浦一水君 ちょっと私の聞く順序がますかつたなど、余りにいい例が出たのであとの質問がし

思います。

○政府委員(渡辺好明君) 農家なり農業者の所得

拡大の機会を与えるということも考えますと、や

はりある種の農業用の施設であり農業用の用地で

あるという考え方でございます。私

ども、やはり手続は何としても簡素化をしていかなければいけませんし、できるだけ地元に近い県知事なり市町村長がそこら辺を柔軟にやれるよう

にしたいと思っておりまして、そもそもこういつた交流施設につきましては転用の場合には許可の例外になつておりますし、このたびの農振法の改

正の中での自治体の長の権限も強化をしたいと思つております。

ただ、全く手続もなく自由にすることがどうか

といふふうに申しますと、やはりそれは同じ旅館

を建てる、あるいは同じ施設を建てるのが農業者

でない方もあるわけでございますし、そういう

方々とのバランスという問題もありますので、あ

くまでもその手続は簡素にして柔軟にするけれども、やはり踏むべきものは踏むということで現実的な対応をするのが一番ふさわしいのではないかなどというふうに考えておる次第でございます。

○三浦一水君 ありがとうございます。

○中川義雄君 自民党の中川義雄であります。

今、昭和三十六年当時制定された現行農業基本法を三十八年経て新しい基本法に制定し直すといふ大きな節目にあつたわけですが、私自身はあの安保の混亂の中で社会に第一歩をしたその年でありますして、それが中川大臣のもとで新しい基本法が制定される、非常に感無量なものを感じておるわけです。

そこで、第一点お伺いしたわけですが、昭和三十六年当時の我が國の農業を取り巻く環境や諸条件が今日の間では大きく変化し、だからこそ抜本的な改定になつたと思いますが、その点について農林省の認識を伺いたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 昭和三十六年以降と今日を比べて何が農業を取り巻く環境条件で変わつた

かという点でござりますが、何といたしまして大きく拡大したということであろうと思います。昭和三十五年のGDP十六兆円が平成九年度には四百八十九兆円ということで、約三十倍に拡大をいたしております。これは予想を上回るテンボでの成長であったと思います。これに伴いまして、賃金水準は製造業で二十一倍に上昇しておりますし、またこれに伴い国際化も急速に進んでいるというのが大きくなつた点ではないかというふうに基本的に思つております。

ういつた経済成長を背景にいたしまして、農地価格が上昇した、農地の資産的保有傾向が強まつたということがござります。そのために經營規模の拡大が停滞したという側面がございます。

また一方で、先ほど申し上げました他産業の賃金水準が上昇したということで、若年の農業者を中心には他産業に吸引されたということから、農業・農村の活力の低下につながった面があるといふふうに思ひます。

それから、所得の可上昇、国民の食生活の向上と

○中川義鑑君 今回提案されております新しい基本法の名称を食料・農業・農村基本法として食料問題を前面に掲げたわけであります。そのことは、食料問題が我が国はもとより世界の大きな問題になつてゐる、そういう認識からだと思ひますが、昭和三十六年当時の食料問題と今日の食料問題との相違点みたいなものがありましたら、農林省としてその認識を説明していただきたいと思います。

おつたということもあります。それに加えまして、我が國の食料自給率がカロリーベースで八割近い水準であったということあります。その後、先ほども申し上げましたが、國土資源に制約がある中で国民の食生活の水準が大幅に向上了しまして、自給品目である米の消費が減少する一方で、畜産物あるいは油脂の消費が大幅に増加をいたしました。その結果といたしまして、飼料穀物などの原料農産物の輸入が大きく増加をして、食料自給率の低下をもたらしたわけでございま

それから、現在の食生活は畜産物や油脂の消費の増加によりまして、むしろ脂肪分の摂取過多、それによる栄養バランスの崩れというおそれまでの状況になつてきましたと存ります。また、余りにも食料が豊かであるということのために、食べ残いや廃棄の増大、こういった問題が生ずるに至つてゐるというふうに認識をいたしております。

また、今お話をありましたと、世界全体を見ますと、にもかかわらず、食料生産の拡大を図る上で、何が原因で、何が問題で、何が対策でありますかとお尋ねになりますと、やはり、人間の人口増加が大きな要因であります。つまり、世界の人口が増えて、食料の需要が増えて、供給が追いつかない、これが大きな問題であります。また、食料生産の技術的な進歩も重要な要因であります。たとえば、農業機械の開発や、農薬・肥料の使用によって、生産効率が大幅に向上したことなど、技術革新が食料供給に貢献していることは確かです。しかし、一方で、資源枯渇や環境問題などの課題も浮上してきています。資源の持続可能性や、農地の保護、水資源の管理など、食料生産の持続性を確保するための取り組みが求められています。

○政府委員(高木賢君) 食料の需給につきましていろいろと不安定な要因といいますか、不安をもたらす要因が明らかになつておるというふうに思ひます。

二つの側面で申し上げますと、まず需要面でございますが、やはり何といいたしましても人口増加が開発途上国を中心として依然として続いてい年間一億程度ふえていくわけでござりますが、この勢いがやんでおらないということが一

それから、食料需要の内容も高度化しておりまして、経済成長に伴いまして中国を初めとする国々で畜産物の消費の拡大が進んでいます。そうなりますと、飼料穀物需要が増加をいたします。こういう人口の増加と飼料穀物需要の増加という点で需要面では大変食料需要には堅調なものがあるという状況かと思います。また、見通しとしてもこれが続くというふうに思われます。

○中川義雄君 確かに、需要面と供給面からの要因というものは、もちろんそれがすべてを説明できるわけですが、しかしそのことは南北問題、南における飢餓状態、要するに発展途上国と先進国、そしてもう一つは東西問題、ベルリンの壁が崩壊して社会主義国家はすべて飢餓で悩んでいる、北朝鮮で見られるように。社会主義国家における破綻の要因、これは需要と供給だけで説明できないような気がするんですが、その点についての何か認識があれば説明していただきたいと思いま

○國務大臣(中川昭一君)　社会主義国家はいずれも農政に非常に苦労している。今、たまたまある新聞で中国の特集をやっておりまして、五〇年代のあの大躍進の失敗というものが非常に生々しく書かれておりますけれども、やはり社会主義体制においてみんな平等だということでやつてきた理想と現実との違いというものが非常に大きい。したがいまして、旧ソ連時代も、例えばヨーロッパからシベリア鉄道を経由してビール麦なん

して伸び悩みの傾向が出てきているところとでござります。

それから三番目には、既にいろいろなところで報道されておりますが、世界各国におきまして土地壊化が進行している。さらには、地球温暖化等の大きな環境問題の顕在化ということもありまして、供給面では種々の制約が明らかになつてきているというふうに思います。こういった、需要は拡大する一方で、供給面で

れども、やはり生産体制あるいはまた技術関係も、そうなのかもしませんが、トータルとしての農業生産体制に関してやはり日本や先進国とかなり違うのではないか。

特に、北朝鮮につきましては土壤の問題あるいは米の品種自体もどうも違うようでござりますて、収穫量の問題等々があつて、今百三、四万トンの食料がどうしても確保できないというような状況のデータもあるようございますが、人

○中川義雄君 確かに、需要面と供給面からの要因というものは、もちろんそれがすべてを説明できるわけですが、しかしそのことは南北問題、南における飢餓状態、要するに発展途上国と先進国、そしてもう一つは東西問題、ベルリンの壁が崩壊して社会主義国家はすべて飢餓で悩んでいる、北朝鮮で見られるように。社会主義国家における破綻の要因、これは需要と供給だけで説明できないような気がするんですが、その点についての何か認識があれば説明していただきたいと思いま

されなければならない」と、いわば消費者の視点を重視した規定でござります。

そこでお伺いしたいのですが、主要農産物のうち四分の一、二五%を特定の地域や国に依存しているものがあれば例示していただきたいし、特にもし五〇%以上を特定の地域に依存しているような農産物があればここで例示していただきたい。そして、そういうものがあるとしたら、これを分散させる方式といったものをこの基本法の中で具体的に施策としてどう展開していくかということについてもあわせて伺いたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 輸入数量ベースで特定の国や地域に四分の一以上を依存している農産物というところで拾いますと、一九九八年の貿易統計によりますと、トウモロコシ、大豆、小麦、牛肉、豚肉、鶏肉というものがございます。その中で特に五割以上を依存しているものに何があるかということをございますが、トウモロコシ、これはアメリカ一国で八八%、大豆、これもアメリカが七九%、小麦、これもアメリカで五四%というところでござります。

ましてウオツチをして的確な情報を把握していく、そして必要に応じて輸入先を多角化するといふことも当然視野に置いているわけでございます。そういう視野に置いた中で安定的な輸入の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中川義雄君 食料の安定供給に必要なのは国内生産の向上、自給率のアップにあることは間違いない事実なんです。しかし、私は、この政策課題は解決しなければならないが、物すごく難しい問題だと、こう思つんです。

そこで、農林省がここに提出した資料の中に我が国の食料自給率の推移について図解や表があるわけですが、昭和三十五年の八〇%ぐらいから最近の四〇%ぎりぎりまで一貫して自給率は低下しているんです。ですから、この自給率がなぜ低下しているのかという要因分析をきちんとしないと、ここへ来て自給率を上げていく施策の転換の参考にならないと思うんです。

そこで、これだけ一貫して自給率が下がつている要因を農林省はどうとらえているのか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 食料自給率の低下の要因でございますが、やはり基本的には国民の食生活の大変な変化が背景になつてゐると思います。

具体的に言いますと、米の消費が大幅に減少している、それに対して畜産物あるいは油脂の消費が増加しているということが基本にあると思っております。米の消費が減退するとなぜ自給率の減少につながるのかというのは、もう御案内のとおりでございますけれども、我が国の風土に適した農産物である米の消費が減りますとその供給量も減るということで、米のウエートが減つてしまりますから自給率低下の要因ということでございます。

一方、油や畜産物の消費が進みますと、そのえさや原料たる大豆あるいは菜種などいうものは日本国内では生産が不得意なものでござりますから輸入に依存せざるを得ない、こういうことでございま

○中川義雄君　今、自給率の低下について一走の説明を受けましたが、これははつきり言うと、国内の総需要に対する国内生産がどうなるかということなんですね。総需要がふえたのは、人口がふえてきたこと、それから一人当たりのカロリーがあップされてきたこと、主にカロリーがアップされてきたのは食生活の洋風化、昭和三十五年から今日まで食生活の洋風化が極端に進んできている、そういうものもあつたと思います。

それともう一つは、農業をめぐる条件が厳しくなつていつた。ですから、農地が壊滅し、転作または耕作放棄地が出たり農地が他の用途に変わつていつた、そして分子が減つていつたということも私はあると思うんです。それを率直に見ないとならないわけです。

それともう一つは、この法律では自給率を認定するというふうに書いてあるんです。ところが、食料の自給率は農政サイドだけでは決められない。これは農業基本法ですから農政の基本になつていて。しかし、漁業だと林業も合わせていないと決められないと思うんですが、その点の矛盾についてはどう考えておられますか。

○政府委員（高木賛君）　御指摘のありましたように、食料という面を見た場合には、農産物だけでなくて水産物あるいは林産物の一部でござりますキノコ類も入つてまいります。したがいまして、食料の自給率という場合には当然、魚や海藻などの水産物もカウントをすることをしなければいけませんし、特用林産物であるキノコ類もカウントをするということで臨みたいと思います。

厳密に言いますと、ガロリー・ベースで全体を表示しようということです。すなはち、海藻やキノコはそれほどカロリーはございませんけれども、これも品目別に目標を立てる、その数値を表示しようとすることで現在検討をいたしております。では、それは一体どういうことでこの基本法上

位置づけられているのかということをございます。が、まさに水産業、林業とのかかわりは農業においては否定できないわけでございますので、この総則の第六条におきまして水産業と林業とのかかわりについて規定をいたしまして、水産業、林業の振興に必要な配慮をするということですながりをつけているわけでござりますし、基本計画で自給率の目標を立てるときに、先ほど言いましたように、食料として重要な位置を占める水産物、キノコをカウントする、こういうことにいたしておりますわけでございます。

○中川義雄君 それで、衆議院における修正において、これは本当にそうあつていただきたいとい

う願望が入つていてると思うんですけれども、自給率の「向上を図ることを旨とし」と自給率の設定に際して。ですから、今度つくる基本計画では現行の自給率より必ず向上する目標を掲げねとな

らう。これは施策の目標としてはすばらしいことだと思います。ですが、しかしこれは大変危ういこ

とがあると。

それは、目標として掲げたが、実際やつてみたらそれが目標よりはるかに下がつたようなことを

国民に与えてしまうと、この基本法全体に対する信頼が失われるという大きな問題が起きてくるわ

けです。しかし、国権の最高機関たる国会で修正を受けたわけですから、何としてもその目標を、

向上する数字を掲げぬとなりませんが、そのための施策の展開ということになりますとこれは簡単なことではない。なぜかといふと、人口問題を考

省だと他の官庁にやはりお願ひする。

農林省ができるることは国内生産を増大する政策

ができるだけであつて、そういったものとの相関性を考えると、かなり大きな目標でないと率どし

省などと他の官庁にやはりお願ひする。

農林省ができることは農林水産省の所管で

ござりますけれども、我が省一省だけではやり

切れないのでございますので、各省、政府全体

が力を合わせてこの基本計画を審議会のもとでつ

くり、そして全力を挙げてそれぞれ一体となつて

実現に向けて努力していく決意みたいなものを、政府としてそれを受けてやつていくという決

意みたいなものをして明瞭にしていただかな
いと、これは大変なことだ。ただ容易に向かうする
ことはできなかったとき、私は恐ろしささえ感じま
す。そのぐらい難しい問題だと思つております
が、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 諸外国に比べて極めて

低い我が国の自給率、これに対しては、先ほども

御質問がありましたけれども、もう国民の大半が

強い関心を持ち、そして向上を望んでいるという

ことでございます。

他方、委員御指摘のとおり、この自給率とい

うのはあくまで供給し、そして食べることによつ

て結果的に自給率というものが出てくるわけでござります。したがいまして、消費者サイドのニ

ーズを生産サイドが受けける、あるいはまた消費者サ

イドの食べ残しの問題、あるいはまた日本型食生

活の普及、さらには子供たちに対する食生活の教

育といった問題等々、多面にわたるわけでござ

ます。したがいまして、御指摘のとおり、農林水

産省だけで数字を決めることはなかなか難しいわ

けでございます。

○政府委員(高木賢君) 農村を新たに入れました

のは、農業が持続的に発展する、そしてその役割

でこの基本計画をつくるわけでござりますけれど

も、この審議会は政府全体の審議会でございまし

て、この基本計画をつくるに当たっては、各省、

政府全体に関しているいろいろな意見を聞いたり、ま

た資料等の提出を求めるに当たっておりまますの

で、総理大臣のもとでのこの審議会で政府全体と

してあらゆる面から検討をし、そして必要な施策

が実現できるように政府全体として努力をしてい

くと。

そこで、食料・農業・農村審議会というところ

でこの基本計画をつくるわけでござりますけれど

も、この審議会は政府全体の審議会でございまし

て、この基本計画をつくるに当たっては、各省、

政府全体に関しているいろいろな意見を聞いたり、ま

た資料等の提出を求めるに当たっておりまますの

で、総理大臣のもとでのこの審議会で政府全体と

してあらゆる面から検討をし、そして必要な施策

が実現できるように政府全体として努力をしてい

くと。

そこで、食料・農業・農村審議会というところ

でこの基本計画をつくるわけでござりますけれど

も、この審議会は政府全体の審議会でございまし

て、この基本計画をつくるに当たっては、各省、

政府全体に関しているいろいろな意見を聞いたり、ま

た資料等の提出を求めるに当たっておりまますの

で、総理大臣のもとでのこの審議会で政府全体と

してあらゆる面から検討をし、そして必要な施策

が実現できるように政府全体として努力をしてい

くと。

そこで、食料・農業・農村審議会というところ

でこの基本計画をつくるわけでござりますけれど

も、この審議会は政府全体の審議会でございまし

て、この基本計画をつくるに当たっては、各省、

政府全体に関しているいろいろな意見を聞いたり、ま

た資料等の提出を求めるに当たっておりまますの

で、総理大臣のもとでのこの審議会で政府全体と

してあらゆる面から検討をし、そして必要な施策

が実現できるように政府全体として努力をしてい

くと。

それから、農業生産活動を通じまして、多様な

生物の生息地の提供といった自然環境の保全とい

うものも一つございます。特に、ヨーロッパなど

では大変強調されておりますが、最近、我が国で

それから、農業生産活動を通じまして、多様な

生物の生息地の提供といった自然環境の保全とい

うものも一つございます。特に、ヨーロ

○中川義雄君 この基本法の中では、農業の持続可能な産業としての側面を大きくとらえております。私もそのとおりだと思います。多様な産業が複雑に機能し合っている現代社会では、農業以外のすべての産業といつもは資源消費型の産業であります。数十億年地球が蓄えた化石エネルギーを消費したり、また鉱物資源を消費して、環境に対する負荷を大きくして今日の大きな問題を発生させ、そして有限な社会において、特に化石エネルギーなどはもう数世紀もつかと言われるほど、この百年間ぐらいで人類の歴史上それを多消費した社会でありました。

二世紀につなげることが今日生きる我々の最大の務めだと思う。そのためには大きな資本を投下しても、国民またはいろんな人たちに何のまざいことではない。心を大にしてやっていただきたいと思います。

私どもは、効率的、安定的な農業経営が生産の相当部分を担う、そういうふうな農業構造を実現したいと思っておりまして、そのためにつれまでにも増しまして経営感覚にすぐれたこうした効率的、安定的な農業経営を育成し、その創意工夫を生かした経営展開に対して環境整備、育成というよりは支援というふうに言った方がいいと思いますけれども、そういうふうな形で進めてみたいと思っています。

がそのときの生産費の計算を加味するにあつて、農業生産者たる農業者等の誇りを持てるような、そういう取り扱いをしておかなければならぬと私は思いますが、私の考えによると、ほとんど専業農家が役割を担つております。ところが、残念ながら、農林省の生産費の基礎では農業者、農業就業者を建設業等の単純労働者と同じ水準に置いて、同じ範疇で判断しているんですね。それで、経営者としての誇りを持たせるとか、そういうことは不可能なんですね。ですから、もしそういう支援をするとしたら、今後の農政の展開にあつて、例えば米価の決定、所得の補償等においては農家経営者が一般の企業の経営者と対等の誇りを持てるような、そういう取り扱いをしておかなければならぬと私は思いますが、私の考えによると、

○政府委員(高木賢君) 御指摘のとおり、農業は本來の機能として自然循環機能を持つてゐると思います。これは、太陽エネルギーを活用いたしまして、まさに今求められているリサイクルというふうな組み合わせという経済的側面に加えまして、「農業の自然循環機能が維持増進される」ということを農業の持続的発展の要素として明確に位置づけた次第でございます。

役員になる。いわば船頭ばかりなつてゐる。この国の言葉に「船頭多くして船山に上る」という言葉がありますが、まさにそんな状態になつてゐるのではないかろうか。

農業人といふものは単なる労務者ではなくて高い技術そしてまた経営感覚にすぐれた者でないといふ絶対できないんだ、そういう農業者を育成するんだ、そして農業者に誇りを持たせること、このことともこの国の農業の将来にとって非常に大切なことだと思いますので、その点についてこの基本法ではどうとらえ、そして今後どういう施策の展開をすべきか、説明していただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 先生の御指摘と全く感でありまして、これから農業者にはやはり高い技術と経営感覚が当然求められる時代になつてゐると言ふと考えております。基本法では、二十二条におきまして望ましい農業構造の実現に対するそれを支える農業者、意欲ある農業者に対する支援措置というのを掲げてゐるわけでござります。

し、経営を發展させていこうという段階に過ぎない。では必要な經營管理技術であるとか資金の手当とか労働力の確保とか、そういうものが必要であります。さらに、安定の時期、そして最終的に経営をスムーズに次の者に繼承する、そういうふうな発展段階に応じた特色のある政策を効率化をして投していくというふうなことにこれからは力を入れるべきだと考えております。

○中川義雄君 この新しい基本法の第二十二条で「専ら農業を営む者」、いわゆる私たちの北海道の側面と安定化の側面を通して重点的に体系化をして投していくというふうなことにこれからは力を入れるべきだと考えております。

業農家に対する支援策について述べられておりましたが、どうしていくのか。一番大事なのは、専業農家を誇りある農業人でなければやつていけない。そのためにはそれだけの専門知識と經營感覚を持つていいないとできない。そのためはどう支援をしていくか。

すからこういう言い方をしました。例えば世帯でいいまますと、だれか一人どこかに勤めているといふことになると、こつちで立派な農業をしていても兼業農家という扱いになりますし、それから老齢の御夫婦が二人で農業を細々という言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうことになりますので、「専ら農業を営む者」ということでそれで生計を立ててゐる者であつて主として専業農家を念頭に置いた概念であるといふうにお取扱いくださいただきたいと思います。

ですからこういう言い方をしました。例えば世帯でいいまますと、だれか一人どこかに勤めていると、いうことになると、こっちで立派な農業をしていても兼業農家という扱いになりますし、それから老齢の御夫婦が一人で農業を細々という言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうことになりますので、「専ら農業を営む者」ということで、それで生計を立てている者であつて主として専業農家を念頭に置いた概念であるというふうにお取扱いいただきたいと思います。

こういう「専ら農業を営む者」というのは、この基本法の中の二十二条ではいわば經營意欲のある農業者者の代表選手という形で位置づけをいたしておりますので、ここに施策を重点的、集中的に投じていく。それを通しましてこういった方々が農業経営、こういう農業経営が生産の相当部分を担うような農業経済を実現していくということになります。先ほどの答弁の繰り

私どもは、効率的、安定的な農業経営を育成し、その創意工夫を生かした経営展開に対し環境整備、育成というよりも増しまして経営感覚にすぐれたこうした効率的、安定的な農業経営を育成し、その創意工夫を生かした経営展開に対し環境整備、育成というよりは支援というふうに言つた方がいいと思つますけれども、そういうふうな形で進めたいと思つております。

とりわけ、認定農業者制度発足以来十四万人に達しておりますけれども、こういう方々も含めまして、あるいはこれから新規就農をされる方も含めて、何よりも意欲のある若い手に施策を集中するということで、資本装備の充実、労働力の確保、経営管理能力や技術の向上という点で経営全般にわたりまして施策を重点的に講じたいと思います。

その場合、とりわけ段階に応じた施策の実施ということが重要でございます。新規就農するときにはその技術なり資本装備に対する支援が必要であります。経営を发展させていくこうという段階におきましては必要な経営管理技術であるとか資金の手当と労働力の確保とか、そういうものが必要であります。さらに、安定の時期、そして最終的には経営をスムーズに次の者に継承する、そういうふうな発展段階に応じた特色のある政策を効率化の側面と安定化の側面を通じまして重点的に体系化をして投じていくというふうなことにこれからは力を入れるべきだと考えております。

○中川義雄君 この新しい基本法の第二十二条で「専ら農業を営む者」いわゆる私たちの北海道の専業農家を意味するものだと思いますが、この専業農家に対する支援策について述べられておりますが、どうしていくのか。一番大事なのは、専業農家こそ誇りある農業人でなければやつていけない。そのためにはそれだけの専門知識と経営感覚を持つていいないとできない。そのためにはどう支援をしていくか。

農業者、農業就業者を建設業等の単純労務者と同じ水準に置いて、同じ範疇で判断しているんです。それで、経営者としての誇りを持たせるとか、そういうことは不可能なんです。ですから、もしそういう支援をするとしたら、今後の農政の展開にあって、例えば麦価の決定、所得の補償等においては農家経営者が一般の企業の経営者と対等の誇りを持つて居るような、そういう取り扱いをしてなければならぬと私は思います。私の考えに対する御判断をいただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 先生が北海道の例をどうされて専業農家とおっしゃいました。先生が例示をされました専業農家というのは、多分ここで言つておられる「専ら農業を営む者」というのとほとんど同じだらうと思います。

ただ、私ども、この農業者個人に着目した概念で、家族なり世帯にとらわれた概念でないものですからこういう言い方をしました。例えば、世帯でいいままで、だれか一人どこかに勤めているということになると、こつちで立派な営農をしていても兼業農家という扱いになりますし、それから老齢の御夫婦が二人で農業を細々とという言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうことになりますので、「専ら農業を営む者」ということで、それで生計を立てている者であつて主として専業農家を念頭に置いた概念であるというふうにお取り扱いいただきたいと思います。

こういう「専ら農業を営む者」というのは、この基本法の中の二十二条ではいわば経営意欲のある農業者の代表選手という形で位置づけをいたしておりますので、ここに施策を重点的、集中的に農業経営、こういう農業経営が生産の相当部分を担うような農業経済を実現していくということになると、なろうかと思つております。先ほどの答弁の繰り

の 基本法の数年来の議論の末の法律案でございま
す。

WTOとの関連においては、これにまつては、将来にわたって食料・農業・農村が発展していくことによる策を講じるための基本法でござりますので、これがWTOの交渉においても我が国が立場がきちっと受け入れられるよう、国民的なコンセンサスのもとで次期交渉に臨んでいかたい、そういう意味で大きな時代の転換点にふさわしい、将来にわたってたえ得る基本法として御審議をお願いしたいと思います。

（群馬県）ちょっととことで触れさせていただきます。

でWT.Oの交渉により厳しさを増したというような発言があつたやに載つておきましたけれどもこの修正でWT.Oの交渉が厳しくなつた、国内生産を拡大するということで厳しくなつたといううな認識はござりますか。

○政府委員(竹中美晴君) 先ほど大臣から二点の修正について申し上げましたけれども、それは基本的に観点が変わるのでありますんし、このことによつて直ちに次期交渉に何らかの影響がかかるということではないと考えております。

○郡司彰君 それでは次に、現行基本法の評価についてことで、午前中も議論がございましたけれども、私ども、常々これまでの農政をその都度振り返つてきちんと反省すべきところはすることによって新しいものが理解もされ、実行に移されべきだろうというようなことを申し上げてまいりました。

生産を適合させ、そのことによって所得を
くか、こういうことであつたと思ひます。

その考え方はどうなつたのかということをございますが、需要がないところに生産があつても、それはまた売れないので、あるいは高く評価されないので、こういうことでござります。したがつて、食料の供給は国民のニーズにこたえなければならぬといふことは、所詮、去るまでよ

か、当委員会で何回かそういう御質問をいただいておりましてそれにについてお答えをしておるところございまして、公式の、正式の場で私どもが申し上げておることが現行基本法に対する一つの評価というふうに御理解をいただきたいと思いま

の三項にその点を規定しております。「高度化しきつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」¹⁾ といふことで、食料の供給についての考え方いたしましてはあくまでも国民の需要に即して行うんだということを明記してござ

○郡司彰君 選択的規模拡大が思うように進まなかつた原因の一つに土地ということが挙げられましたけれども、これから的新しい農業基本法の目指すものが、もしかするとまたいろいろな要因によって思うようには進まないというようなこ

て御議論をいただけれどと思つております
続きまして、同じようなこれまでの間の関係で
一、二、三、四のイソ、の最終的な答

ござりますけれども前回の方策の最終的な合意を受けて、六年間に限りましてウルグアイ・ラウンド対策を国内できちんとやつていこう、そして次の交渉までには国内農業をもう一回きちんと形にづくり上げていこうということで六兆八千億円の予算が組まれて、これは現在も含めて使われているわけであります。

この六兆百億円の使い道について、この音頭で
話をいたしましたところ、効果は上がっています
よというようなお答えをいただきました。地元の方でそれぞれ聞いていますと、一人一人の農民に
とりましてはウルグアイ・ラウンド対策費でこれ
ほどよくなつたということを聞くことが少ないよ
うなところがございます。

もうすぐ二〇〇〇年が過ぎるわけですが、それでも、どのような形でもつてお使いになつたけれども、三月三日までの春まつが用つかにござります

献で意をでて續であつたかということは整理したい、また公表さる考え方をおありでしようか。

○政府委員(高木賢君) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策につきましては現在進行中でござりますが、完了した暁にはきちんとどのような実績があつたかということは整理したい、また公表さる

○郡司彰君 私どもは、一生懸命やつてください
てはいるだらうということで、そのような全体像につ
きお話しをいたいと思っております。

明らかになるのを楽しみに待ちたいなどという思ひがあるわけあります。

若干この間の経過の中で、例えば新聞報道によりますと、このような事業がUR対策費で使われていいんでしょうかというような記事も見られました。場合によりましてはUR対策費の中で、新たな外郭団体でありますとか、あり

ていいに言うと天下り先になるような団体といものが多つくられているのではないかというようなうわさがございますが、私はそのようなことはないだらうと考えております。

しかし、事業体としてそのようないろんな団体ができ上がつたということになりますと、この経過が過ぎた段階でランニングコストがかかるよう

ななものもつくられてきているのかなという感じがいたしまして、そのようなものがありますれば、

この経過後のランニングコストその他の予算的な措置はどうになさるお考えか、お聞かせいた

だときたいと思います。

○政府委員(高木賢君) この事業の中には、例え

ばある団体に資金を積みまして、その団体が弾力的に事業を実行できるという見地からそういう仕組みをとっているものも確かにござります。

それから、その後がどうなるかということですざいますが、一応これは期限を切った事業でござります。既にある団体の仕事として活用するとい

う形を基本的につけています。

それから、その後がどうなるかということでござりますが、一応これは期限を切った事業でござります。したがいまして、その時点が来ましたら締め切る、こういうことでございまして、その先またどうなるかということは、そのときの需要がどうなるかということにもかかわり合つてくるわけございますが、一応これは六年間の事業、公共事業につきましては二年延ばしておりますが、完了時期があらかじめ定められておりますので、そのように対処したいと思います。

○都司彰君 本文の方に入つていきたいと思いま

す。三点の修正がなされたということをございますけれども、私ども民主党としましては、できます

ればもう少し議論を重ねる中でよりよい形のものがつくられればありがたしなどいうような思いがございます。

そこで、私の和田委員が本会議でも質問をいたしましたけれども、前文の関係でござい

ます。これは、私どもだけではなくて、私ども以外の政党の方も質問等でそのような発言をいたしておりますけれども、衆議院の方の大蔵の答弁等を読ませていただきますと、過去三、四年の間、基本法というものについては前文がない形のものが多かつたというような説明がございました。

御存じのこととおもいますが、私は申し上げるままでおりますけれども、過去三、四年の間に成立いたしました、私どもが提唱してまいりましたものづくり法案でありますとか、あるいはまた今、参議院の方で修正を加えまして衆議院の方に送られております男女共同参画社会基本法案、これらについて前文が入つてある、あるいは修正でもって新たに加えられたというような経過がござります。

そのような観点から、改めて現行までの流れの中で前文がないことが定着をしているんだ

ということについては、違つんだという認識でお考いいただけますでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 経過を申し上げますと、今まで、三十八年ですか、中小企業基本法が政府提案で出されたときを最後にいたしまして、政府提案の基本法には前文がないということが通例でござります。それを御説明して申し上げているわけでござります。

もちろん、その後、先ほど御指摘のありましたように、国会の御意思により男女共同参画社会基本法案が参議院で前文を入れる修正があつたとい

うことも承知しております。ただ、今回の基本法案につきましては、衆議院段階ではそういう合意

が成らなかつたということで修正が行われていな

い、こういうふうに承知いたしております。

○都司彰君 もちろん、与野党での合意がなかつたということで修正が成らなかつたというわけでありますけれども、参議院の審議はきょうからでござります。

各党がそのような認識に立ち至つたときには、改めてこの前文についてもお考えをいただきたいと

思います。

この前文につきましては、これは申し上げるまでもないと思いますけれども、残念ながら、私どもは地方に戻りまして今、農業基本法の議論をし

ていますよといふ話をしますけれども、なかなが内容にまで立ち至つて、深みまで知りたいと

いう方は非常に限られていますから、そういう話をしておりませんけれども、残念ながら、私どもは非常に限られていますから、この差を埋めるということ

が、私どもとしてはこれからWTOに臨む日本

の国内支持その他も含めまして非常に重要なことになつてくるんだろうというふうに思つております。

そういう意味で、条文の全文を読んでいただけ

るということが一番ありがたいわけでありますけれども、なかなかそつはならないという段階におまつらお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 前文を置かなかつた経緯については、やはり前文をもつて国民各層に知らせることが私どもの責務ではないかなという思ひがありますけれども、改めて大臣のお考えがありま

るということが一番ありがたいわけでありますけれども、なかなかそつはならないという段階におまつらお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 前文を置かなかつた経緯については、官房長から申し上げたところであります。そもそも前文といふのは、法律を制定するに当つての経緯、そしてまたその基本的な理念というものをわかりやすく概説的に書くと

いうことがあります。経緯につきましては、私の提案理由説明で経緯を申し上げたところでござります。

ですから、非常に読みやすいと同時に、今抽象的

といふ御指摘がありましたが、要は、この法律の基本理念、二条から五条まで四つあるわけでござりますけれども、衆議院の審議はきょうからでござります。

ごぞいいます。きょうからの審議の中で、それぞれ各党がそのような認識に立ち至つたときには、改めてこの前文についてもお考えをいただきたいと

思います。

○都司彰君 続きまして、二条の方の関係でありますけれども、「食料の安定供給の確保」という

ところで、「将来にわたつて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければなりません」。というような文言がござります。

私ども、いろんな資料を見る中で国民の食料に対する関心は、安全だということ、合理的な価格、あるいは安定的にという、この三つがどうも多いようございますが、この中で言います「良質な」というのは、国民の多数が望んでおります

安全ということと同意義のよなこととらえることが解釈としてよろしいかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) この辺も法制当局との間で議論になつたところでござりますが、良質と言ふ場合に、品物の性質としてすぐれている意味であります。ということは、安全性について非常に重要なポイントであることは当然でありますけれども、良質な食料と言ふ場合には、品物の性質としてすぐれているということから当然安全性の条件を満たすものであるということです。良質の中に簡単に言えば包含されているということで整理されたわけでござります。

○都司彰君 良質という中に安全が含まれていて、ということをごぞいますけれども、良質といふことで今思ひ出しますのは、居酒屋に行つて例え

ば枝豆が出てくる、非常に多く出回るようになります。この良質といふことと安全といふもの

が、それぞれの意識の中では必ずしも同一になつてきていません。現実があります。

例えば、遺伝子組みかえ食品等の普及によりまして、形や栄養価も含めて全部そろつてきてます。しかし、その安全性が私たちの一般的な認識として、一般的に安全といふことまでみんなが認識をしているかというと、これは必ずしもそうじやないんじやないかというふうな思いがあります。

そういう意味では、良質といふことに安全というものが含まれるというようなことではなくて、安全といふことをもつと前面に出すことによつて、良質と言われる中でも危惧を持つている人たちに対するそういうものも訴えていくといふことが大事なんじやないかと思ひますけれども、改めてどうでしようか。

○政府委員(高木賢君) 繰り返しになりますが、二条一項の「良質」という規定では、見た目あるいは食味といふ五感に訴えるものだけではなくて、そのものに内在する質のよしあしの中で安全性といふものを含んで解釈しているということです。

ただ、現実の実践的な施策に当たつていわゆる安全性を確保するということは一つのポイントでございますので、第十六条で具体的な対策の方向を規定するに当たりましては、食料の安全性の確保を図ることで、その良質をかみ砕いて安全といふことを明示したわけでござります。

○都司彰君 今、官房長の方からも十六条ということをございましたので、また後ほど触れたいと思います。

さらに、この二条の中には、これも既に私どもの共通の認識になつてゐるかと思ひますけれども、安定的な供給については、農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせるというような文言がござります。大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思います

が、国内生産が基本だということありますけれども、基本というのはどの程度の割合でありますか。

○国務大臣(中川昭一君) これは自給率でいえば一番わかりやすいことになるんだろうと思いますが、当然我が国は主要国家の中でも一番低い自給率である。一方では、最近はデータとしてはとつておりませんけれども、金額ベースでのぐらいい思ひます。野菜とか海藻とか特用林産みたいなものは日本の中でも結構とれている。魚は六割の自給でありますけれども、なかなかカロリーベースにすると生きてこないというようなこともあります。

もちろん、自給率の設定といふものはこの後やつていくわけありますけれども、基本と言つた場合に、ではどのぐらいなんだと言われると、これから自給率設定に向けてかなり難しい作業をしていかなければならぬわけでございまして、直接的にはお答えできにくいというか、今の段階ではできない話でございます。

ただ、私自身は、今の日本の食生活というのには国内の食料が基本になつてないという認識を持つております。

○都司彰君 今、大臣の方から最後の方でいただいた話で、今後の施策がより充実されるのではないかなという思いもしております。

さらにも、輸入については、先ほど外貨の準備というものがいつまでこれほどあるというふうな予測が立てられるのかというようなことがございました。一方、備蓄の関係でありますけれども、備蓄はやつぱり不測時の食料の安定供給の確保としてとくに意味合いを持つものではないかなということを考えるわけありますけれども、備蓄は現

ます耕種農業と畜産との関係が複合的なものにはなかなかなつてない、そういうふうなことも含めて広い意味での備蓄というものを日本の土地利用のあり方も含めて考えていくことが必要なんじやないかというふうにも思つております。

穀物そのものの備蓄に加えまして、食用に転用可能なえさ米、あるいは家畜そのものも入るんでしょうか、食用穀物、芋類などの作付に切りかえすることができるような土地利用などがもう少し備蓄という観点でもつて議論されてもよろしいのかなという思いがありますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(樋口久俊君) 専ら、人間が直接食用に供するといいますかそういうものと、それを畜産といいますか飼料に転用できるものが当然あるわけでございます。例えば、お米でございますと、備蓄との関係で申しますと、現在、政府が回転備蓄方式で物を確保していると、御承知のとおりだと思いますけれども、これを飼料米として、つまり一定の位置づけを与えてつくっていくということについては、生産といいますか物を確保するという意味では、食用に転用可能という利点は確かに先生おっしゃるようにあるわけでございます。

ところが、片方で、一番のハードルといいますか高いハードルなんですが、生産農家の採算性、それから飼料の場合は飼料工場における原料を安定的に確保しないといけないという課題もござります。そういうこともございまして、大変高いハードルがあるということをまだまだ検討すべき課題が多いと思っておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、米の場合をとりますと、畜産農家から見ますと輸入のトウモロコシと同様程度で供給できないとなかなかそれは利用できませんけれども、基本線は金融でありますとか財政の支援措置のような形にどうでも、持続的な農業に転換をするということをうたつた基本問題調査会の答申よりも全体後退をしているような感じに私は受け取れるようなどころがございます。

例えば、先ほど言いました環境三法と言われるのも、持続的なというような中身も内容的には若干盛られておりましたけれども、基本線は金融でありますとか財政の支援措置のような形にどうしてもとられるような中身に偏していくのではないか、この自然循環機能の持続的なというような形のものがもう少しねりやすくなっていますが、アピール力を強めるような形でもつて打ち出せないかという思いがありますけれども、どうでしようか。

○政府委員(樋口久俊君) お話をございましたように、この法律の中では持続的な農業、農業が持続的に統いていくそれなりの条件を確保するために自然循環機能を確保する。その手法として、環境保全型農業という言葉を使って御質問もあつたわけではございますが、私どもで申し上げますと、

乖離があるということでござります。

確かに、お話をのように新たな投資が必要ないと技術が容易だという利点がある一方で、大きな経済的負担を行うという課題がございますので、その位置づけを与えることについては相当慎重な検討が必要じやないかと私どもは考へてゐるところでございます。

○都司彰君 いずれにしましても、これから長い将来にわたつての基本法でございますので、そのような議論も重ねていただく中でよりよい形を見出していくだければというふうに思います。

次に、自然循環機能の維持増進ということで、四条の方にも書かれておりますけれども、基本法の議論に先立ちまして、高農業生産方式導入促進法でありますとか畜産排せつ物管理適正化法あるいは肥料取締法等の審議がなされました。その際も私の方でちょっと申し上げたわけでありますけれども、持続的な農業に転換をするということをうたつた基本問題調査会の答申よりも全体後退をしているような感じに私は受け取れるようなどころがございます。

例えは、先ほど言いました環境三法と言われるのも、持続的なというような中身も内容的には若干盛られておりましたけれども、基本線は金融でありますとか財政の支援措置のような形にどうでも、持続的な農業に転換をするということをうたつた基本問題調査会の答申よりも全体後退をしているような感じに私は受け取れるようなどころがございます。

一つは持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、それから家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案等々、もう前回ここで御審議をいただきまして御可決をちょうだいいたしておりますが、こういうものの制定によって連携を進めるための条件整備を進めていかたい、そういうことで対応をしていきたいと思つております。

○郡司彰君 自然循環機能の維持増進については、私も本会議で食糧法の関係で質問をいたしましたときに、生態系というような観点も取り入れていくべきではないかというようなことを申し上げまして、それについては若干心強いような答弁もいたいたわけでありますけれども、この基本法の中に生態系というような直接的な言葉としては入ってきていないというような思いがござります。

例えば、平成七年の生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略を策定したというようなことでございまして、農業・農村においても生物の多様性を確保していくことが盛られるということになつておるわけであります。どうもその辺の観点がこの法案の中では字句として出てこないといふことを私どもは感ずるわけでありますけれども、この辺についてのお考えはどうでしようか。

○政府委員(高木賢君) 自然循環機能の維持増進というふうに規定をいたしました。これは、これまで農林水産省で使つておられた環境保全型農業の推進に加えまして、いわゆるリサイクルの意味合いも含めた概念でござります。

今お尋ねの点でございますが、自然循環機能の維持増進というのは、植物が光合成によりまして生育する、それを動物が食べる、動物のふん尿につきまして微生物が分解する、そしてそれがまた植物の栄養となる、こういうまさに自然界の循環を促進しようとするものでございます。まさに、植物が育ち、それを食べ、そしてその排せつ物を微生物が分解する、この過程は生態系の保全にはかならないというふうに考えております。そうい

ういわゆる環境保全型農業のほかに、リサイクルなり生態系の保全という意味合いを含ませまして回ここで御審議をいただきまして御可決をちょうだいいたしておりますが、こういうものの制定によって連携を進めるための条件整備を進めていかたい、そういうことで対応をしていきたいと思つております。

○郡司彰君 先ほども申し上げましたが、例えば日本の畜産の場合だと排せつ物の管理法律がございました。その中で、堆肥化をするというようなこと、あるいは肥料取締法の中でもそれをあげますけれども、耕種農業と畜産というものの結びつきが日本の場合には随分違った形でもってなされてきた。この狭い国土の中での畜産のあり方とされる方々についての決まりができたわけでありますけれども、耕種農業と畜産というものがどちらでいらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 先ほど申し上げましたが、日本の畜産の場合だと排せつ物の管理法律がございました。その中で、堆肥化をするというようなこと、あるいは肥料取締法の中でもそれをあげますけれども、耕種農業と畜産というものの結びつきが日本の場合には随分違った形でもってなされてきた。この狭い国土の中での畜産のあり方とされる方々についての決まりができたわけでありますけれども、今後はその辺の結びつきをきちんと政府としても行つていくという姿勢がおりだと思います。

それについて、具体的な形でどのようなことを考えていらっしゃるかをお聞かせいただきたい。

○政府委員(樋口久俊君) 一つ具体的な対応を御紹介しておきたいと思います。

耕種農家と畜産農家、地域にもよりますけれども、かなり距離的に離れたところで実施をされてゐるというケースが間々あるわけでございまして、そういう場合におつくりになつた堆肥肥がなかなかスムーズに耕種農家に届かないということもあります。それで、そういう場合にはおつくりになつた堆肥肥がなかなか消滅等について農水省の方ではどのような数字をつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(渡辺好明君) 八〇年から九〇年のセンサスにかけまして、消滅集落は過去十年で十四万二千が十四万百二十二となつておりますので約二千、十年間に消滅をしたというのがセンサス上ますけれども、今後はその辺の結びつきをきちんと政府としても行つていくという姿勢がおりだと思います。

それについて、具体的な形でどのようなことを考えていらっしゃるかをお聞かせいただきたい。

○政府委員(樋口久俊君) 一つ具体的な対応を御紹介しておきたいと思います。

耕種農家と畜産農家、地域にもよりますけれども、かなり距離的に離れたところで実施をされてゐるというケースが間々あるわけでございまして、そういう場合におつくりになつた堆肥肥がなかなか消滅等について農水省の方ではどのような数字をつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(渡辺好明君) 十年間で一千ぐらいい集落がこの十五年ぐらいで消滅をしていくと、それが私の手元のデータでございます。まして約百近くの集落が消滅途上にあるといふ数字でございます。加えて、一九九〇年から九五年にかけて農家がいなくなつた、あるいは農家が点在をして機能がないというふうなことも含めます。

○郡司彰君 十年間で一千ぐらいい集落が消滅をしているということだそうであります。ちょっとお話を申上げましたが、これから先はやはり混住化を前提として非農家の方々も御一緒になつてコミュニケーション等の施設の維持にも支障を来しかねない、それからそのコミュニティーがこれまで長い歴史の間に培つてきた伝統とか文化と二重の意味で伝統的な農村の集落機能が低下をとどめています。

今、農業集落の消滅であるとか混住化という話もさることながら、その地域にいろいろと設置をされております水路であるとか排水路であるとか、そういった各種の施設の維持にも支障を来しかねない、それからそのコミュニティーがこれまで長い歴史の間に培つてきた伝統とか文化と一緒に生活するのも実施をできない、地域活動ができるといったものも実施をできません。

今、農業集落の消滅であるとか混住化といふことは、そういう時期に来てはいるのではないかといふふうに私どもは思つております。とりわけ、私は前回の補正予算の中でつづいて、この事業を御活用いただいて、できるだけスムーズに結びつけられるとありますものですから、十一年度から新たに事業をつくりまして、そういう需給マップをつく

干でありますけれども、食べ物、生ごみ等も含めまして堆肥等が出てくるというようなこともあるかもしれません、数として少ないものでありますけれども、ぜひ有効活用ができるよう手立てをきめ細かく行つていただければと思つております。

次に、五条、三十四条の農村の振興ということでおられます。

この間の農村の人団が急激に減少しているといふようなことが言われておりますけれども、集落の消滅等について農水省の方ではどのような数字をつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(渡辺好明君) 八〇年から九〇年のセンサスにかけまして、消滅集落は過去十年で十四万二千が十四万百二十二となつておりますので約二千、十年間に消滅をしたというのがセンサス上の数字でございます。加えて、一九九〇年から九五年にかけて農家がいなくなつた、あるいは農家が点在をして機能がないというふうなことも含めます。

これを見ると、コミュニティーがこれまで長い歴史の間に培つてきた伝統とか文化と一緒に生活するのも実施をできない、地域活動ができるといったふうな状況になるわけでございます。

今、農業集落の消滅であるとか混住化といふことは、そういう時期に来てはいるのではないかといふふうに私どもは思つております。とりわけ、私は前回の補正予算の中でつづいて、この事業を御活用いただいて、できるだけスムーズに結びつけられるとありますものですから、十一年度から新たに事業をつくりまして、そういう需給マップをつく

るお考えになりますか。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がありましたのは、特に中山間地域でそういう傾向が顕著だらうと思いますが、押しなべて最近の農村の現状は都市化が進行している、混住化が進むということで農業者の数も減つてきてはいる、高齢化をしている。つまり、農業者が抜けるということも都市化、混住化をするという、そういうふうな二重の意味で伝統的な農村の集落機能が低下をとどめています。

これまで長く、その地域にいろいろと設置をされております水路であるとか排水路であるとか、そういった各種の施設の維持にも支障を来しかねない、それからそのコミュニティーがこれまで長い歴史の間に培つてきた伝統とか文化と一緒に生活するのも実施をできない、地域活動ができるといったものも実施をできません。

今、農業集落の消滅であるとか混住化といふことは、そういう時期に来てはいるのではないかといふふうに私どもは思つております。とりわけ、私は前回の補正予算の中でつづいて、この事業を御活用いただいて、できるだけスムーズに結びつけられるとありますものですから、十一年度から新たに事業をつくりまして、そういう需給マップをつく

な形でもう一度復元してみる、さらにはお祭りの復活、推進、グリーンツーリズムといったようなことをいろいろと投じまして、もう一度コミュニティーの機能と維持に力を注いでいきたいと思っております。

○都司彰君 今答弁いただきましたように、これまでと同じような形のとらえ方だけではなかなか難しいだらうと思います。

ちょっと三条の方に戻らせていただきますけれども、「文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる」というようなことで、多面的機能の発揮の条項がございます。今の局長の答弁の中でも、逆な意味で農村ということだけで多面的機能ということに即結びつくのかどうかというような観点もございまして、この辺のところについては農村という使い方に非常にこれまで以上に気を配つて使っていかなければならぬ。私どもからすると、この農村で農業生産活動といふのは多いわけですから、この辺のところについても逆な意味で意を使つていただければというふうに思います。

それから、局長の方から先ほどもグリーンツーリズムを含めていろいろありました。このグリーンツーリズム、先ほど群馬県その他ですばらしい取り組みがあるという話をお聞きしましたけれども、一つの地域でうまくいっているということ、全国的に普及をしてくる、全国的な流れの中でいろんなところにそういうものが結びつくという形までなかなかひいていないような嫌いがあります。

これはいろんな方法があるかと思いますけれども、例えば自治体でありますとかいろんなところに登録をしていただいてネットワークをつくっていく。インターネットでも結構ですし、役場に電話するなりそういうような形でもつてのネットワークをつくる中で、どこにいる者も自分の住ん

でいるところの市役所なり役場に電話をすれば、行きたいところのそういう登録をしている農家の住所等がわかるようなシステムを行政が仲立ちになつてやることも必要ではないかと思つております。

○政府委員(渡辺好明君) 午前中の質疑の中で事例集もちょっと御紹介申し上げたんですが、今のネットワーク、特に最近ではもうあちこちにそういうのが出ておりますけれども、インターネットを通じましてある県のグリーンツーリズムのページにリンクをしますと、そこで具体的な市町村でどういう可能性があるかというのが出てまいります。それをまた具体的にリンクをしますと、市町

村個別の農家というふうに広がるようになっております。これは、私ども、こういうふるさとの活動を21塾の村づくりの運動などの中でやってきておりますので、なお一層それをエンカレッジするようなことを考えたいと思っております。○郡司彰君 私もちょっとアクセスしたことがあつたんですけども、実はそのときに、そういうネットワークが広がつてくる、そして登録をしていただいて、ピンからキリまでじやなくて、こいつはもう一つお願いをしたいのは、これまでのそのようなあり方がどうしても開発を伴つてきただんですね。開発ということにお金をかけるのではなくて、できるだけありのままに接していただくというようなことで、開発というようなことではない

的な観点から都市部に住む人たちが土と触れ合うことによつてというようなことが始まつた。しかしながら、例えばミュンヘンなんかですと、四分の一ぐらいの自給を賄う程度のクラインガルテンと言われるところでの生産そのものも上がつてしまつてゐる。生涯にわたつてその権利を使つていきたいと

か、そのようなことでの思いもあるわけでござります。

今日本の土地制度の中でなかなか難しいと思はれますけれども、本当に集中化された極になつている大都市以外のところではまだそういうようなことが一定程度可能なところもあるんじやないかという思いがありますが、そのようなことをいろいろな形で、今第三セクターその他という方法もとられてきましたけれども、なかなか思うようにならないんですね。このようなところについては、なかなかじやなくて、あるいは厚生省とかその農水省だけじゃなくて、あるいは厚生省とかそのようなところも含めて日本の中で定着をさせたい。こう、願わくば副次的に農業に対する関心やら興味やらも持つていただけると。そのようなことにについての取り組みの考えはござりますでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 私どもも考えておりま

したいと思つております。

これは古い数字になりますけれども、恐らく市民農園のベースでいつて五千をちょっと超えるぐらゐの数字ではないかなというふうに思つておりますので、これからもう少し力を入れたいと思つております。

○郡司彰君 そこで、ちょっと逆のような話になつてしまふんですけれども、先ほど多面的機能を農園の中でも生かしていくこと、それから農用地の転用についてもそこのところは柔軟にどういうような話がございました。こちらの話も私はよくわかるわけありますけれども、一方で農用地に指定されているものは五百万をかなり下回つて四百三十五万ぐらいというような数字になつてきているわけあります。

農村が活性化をし、これからの方を考える場合に、農用地の転用というのも柔軟にといふことでもわかるわけでありますけれども、しかしながらその辺の歯どめが、市町村だけにすべて任せてしまつて国全体の仕組みの中で農用地そのものの総量が把握できないというような数字になつてきているわけあります。

農村が活性化をし、これからの方を考える場合に、農用地の転用というのも柔軟にといふことでもわかるわけでありますけれども、その辺の歯どめが、市町村だけにすべて任せてしまつて国全体の仕組みの中で農用地そのものの総量が把握できないというような数字になつてきているわけあります。

○政府委員(渡辺好明君) 私どもも考えておりま

したいと思つております。

これは古い数字になりますけれども、恐らく市

都道府県知事が柔軟に行えるようにということを申し上げて、手續はきちんと踏んでいただきたいということを申し上げました。

幸いにして、地方分権の中で農地法につきましても従来、通達でやつておきました基準を法律上きちんと明確にいたしました。つまり、透明性の点ではこれは非常に大事な芽でござりますので、これから先もう少し力を入れるようなことをいた

振法の基準につきましても現在、国会に法律案を提出いたしておりますけれども、その中で法定によって基準を明確化するということをございますので、あくまでも優良な農地はきちんと維持していく、それから基本計画の中で必要な農地面積については積み上げを行つた上で、その必要量とそれを保持するための方策を明らかにするということで対応したいと考えております。

○郡司彰君 農村の関係につきましては、先ほど「文化の伝承等」という言葉もありました。これは私の考えたことではなくて、作家の司馬遼太郎さんなんかが言っておられますのは、文化というのは農耕民族の中で生まれてくる、これはやっぱり排他的ということがその文化の発祥のもとにはあるんだというようなことを書いているものがありました。

農村のことを考える場合に、これまで守つてきたといいますが、漠然と見ると、それ以外の人たちからするとなかなか入り込めないといいますか、そのような感性を持つていてる方が都会の方にはいらっしゃるのではないかというふうな感覚がございまして。その辺のところは、一方に偏ることなく、都会の方が農村にも行ける、農村に住んでいながらいろんな文化的といいますか、生活排水等の生活的な基盤も含めてでありますけれども、そういうようなことをきめ細かくやつていただきたいなという思いでござります。

なものとの整合性について、現在の考え方、進め方の中で保たれるということになりますでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 御案内のとおり、土地利用型農業における株式会社形態の取り扱いにつきましては、一貫して、株式会社一般は認めない、それから地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認めることとしている、しかしその際にいろいろの懸念を払拭するための措置を検討するということで、この夏までに結論を得て、明年的国会で関連法制度の整備を行いたいというふうに思つてゐるわけでございます。

その中で、今おっしゃられました業務執行役員、農作業に従事する執行役員が過半を占めることという点、あるいは事業でどういうものがやれるか、それから構成員としてどういう方が認められるかという点について今、最後の非常に熱心な議論を行つてゐるところでございます。今おっしゃられた点について言えば、耕作者主義、つまりこの農業生産法人が農地法に基づいて農地を現に耕作する者にその権利を与えるという、その点をクリアすべきバーはどこなのかというところを議論しているところでございまして、もうしばらくお待ちいただきたいと思つております。

○郡司彰君 今検討中だということですからこれら以上は無理だと思ひますけれども、いずれにしても今の商法の繪みでいくとそうう簡単ではないなというようなところがございまして、しかしながらこれも先ほどと同じように偏ったような形で実質的に参加ができるないというようなことになれば、また議論が出てくるところでございますから、その辺のところについては知恵を働かせていただいて、結果としてその土地利用型に参入をした暁にはその土地そのものが農地以外の使用ということにならないような、その辺のところについてはしっかりとやつていただければいいと思つております。

それから、特定農業法人でありますけれども、

○政府委員(渡辺好明君) 御指摘は特定農業法人でございますか。

私の記憶ではこの一年間にたしか一けたまたふえておりますので、三十二、三だったのが三十九になつてゐると思います。三十九です。

〔理事岩永浩美君退席、委員長着席〕

それで、この特定農業法人といふのは、御案内のように、集落全体の話し合いの中から、この集落の営農をある種の農業生産法人なら農業生産法人の方々にみんなお任せせしようというふうなことで、合意のプロセスが非常に大事でござりますし、それがありませんとこれは成功するものではございませんので、この歩みといふのは私自身はそれほど遅いとは思つております。着実に進めていくべきものと考えますし、そうなつていてと思つております。

○郡司彰君 三十幾つかのところで、そのうち七つか八つぐらいは島根県だらうと思います。島根県で一定程度成功しているところもあるといふことで見させていただきましたけれども、どうして島根県がうまくいっているのかなということになりますと、因果関係はそれだけではないと思いますけれども、島根県そのものが独自に中山間地、集落が消滅をする、そういうところにやつぱりきちんと自治体として予算措置をとりながら相当きめ細かい施策を行つているというふうに思いました。そのような細かい施策を行うことによつて一定程度成功するところが出てくる、やろうとする地域が出てくるということではないかと思いまます。

そういう意味では、さらに農水省の方も、それの自治体にお任せということではなくて、よりよい指針をつくつていただきて、中山間地あるいは農村の活性化に役立てていただければと思いまます。

それから、分権の関係でありますけれども、私

ども民主党の方で地方分権推進計画が出されてもう少しこの基本法の中で分権に関するところが明確になるのではないかというような思いがございました。十三条 三十七条を含めまして、財源でありますとか権限でありますとか、その辺のことろをより踏み込んだ形でもって基本法として仕上げると、そのような思いがございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(高木賢君) 地方分権につきましては、農林水産省といたしましても、例えば去年の通常国会におきまして農地転用の許可権限の都道府県への委譲を内容とする農地法の改正を行なうなど積極的に推進してきました。今国会にも地方分権一括法案を提案されておりますけれども、その中では機関委任事務制度の廃止なり地方公共団体に対する國の認可、承認などいわゆる國の関与の縮減、さらには農業委員会におきます農地主事の廃止など必置規制、必ず置かなければならぬという規制の見直し、こういうことを盛り込んで御審議をいただいております。

こういうことで、國と地方の関係でござりますから、これは農林水産省のある部分だけが分権をするということでは受けた方の地方の側のもうまくいかないと思います。そういうことで、政府全体の方針に基づいてその中での必要な対応をする」と、こういうことでやつております。

新しい基本法案は、個々具体的な点については触れておりませんけれども、頭の整理といたしましては地方分権の考え方を十分に取り入れております。

一つは、地方公共団体の責務でございますが、今提案しております地方公共団体の責務は第八条にございまして、「地方公共団体は、」「國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と。

これがどれだけ画期的かと申しますと、現行の農業基本法におきましては、このところを地方公共団体は國に準じて施策を策定するということ

で、もう右へ倣えということであつたものを、地方公共団体の主体性を明確にいたしまして、國との役割分担のもとにその地方公共団体の条件に応じた施策を策定し推進するということで、地方公共団体の自主性を明確にしたところでござります。

それから、國と地方の関係につきましても、三十七条で國と地方公共団体が対等の関係であるということを明示するために國及び地方公共団体が相協力をすることをうたっております。こういうふうに、地方公共団体の位置づけは現行農業基本法と全く異なつておりますので、考え方としてはそういう整理でございますが、あと個々具体的に施策ごとに、何を地方公共団体がやり何を国がやるか、あるいは國と地方公共団体が相協力をしてやつていくかということについては、個別の施策ごとに適切に対応していきたいと思っております。

○郡司彰君 分権についてはこれからの議論の中

でまた触れさせていただきたいと思います。

農地面積あるいは耕地利用率についてでありますけれども、先ほど來の議論の中からも農地面積が必要だということの議論がなされておりました。私も同様に、優良農地を含めまして優良ではないと言わせておられる農地もきちんと確保していくということが大事だろうと思っております。その中で、どのように耕地を利用していくかというようなことが問題になつてくるかと思いますけれども、麦あるいは大豆というようなことの前に、

きょうの農業新聞によりますと、農水省の方で来年以降転作、いわゆる減反政策でありますけれども、生産調整を大幅に見直すことを検討している

といふような記事がございました。これについてどのようなことで理解しておけばよろしいで

しょうか。

○政府委員(樋口久俊君) これは、記事にございま

すように、転作という形でのとらえ方というこ

とは必ずしも正確ではございませんで、水田利用

を中心といたします土地利用型全体の農業を、新

しい基本法にございますように国内で生産体制をどういうふうに進めていくかということの中でど

ういうふうに考えるかという全体の検討を進めて

いる、その中のいろんな情報を整理されたのでは

ないかと思いますが、そういう取り上げ方をされたのだと思っております。

○郡司彰君 全国にもいろんな意見がありますよ

うで、生産調整そのものをやめてしまった方がいい

といふ意見ももちろんありますけれども、これは

これできちんとして残しておくことが日本のため

にもなるんだというような議論ももちろんこれま

でもあつたわけであります。

いずれにしましても、さきの食糧法のときだつたでしようか、今現在そのようなことについて検討はしていないということでしたけれども、これから検討がなされるとすれば、検討する内容等についてもできるだけ速やかに明らかにしていただ

ければということを申し添えておきます。

それから、農地の利用のことに関する麦の

関係、大豆の関係についてお聞きしたいと思いま

す。

麦は、年次報告、農業白書の方で見ますと、わ

ずかながら増加傾向にありますということ。しか

しながら、麦価のときにもお話をありましたよう

に、需要と供給の大幅なミスマッチが生じてい

る。新しい麦政策によって、つまりこの情報シグ

ナル的確にとらえるような民間流通に移してい

こうということことで、ミスマッチをなくしていこう

ということだらうと思います。

しかし、御存じのように、天候等によりまして

非常に品質が変わつてくるというようなことが一

方でありますながら、この麦のところを見ますと、い

わゆる規模が大きくなれば収益が増加をするん

じやないかというふうにとらえがちですけれど

も、農業白書の方を読みますと、小規模の方が収

益がよいというような形で記載されておりまし

て、スケールメリットが生かされていない原因は

何なのかなということと、新しい麦政策に基づいて

そういうような規模拡大が一つでござります。

これから契約栽培や品質取引に対応できるような

生産体制をつくる、それから作付の団地化や合理

的な輸出体系を導入、普及していくということが

重要なことでなかろうかと思つております。

なお一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えば麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○政府委員(樋口久俊君) 自給率が低うございま

す麦とか大豆等の生産を振興していくというの

は、これは大変大切なことだと思っております

し、特に、法案の中にも書いてござりますよう

に、消費者なり実需者のニーズに即して生産をし

ていく、これは大事なことだと思っております。

これまで、麦、大豆、特に麦等につきまして

はいろいろな対策を推進してきたわけではございま

すが、もう一度さまざまな角度から状況を整理し

てみる、見直してみるとということで検討してきて

おりまして、一つは需要と生産のミスマッチ、そ

れから品質と収量の変動が大変大きいということ

が課題になつておりますけれども、私はちゃんと別なのじやな

ります。

○郡司彰君 大豆の方の関係であります。先ほ

ど官房長の方が別の委員の質問に答えられまし

て、日本は大豆は不得意だというような発言がござ

いましたけれども、私はちょっと別なのじやな

いかなという思いがあります。例えば、冒頭お話

をしました六〇年の日米安全保障の交渉のときに

岸総理が伺つたときに、自由化の第一段として大

豆の自由化というものを決めてきました。

そういうような経過の中では現在があるわけであ

りますと、必ずしも不得意だから今の大豆の生産

をしましたが、私はちょっと別なのじやな

ります。

○郡司彰君 大豆の方の関係であります。先ほ

ど官房長の方が別の委員の質問に答えられまし

て、日本は大豆は不得意だというような発言がござ

いましたけれども、私はちょっと別なのじやな

いかなという思いがあります。例えば、冒頭お話

をしました六〇年の日米安全保障の交渉のときに

岸総理が伺つたときに、自由化の第一段として大

豆の自由化というものを決めてきました。

そういうような経過の中では現在あるわけであ

りますと、必ずしも不得意だから今の大豆の生産

をしましたが、私はちょっと別なのじやな

ります。

○政府委員(高木賢君) 先ほどの答弁があるいは

舌足らずだったかもしれませんので詳しく申し述

べますと、先ほどの流れは、油の原料としての大

豆ということを申し上げました。油脂の原料です

から当然、油の含有率が高くないとペイしないと

いうことで、日本は非常に雨が多いのですか

ら、たんぱく質は多いですが油が少ないとい

うことで、日本は非常に雨が多いのですか

うことを申し上げたわけです。

ただ、麦、大豆と一緒に言いましても産地の状

況はいろいろ違うわけでございまして、例えば烟

草でございますとか水田でやる、当然違うわけで

ありますけれども、生産調整を大幅に見直すこと

でございまして、例えば煙草でございまして、当然

違うわけでございまして、当然違うわけでござ

いませんが、そういうふうにとらえがちですけれど

も、農業白書の方を読みますと、小規模の方が収

益がよいというような形で記載されておりまし

て、スケールメリットが生かされていない原因は

何なのかなということと、新しい麦政策に基づいて

そういうような規模拡大が一つでござります。

これから契約栽培や品質取引に対応できるような

生産体制をつくる、それから作付の団地化や合理

的な輸出体系を導入、普及していくということが

重要なことでなかろうかと思つております。

なお一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

給率向上だけではなくて、大豆そのものの需要が

得意であると私は思います。そういうコメントを

させていただきました。

○政府委員(高木賢君) それから、大豆について

これから麦の作付その他ミスマッチを起こさない

ことについてお聞きしたいと思います。

なあ一点、コストのことについてございました

が、ちょっと今御質問の部分が正確にわからなく

て申しあげないんですが、例えは麦でございまし

たならば、三ヘクタールから五ヘクタールになり

ますとそこでいろんな装備を切りかえないとけ

ないという、一種の過渡的な規模に達しまして、

そこでただらかにじやなくて突然コストが高くな

ります。

○郡司彰君 それで、大豆についてこれから自

す。こうした事例もふえているわけですが、いま

ただ、問題は、その場合のコストの面と再生品の需要先をどうやって確保するか、そういった重要な問題があるのも事実でございます。そうしたことから、この食品廃棄物のリサイクルを進めることは、資源の有効利用あるいは廃棄物の減量化に有効であることから、農林水産省としましてもこれを進めてまいりたいというふうに考えております。食品廃棄物の処理施設の整備あるいは技術の開発普及あるいは関係事業者への取り組みを促す、そういうことも関係省庁とも連携をとりながら進めまいりたいというふうに考えております。

て伝わつてこの
な思いがござ
る。この新しい
いろんな啓発
開示するとい
う努力も、逆
にに対する疑念
いますけれど
○政府委員(橋
条二項にも、
たり、食料の
報の提供とい
れてるわけ
今、先生御

基本法ができる、食料消費についても行うという中でこのような情報をいますか、きちんと流していくといふに食料に対する関心を呼び、安全性を晴らすことにもなるんだろうと思うのも、いかがございましょうか。

高橋啓史郎君 今度の基本法の十六健全な食生活に関する指針を策定し、消費に関する知識の普及あるいは検討し、対処してまいりたいということが進めるべき方向として示さております。

• 100 •

その上で、農業の果たす多面的な役割、食料安全保障も含めまして、こういうものを強く主張していくこと、あるいはまた輸入国としての立場、特に輸出国とのバランスの問題といったもの、そしてこれは第一義的には一番最初に申し上げなければならない、日本にとって当然それが一番大事であるといつたようなことを含め、また各国それぞれの事情も勘案しながらそれぞれ国として食料政策をきちっと進めていくようにしていかなければならぬということです。我が國だけではなく、私も何ヵ国かの農業大臣と会合をいたしましたが、EUあるいはお隣の韓国等はかなり考え方も似てゐるわけでござりますので、そういう国々とも相集いながら次期交渉に臨み、この基本法の精神がW.T.Oの交渉の場でも正当に取り入れられるように頑張つていただきたい。何よりも国民的コンセンサスづくりが当面の最大の重要な課題であろうというふうに考えております。

また、食料の中に入れるところに、国民的な供給といううの意味でどうなっていると思います。いずれにいってわたり平時あることを供給することうに考え、また費者あるいは国民的な御理ものが果たさうに考えてお○郡司彰君たような言葉うなことだろ時間がござお尋ねをした衆議院で私てその答弁をも、環境の保して調和と保すという鉢呂からの答弁がそのところだの状態で保存現ぶりですとその後また続くな答弁がござ

王権という言葉でございますが、私
つていいない言葉でございます。要す
ども、我が国の主張を緑のボックス
対する独立国としての食料の安定的
のは国の大好きな責務の一つであろ
うように努力をしていきたいというふ
くの外的な関係において食料主権とい
お使いになつてゐる方がいらっしゃ
ります。

たしましても、国民に対し、将来に
るいは不測時を含めて安定的に食料
とはむしろ國の責務であるというふ
たその責務は、生産者はもとより消
また流通・食品産業界等々皆さんん
解をいただいた上でこの責務とい
れていかなければならぬというふ
ります。

ローマ宣言等にも大臣がおっしゃつ
の使い方がござりますから、そのよ
うと思ひます。

どもの鉢呂議員が質問をいたしまし
いただいたい関係でござりますけれど
全あるいは調和ということに関しま
全の違いをお述べ願いたいと思いま
いと思います。

議員の質問に対しまして、局長の方
ありました。ちょっと長いですからね
け読みますと、その環境をそのまま
するよう配慮するというような表
これは論理上矛盾をするという、そ
わけありますけれども、このよう
いましたけれども、この答弁でよろ

(委員長退席、理事三浦・水君着席)

で、大分残しているんですね。WTO交渉の対応について大臣にちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

既に、七月には五カ国農相会議がカナダでします。その中では次期交渉に向けての共同宣言が出されるのではないか、そういうようなことも聞いておりますし、十月の末からは第三回WTO閣僚会議が米国で開かれ、交渉方式でありますとか期間についての話し合いがなされるということです。ざいますけれども、現段階で大臣の考えております日本側の対応についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川昭一君) 現段階では、まさしくこの委員会を初め、国民的な議論を尽くしていたといった上で次期交渉に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますから、かちっとしたものがまだでき上がっている段階ではございませ

〔理事三浦一水君退席、委員長着席〕
○郡司彰君 その中では、当然、緑の政策がどの程度、どこまでというようなこととか、見直しを含めてあるんだろうと思ひます。また、日本の論調の中では食料主権というような言葉が非常に使われるようになつてまいりました。大臣には、緑の政策の見直しについてもお話しただければと、それから食料主権という言葉が大臣の方ではどのような語感としてどのような感覚でどちらかといらっしゃいますでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 緑の政策というものに我が国の主張が入るよう努力をしていく、当然のことです。各国いろいろそれぞれ主張があると思いますけれども、先ほど申し上げたように、一般的に各國とも理解可能な我が国の主張だろうと私は考えております。一部の輸出国は全くまた別の考え方で議論が行われることは予想

時間などお尋ねをした衆議院で私はその答弁をして、環境の保も、環境の保して調和と保すという鉢呂からの答弁がそのところだの状態で保存現ぶりですとその後また続くな答弁がござりしゆうござじ〇政府委員(池十四条のことは、農業生産すので、あく

いと思います。
どもの鉢呂議員が質問をいたしました
いただいた関係でございますけれど
全あるいは調和ということに關しまし
全の違いをお述べ願いたいと思いま
議員の質問に対しまして、局長の方
ありました。ちょっと長いですから
け読みますと、その環境をそのまま
するように配慮するというような表
これは論理上矛盾をするという、そ
わけでありますけれども、このよう
いましたけれども、この答弁でよう
ますか。

(渡辺好明君) 御指摘の点は法案第二
だろうと思います。法案第二十四条
の基盤の整備ということでございま
までも基盤整備を実施するという人

為による作用を加える場合の考え方を整理した条文でございます。人為による作用を加えるということになりますと、環境に対して一定の負荷を与える可能性を持つております。したがつて、このことを前提に法律の規定を考えた場合には、法制用語上、これはあくまでも法制用語上ですが、環境の現状をそのまま保つというニユアンスの強い「保全」よりも「調和」の方が適当だというふうに考えておるところであります。

そこで、その「調和」という規定ぶりですが、環境に一定の負荷を与える可能性がある事業を実施する中で、その影響をできる限り抑えて環境に適合するように配慮しつつ事業を実施することを求めるものでございます。

このことは、実はミティゲーションの五原則というものがございますけれども、そのうちの第一番目でございますがアボイダンス、つまり回避、事業を行わないということも当然含まれるものでございまして、そういう点でございますと、鉢呂先生あるいは先生が今おっしゃっておられるであろうお考えと趣旨とするところは同じであるというふうに私は思います。

○都司彰君 ちょっと時間がありませんので、この環境についてはできればまた後ほど時間をいただいて質問をしたいと思います。

法制用語上というような言い方がございましたけれども、法制用語上というようなことでいえば、農水省構造改善局の中で、言葉として調和で認をいただくことについてはできるだけ一番ふさわしい表現ぶりをした方がよいのではないかといふことを考えまして、種々、例えば最近の立法例でありますと河川法あるいは海岸法、さらにはさかのばつて環境基本法もございますが、そういう条文の環境の保全あるいは環境の整備と保全、河川環境の整備と保全、海岸環境の整備と保全、こういうものを一つ一つ参考にいたしまして、こ

の二十四条のコンテキストで裸で使うのであるなれば「環境との調和」というのが適切であるといふうに判断をした次第でございまして、国会で御審議をちょうだいしたものでございます。

○郡司彰君 また後ほど議論をさせていただきたいと思ひます。

それ以外にも、経営安定対策でありますとか中

山間地の問題について質問をしたかったわけでありますけれども、次回に譲りたいと思ひます。

○風間赳君

公明党の風間です。

まず、我が国

の食料需給について伺います。

日本の食生活というものは米から、所得水準が向上してきて米の消費が減少して、輸入飼料穀物に依存せざるを得ない畜産物の消費が増加するといふ、全体からいくとバランスがいいのかもしれませんけれども、我が国の農業の実態からすると大変厳しい、多様化、高度化してきているという状況の中であります。今後の需要につきましても、品目別でいうと、米は緩やかに減少、牛乳・乳製品、肉類などの畜産物は引き続き増加、野菜、果実、油脂等の他の品目はほぼ横ばいというふうになつております。

今回のこの新農業基本法、衆議院における修正で自給率の向上を図るということが明文で明らかにされたわけでありますけれども、政府としては、消費者の皆さんの本物志向でござりますとか安全志向等々、そういう志向が高まつていて、あるいは業務用需要が増大をしている、そういう需要サイドといいますかニーズがございまして、それの的確に対応し得る生産流通の推進を図つていくことが大事ではなかろうかと思つております。

○政府委員(本田浩次君) 私の方からは、牛乳・乳製品と肉類につきましてお答えさせていただきま

す。

畜産物の国内生産の拡大を図つていくために

とが極めて大きな課題になつてゐるのではないかというふうに思います。今、述べさせていただきました需要についての傾向と相まって、国内生産の向上をそれぞれどのように図るのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) まず、私の方から、稻、小麦、大豆、野菜につきましてお話をしたいと思います。

稻、お米でございますが、これはもう逆に需給えた品質選択によりまして、市場評価を踏ま

質米生産等を推進して安定供給の確保を図つてい

くということでござります。

それから、小麦、大豆につきましては自給率が低うございますし、これから実需者のニーズに応じた生産を基本としてまだ需要に対する生産は十分可能だということござりますので、水田地帯、畑作地帯等それぞれ地域の実情はござりますが、期間借地等による担い手の規模拡大あるいは合理的な作付体系の樹立、作付の団地化等々で收

量、品質の向上、安定化を集中的に推進していくということでおこざります。国民が必要とされる野菜をもう少し国内で安定的に供給し得るよう

にすることを考えております。

また、野菜につきましては、国民が必要とされ

る野菜をもう少し国内で安定的に供給し得るよう

にすることを考えております。

○風間赳君

果物についてはどうですか。果樹に

ついておきました。これにつきましては機械化一貫体系の導入、それから国産野菜の周年的な安定的な生産体制、特に野菜につきましては、消費者の皆さんの本物志向でござりますとか安全志向等々、そういう志向が高まつていて、あるいは業務用需要が増大をしている、そういう需要サイドといいますかニーズがございまして、それの的確に対応し得る生産流通の推進を図つていくことが大事ではなかろうかと思つております。

○政府委員(樋口久俊君) 果樹につきましては、全体としては安定した需要の状況でござりますが、物によりましては若干国内の生産量の方がオーバーをする、あるいはオーバーの可能性があると思われるものがござります。そういうものに

ます。

○風間赳君

果物についてはどうですか。果樹に

ついておきました。これにつきましては機械化一貫体系の導入、それから国産野菜の周年的な安定的な生産体制、特に野菜につきましては、消費者の皆さんの本物志向でござりますとか安全志向等々、そういう志向が高まつていて、あるいは業務用需要が増大をしている、そういう需要サイドといいますかニーズがございまして、それの的確に対応し得る生産流通の推進を図つていくことが大事ではなかろうかと思つております。

○政府委員(本田浩次君) 私の方からは、牛乳・乳製品と肉類につきましてお答えさせていただきま

す。

畜産物の国内生産の拡大を図つていくために

とが極めて大きな課題になつてゐるのではないかというふうに思います。今、述べさせていただきました需要についての傾向と相まって、国内生産の向上をそれぞれどのように図るのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(本田浩次君) 私の方からは、牛乳・乳製品と肉類につきましてお答えさせていただきま

す。

畜産物の国内生産の拡大を図つていくために

とが極めて大きな課題になつてゐるのではないかというふうに思います。今、述べさせていただきました需要についての傾向と相まって、国内生産の向上をそれぞれどのように図るのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) まず、私の方から、稻、小麦、大豆、野菜につきましてお話をしたいと思います。

稻、お米でございますが、これはもう逆に需給えた品質選択によりまして、市場評価を踏ま

土地利用型の作物につきましては、まず一つは、

こと。それから、肉質改良などの生産能力の向上を図つていくこと。それから第三点目には、肉用子牛生産者補給金制度などの各種経営安定対策の適切かつ円滑な運営を図つていくこと。さらに四番目には、ヘルパーなど支援組織の活用によってよりある経営の実現を図ること。さらに、大変重要なテーマでございますけれども、地域と調和した経営を図るために畜産環境対策の推進を図ることといったこと。

こういった施策を講じておるところでございまして、今後ともこれらの施策の推進によりまして国内生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

こういった施策を講じておるところでございまして、今後ともこれらの施策の推進によりまして国内生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

こういった施策を講じておるところでございまして、今後ともこれらの施策の推進によりまして国内生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

こういった施策を講じておるところでございまして、今後ともこれらの施策の推進によりまして国内生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

こういった施策を講じておるところでございまして、今後ともこれらの施策の推進によりまして国内生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

これらの農業機械の大部分が共通に使われるという利点が一つございます。それから、作付規模あるいは作業規模を拡大することにより十分スケールメリットを發揮できる余地があるわけでござります。それから、これら作物を適切に組み合わせることによって生産コストの低減に取り組むことがますと農地を有効に活用できるという利点がございます。こういう点がなかなか十分に發揮されこなかつたという面はひとつ反省をしているところでございますが、こういうことを一体的に行うことによって生産性の高い営農のため効果的だということで、生産性の高い営農のためにこういう組み合わせということをひとつ対応していくということであると考えております。

大、時 働 は す。 % 8 少 な す。

合理化、乳牛改良の進展などによりまして労
働時間がかなり減少しております。それから、こ
れによって変動するので一概には言えないん
けれども、飼料価格の低下による飼料費の減
少もありまして、この十年間では費用合計で
ほど下がっている、こういう状況にございま
す。これは例示でございます。

て平成十七年度を目標年次にする方針になっております。この方針に沿いまして各施策を展開して生産の合理化を推進している、こういうことでございまして、私どもいたしましては、新しい基準法のもとで基本計画がつくられますと、酪農及び肉用牛の生産に関しましてはこの基本計画の策定に合わせて基本方針を改定するというような方針で作業をしていくことにしております。

もとで需要に見合った適切な輸入を確保するところになつてゐるわけでござります。

このような国境措置のもとにおきまして、先ほどからのお話を申し上げました経営安定対策等の適切な運用を図ることと、生産組織あるいは大規模農家といった担い手の育成、規模拡大をやっていく、それから合理的な作付体系の確立をする、片方、例えば品種あるいは作型を改善す

るでござりますが、こういうことを一体的に行なうことによつて生産コストの低減に取り組むことが効果的だということで、生産性の高い営農のためにこういう組み合わせということをひとつ対応していくということであると考えております。

それから、特に南の方には一毛作あるいは湘、麦、大豆の二年三作の体系など、地域によっては特別なそういう作付体系を確立してそれを導入していくまますと、今お話をしましたような作物の優位性をさらに一層発揮できるという面もござりますし、それから大豆等につきましてはさらに基本的な技術を励行していくけば单収も上がりまますし、一定のロットがまとまって品質が向上すれば高く買ってこられる、販路もござりますので、

も、まず一つは飼料給与技術の向上でありますとか効率化、それからでてくるだけ安い資源を利用すること、それから乳牛、肉牛といった大家畜生産におきましては、できるだけ自給飼料生産の推進や放牧の活用などによって飼料費の低減を図ることと、それから飼養規模の拡大やフリーストール・ミルキングバー方式などの新しい生産方式の導入などをを通じた飼養管理の合理化によって生産性の向上を図ること、それから先ほども御説明いたしましたけれども、家畜改良によつて生産能力の向上を図ることなどを推進していくかと思います。

今後とも、これらの対策の推進によつて生産コストを下げる努力をしてまいります。

○政府委員(樋口久俊君) 先ほどお話をございまして、した基本方針、これに関連してつくられます経営展望といいますか構造はどのような形であるか、見通しをつくるられるということになります。この関連で個別品目ごとに数値を設定していくわけですがございまして、この関連の中で五年先の指標といいますか見通しをつくるられるということになりますから、その数値が必要であれば五年ごとにまた見直すということにならうかと思つております。

○風間赳君 国内生産の増大というか、国内生産の向上といえば従来ならすぐ価格保証という形で対応してきたし、現在でもその方法によつて対応していく品目は多いわけであります。しかし、このVDTの貿易協定のことで、要するに西条寺等

ながら単収の向上、安定化を推進していく、これらの施策を実施しまして、国内生産の振興と生産コストの削減を図るという方向で進めていきたいと考えておるわけでございます。

なお、大豆につきましては、先ほどお話をしました二つとやや条件が違つております。昭和三十六年に自由化されております。いわゆる水際の部分の制約はないわけでございますが、油を搾ります大豆は別としまして、いわゆる食用の大豆につきましては、品質面、それから一定のボリューム、実需者の条件を満たしますならば、十分競争はできるということで私ども実需サイドのそういう意見を承知いたしておりますので、そういう形を踏まえながら、狙い手の育成とか単収の向上、

買つても見える。赤れる大豆がつくれると云ふ
うな面がござります。そういうものを一体的に推
進していくということで対応するのが適当でなか
ろうかと考えております。

○政府委員(本田浩次君) 牛乳と肉牛の関係につ
きまして、若干具体的にお答えさせていただきま
す。

○風間赳君 今、それぞれの品目についての生産向上に対するコスト削減、品質改良、そのまた具体的な方針を述べられましたけれども、何年ぐらいいをめどにそういう言葉が出てきたのか、それぞれちよつと教えていただけますか。

このWTO協定による競争力の維持ができないなくなつた現在、今おっしゃつたコスト削減の方法が本当に可能かどうかといふことがまた問われてゐるわけですから再度、今おっしゃつた削減方法が可能なんですか。

安定、何より価格もそういう品質も安定してくれという希望がございますので、そういう条件を満たせるような生産対策を推進していくということをございます。

なお、つけ加えますと、大豆につきましてはそういう事情もございしますので、市場評価が生産者でござります。

まず、畜産物生産におきましては、例えば牛乳でいいますと、生産コストの四割が飼料費でござりますして、労働費が三割ということになつております。それから、肉牛の繁殖経営では飼料費が二割で労働費が五割、それから養豚でいいますと同じく飼料費が六割で労働費が二割。総じて、飼料費と労働費が費用の大部 分を占めておりまして、生産コストの削減を図るためにこれら の費用の低減が重要でございます。

これまでも、例えば酪農經營でいりますと、平成九年と昭和六十三年を比較しますと、規模拡

要は、基本計画を立てるわけですね。それで、いろんな情勢を勘案して五年ごとに変更するといふこともちゃんと第十五条で述べられているわけありますから、こことの整合性を持つてコスト削減を図つていくんだということと私は理解しておりますけれども、それでいいんですか。

○政府委員(本田浩次君) 私どもの関係で酪農その他の肉用牛経営について申し上げれば、現に私どもは酪農及び肉用牛の生産振興に関する基本方針を持っております。現行の方針は平成八年につくったものでございまして、平成五年を基準とし

価格支持がとれない中で、どう国内の保護主義を図つていくのかということなんですが、これは大臣に聞いた方がいいかもしない。答えられないかな、大臣は。

○政府委員(櫛口久俊君) まず、稻、麦、大豆の関係でございますが、WTO協定のもとで、一つは米につきましては、内外価格差に基づきまして適切な関税相当量の設定、あるいはミニマムアクトセス分の国家貿易の維持ということはございます。

それから、麦につきましては、国家貿易体制の

○政府委員(本田浩次君) 牛乳・乳製品なり、それから肉類とWTO協定との関係でございますけれども、牛乳・乳製品につきましてはWTO協定のもとで高水準の関税相当量を設定しておるということと、それから農畜産業振興事業団によります脱脂粉乳、バターといった基幹的乳製品の国家貿易による輸入制度を確保しておるところでございます。

このような関税相当量と国家貿易のことで農畜産業振興事業団がカレントアクセス数量にかかわります乳製品を元的に輸入して、国内の需給動向を踏まえた適切な放出を行つて、こういうことでございます。

それからまた、牛肉、豚肉につきましては、関税引き下げ幅を最小限にとどめますとともに、所要の関税緊急措置を確保したところでありまして、さらに豚肉につきましては差額関税制度の機能を実質的に維持しておるところでございます。

したがいまして、これらの国境措置のもので、先ほど来御説明しております、ような各種施策を総合的に展開することによりまして、国際化に対応した国内生産の振興と生産コストの削減を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○風間赳君 大臣はおわかりになりましたか。それは、野菜の生産についてちょっと伺いたいんですが、野菜も生産は品質面での向上で現状維持というふうにとらえられますけれども、何とかそういう意味で、中長期の野菜の供給安定対策のうち、いろんな技術開発、耐病性にすぐれた品種の育成だと省力的栽培技術の開発推進について行われているようありますけれども、まだ十分に生産者の方に浸透していないという面もあると思います。

そこで、具体的にどういう成果が上がっているのかということをまずお知らせいただきて、じやそれをどう全国展開していくのかという、この二点について伺いたいと思います。

○政府委員(三輪喜太郎君) 野菜の耐病性等の品種改良ということでございますが、農林水産研究基本目標に即しまして品種改良と栽培技術の両面において研究に取り組んでおります。例えば、キユウリの系統菌病とかトマトの萎縮病、そういうものの関します品種開発が具体的な例として示すれば成果として挙げられております。また、省力栽培という面では、セル成形苗による機械化移植あるいは接ぎ木の自動化、そいつ

たような研究が進められておりまして、具体的な成果が上がっております。
○風間赳君 今の片仮名で言つたセル何とかかんとかというのはよくわからないんだけれども、丁寧にもうちょっとわかりやすく教えて。

○委員長(野間赳君) よくわかるように。○政府委員(三輪喜太郎君) 不十分な説明で申しわけありません。

セル形成苗というのは、苗のユニットをセルという小さな格子状の単位に寸法を合わせましてつくります、成形して。そして、それをサイズがありますので機械で非常に効率よく、またその栽培密度をそろえて移植することができますので、それをセル、細胞という意味ですけれども、セル成形苗と言つております。

○風間赳君 わかりました。要するに、形成外科的な手法ですね。

次に、食料自給率について伺いますが、基本問題調査会の意見の中には、食料自給率そのものの議論は余り有益でないという御意見もあつたといふふうに聞いております。確かに、飼料用穀物は輸入に頼つてゐるわけでありますから、それがまた自給率引き下げの原因の一つにもなつてゐる。だから、大臣も参議院の本会議で、日本型の食生活を見直さぬべきやならない、その見直す時期にも思ひますけれども、そこで今度、各品目ごとに生産目標を決めた方がよいのではないかという意見も出てくるわけでありますから、この意見に対しても、立てる方いたしましては、先生からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) この法律に基づきまして、基本計画の中で自給率の目標を立てるわけであります。立てる方いたしましては、先生から伺いしたいと思います。
○國務大臣(中川昭一君) この法律に基づきまして、基本計画の中で自給率の目標を立てるわけであります。立てる方いたしましては、先生から伺いしたいと思います。
○國務大臣(中川昭一君) これは、先ほどから御議論がありますように、やっぱり消費者ニーズにこたえた技術面、例えば先ほどは大豆であれば納豆用とか煮豆用とか十分国産で対応できるもの、あるいは麦等につきましても新品种の開発といった技術開発というのも重要なポイントだらうと思います。

そういう中で、実需者あるいは消費者のニーズにこたえていくことが自給率向上の必要不可欠な要因であろうというふうに考えておりま

すが、よく言われるのは、大豆は今の三倍つくつても一ポイントしか上がらないよとか、小麦で倍つくつても一ポイントしか上がらないよなんといふふうに思つてます。うことが試算として言われておりますけれども、大変難しい積み上げの状況だらうと思います。

しかし、これだけ低い自給率、しかも低下傾向が依然として続いているという状況を何としても打破していくためには、先ほど申し上げましたよに、国民的な努力といいましょうか、最終的には国の責務で目標を設定するわけでございますけれども、実現可能なできるだけ高い数字ということで、品目ごとに自給率が向上することによって、最終的な自給率目標というものを実現可能なだけ高い水準で設定していただきたいというふうに考えております。

○風間赳君 確かに、非常に難しい問題ですかね。これまで積み上げていくことによつて、最後にこれだけの需要があるんだ、またこれだけの需要にこたえていかなければいけないんだといふことで、品目ごとに自給率が向上することを旨として積み上げていくことによつて、最終的な自給率目標といふものを実現可能なだけ高い水準で設定していかたいというふうに考えております。

○風間赳君 確かに、非常に難しい問題ですかね。これまで積み上げることによって、最も今まで伺つてきた国内生産の向上を通じて、現在、一日一人当たり二千六百キロカロリーベースの自給率であらわされることがありますけれども、今まで、近年では供給熱量、つまりカロリーベースの自給率でありますけれども、それがまた、そのカロリーベースの自給率が、今各品目ごとの生産向上の方針が述べられましたけれども、どのくらい上がるんですか。それも積み上げることによつて、今まで伺つてきた自給率引き下げの原因の一つにもなつてゐる。だから、大臣も参議院の本会議で、日本型の食生活を見直さぬべきやならない、その見直す時期にも思ひますけれども、そこで今度、各品目ごとに生産目標を決めた方がよいのではないかという意見も出てくるわけでありますから、この意見に対しても、立てる方いたしましては、先生から伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは、先ほどから御議論がありますように、やっぱり消費者ニーズにこたえた技術面、例えば先ほどは大豆であれば納豆用とか煮豆用とか十分国産で対応できるもの、あるいは麦等につきましても新品种の開発といった技術開発というのも重要なポイントだらうと思います。

そういう中で、実需者あるいは消費者のニーズにこたえていくことが自給率向上の必要不可欠な要因であろうというふうに考えておりま

すが、よく言われるのは、大豆は今の三倍つくつても一ポイントしか上がらないよとか、小麦で倍つくつても一ポイントしか上がらないよなんといふふうに思つてます。うことが試算として言われておりますけれども、大変難しい積み上げの状況だらうと思います。

しかし、これだけ低い自給率、しかも低下傾向が依然として続いているという状況を何としても打破していくためには、先ほど申し上げましたよに、国民的な努力といいましょうか、最終的には国の責務で目標を設定するわけでございますけれども、実現可能なできるだけ高い数字ということで、品目ごとに自給率が向上することによつて、最終的な自給率目標といふものを実現可能なだけ高い水準で設定していかたいというふうに考えております。

○風間赳君 確かに、非常に難しい問題ですかね。これまで積み上げることによって、最も今まで伺つてきた国内生産の向上を通じて、現在、一日一人当たり二千六百キロカロリーベースの自給率でありますけれども、それがまた、そのカロリーベースの自給率が、今各品目ごとの生産向上の方針が述べられましたけれども、どのくらい上がるんですか。それも積み上げることによつて、今まで伺つてきた自給率引き下げの原因の一つにもなつてゐる。だから、大臣も参議院の本会議で、日本型の食生活を見直さぬべきやならない、その見直す時期にも思ひますけれども、そこで今度、各品目ごとに生産目標を決めた方がよいのではないかという意見も出てくるわけでありますから、この意見に対しても、立てる方いたしましては、先生から伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは、先ほどから御議論がありますように、やっぱり消費者ニーズにこたえた技術面、例えば先ほどは大豆であれば納豆用とか煮豆用とか十分国産で対応できるもの、あるいは麦等につきましても新品种の開発といった技術開発というのも重要なポイントだらうと思います。

そういう中で、実需者あるいは消費者のニーズにこたえていくことが自給率向上の必要不可欠な要因であろうというふうに考えておりま

がありましたように、現在の我が国の食生活の状況でございますが、食料の相当部分を海外に依存する一方で、脂質の摂取割合が適正範囲を上回るような世代が見られるといったような栄養バランスが崩れているということ、また御指摘がありましたが、食べ残しあるいは食品の廃棄といったような資源のむだ、そういった諸問題が出てきているわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回の基本法案の十六条二項でございますが、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資する観点から、健全な食生活に関する指針の策定、それから食料の消費に関する知識の普及や情報提供等を推進する、そういう施設の基本的な方向が明らかにされているところでございます。

今後、この基本法の条文を受けまして、厚生省等関係省庁とも連携いたしまして、健全な食生活に関する指針を策定する。これに即しまして、食生活を見直す運動を展開してまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

具体的には、広範な関係者の賛同、協力を得まして、食を考える国民会議を通じました運動の展開、それから食生活と自給率との関係についての積極的な情報提供、また子供たちに対する食教育の充実などを図つてしまりたいというふうに考えております。

○風間紀君 それはそれとしていいんですね、あなたが言つておることは、分母をどう考へておられるのかと聞いておるんです。それを答えてください。

○政府委員(高木賢君) 分母につきましては、二つのアプローチをしたいと思います。一つは食べ残しやむだの抑制、もう一つは栄養バランスの改善でございます。

食べ残しあるいはむだの抑制ということになりますと、今二千六百キロカロリーが供給ベースであるわけですねども、それは要らないということです。例えば、我々の試算では、五・二%に相当する三百四十万トンが食べ残しあるいは廃棄されておるという推定をいたしておりますけれど

も、その分はむだがなくなければ供給しなくても済むという形で、計算上の話をすれば分母から差し引くことが可能だということになります。

それから、栄養バランスの改善では、脂質の摂取量が減るということになりますと、その分のカロリーがまた不要らしいということになりますので、そういうものを見つめるかと思います。

○風間紀君 そこで、さつき福島さんからお話をありましたように、食生活の改善、教育の話が出てくるわけであります。食生活の改善がとにかく自給率の向上に大きなエールを占めていることは、今おっしゃったように国民に改善を呼びかけられるということが極めて大事であります。

特に、子供たちに対する食教育、これは参議院本会議でも質問があつたわけであります。実際に都会の子供たちが農村に行つて交流して、一泊二日でカレーライスでも何でもいいからとにかく交流をしながらやるとか、いろいろあの手この手が何でもいいからとにかく交換をしたいと思うんです。札幌市内の子供たちが一学校二グループに分けてトータル二泊三日で、そこ空き教室を利用して食事をつくるという交流もやつておるところがあるわけですから、そういう具体的策をもつて、農業をやつておるところはあるわけでありまして、札幌市内の子供たちが学校二グループに分けてトータル二泊三日で、そこ空き教室を利用して食事をつくるという交流もやつておるところがあるわけですから、そういう具体的策をもつて、農業をやつておるところはあるわけだと思います。

それは、まさに地域の実情に応じて、全国一律にも実際はどうなつておるのかということを知らなければできないわけであります。その部分について、体系的な食教育の一環としても、空き教室を利用した子供たちの交流、この導入についての検討をお願いしたいと思うんです。

○風間紀君 もう一つの食生活の改善教育からすると、食べ物だけじゃない話ですけれども、まさに家庭教育でもむだを廃止していく、むだの防止とそういうことが極めて大事であります。日本のほとんどの食品が輸入農産物に依拠せざるを得ない状況の中で、一方では国内生産をきちんと高めていく必要があります。

○国務大臣(中川昭一君) 特に、子供たちに対しても、家庭でむだを廃止していく、むだの防止とそういうことが極めて大事であります。日本のほとんどの食品が輸入農産物に依拠せざるを得ない状況の中で、一方では国内生産をきちんと高めていく、日本人のいわばエネルギーの源にさせていく、そういう観点でいうと、今、大臣がおっしゃつたように、食生活のむだについてどうやつて資源の浪費を抑え環境負荷を軽減していくかということが大事である、個人的な意見でありますけれども。

では、大臣、ちゃんと自分のお子さんに、残し

業生産現場の体験をするといったことをことしからより積極的にやつております。都市と農村との交流という意味で、体験的に農村に行つてそういうことをやつておりますし、また農林省の中にも

子供電話相談室、あるいは玄関を入つてすぐ左側に消費者の部屋ということで、今たしか全国の魚の情報を提供しておりますけれども、こういうことも必要であろうというふうに考えて、これを積極的に広範囲に推し進めていきたいと思つております。

そういう意味で、今の先生の空き教室を利用した農業体験といったことも非常にいいお考えだと思いますので、我々いたしましても検討させていただきたいと思います。

それからもう一つは、学校教育だけではなくて家庭教育というのも非常に大事なのではないかというふうに思います。政府が家庭の中に入り込んで何々を食べちゃだめとかということはなかなか言いにくいところでありますけれども、国民的な健康あるいは食料の安定供給という観点からも、家庭の親御さんたちに対して正しい知識の普及啓蒙といったものも同じよう重要なのはなかないということで、これも関係省庁とよく連絡を取り合しながら充実していきたいというふうに考えております。

○風間紀君 もう一つの食生活の改善教育からすると、食べ物だけじゃない話ですけれども、まさに家庭教育でもむだを廃止していく、むだの防止とそういうことが極めて大事であります。日本のほとんどの食品が輸入農産物に依拠せざるを得ない状況の中で、一方では国内生産をきちんと高めていく、日本人のいわばエネルギーの源にさせていく、そういう観点でいうと、今、大臣がおっしゃつたように、食生活のむだについてどうやつて資源の浪費を抑え環境負荷を軽減していくかということが大事である、個人的な意見でありますけれども。

では、大臣、ちゃんと自分のお子さんに、残し

○国務大臣(中川昭一君) 食事をしている時間に私が存在している限りは、日本型食生活と食べ残しについては嫌われるぐらいに言つております。

○風間紀君 もう一つ私が提起したいのは、今回の新農業基本法で、今まで生産者及び供給者のいろんな団体に對しての視点が極めて強かつたのが、消費者の視点が盛り込まれたと。そういう視点が盛り込まれたと、環境の保全ということが一方で法文にあるわけありますから、今度は環境の負荷を軽減するという観点で食品関連の廃棄物について伺いたいと思います。

私も、魚や肉のトレーが何でこんなに大きさがまちまちなのかということでは大変頭を悩ましています。もっと小さな魚でも一定の規格のトレーに入れれば、よりリサイクルに向かつてスマートになります。もつと小さな魚でも一定の規格のトレーにいくのになとうに思うし、また限られた店でないとそのトレーがきちんと回収されていません。そういうのも、札幌市内ですらそうです。

そういう意味で、最近、トレーやペットボトルの回収がどんどん定着してきたように私は思いますが、実際に農水省が、トレーそのものはつくつていながらも、食材を覆つておる容器、あるいは飲み水についてもペットボトルの容器、この回収実態がどうなつておるのかということをつかんでおく必要があるのではないかというように思っています。

トレーベーゼットボトルの回収実態の二点、そしてその実態を踏まえて二点目に、それで今は後一層その再資源化を含めてリサイクルを推進していく上でどう農水省として取り組むのか、伺いたい。

○政府委員(福島啓史郎君) まず最初に、いわゆる食品トレードございます。

平成九年は約七十五万五千トンが出荷されておりまして、そのうち約九%、約七千トンが回収、リサイクルされているという報告を受けております。

また、次にペットボトルでございますが、御案内のように平成九年四月から大手企業を対象に容器包装リサイクル法に基づきます回収が実施され

ております。その回収率でございますが、平成九年度は九・八%、平成十年度は一八・〇%の見込みとなつております。

また、御案内のように、この容器包装リサイクル法でございますが、平成十二年四月一日から全面施行されることになるわけでございます。したがいまして、食品トレーもこの法の適用対象になりますが、これまで、猶予されておりました中小企業に対しましてもリサイクルが義務づけられるということになるわけでございます。

この全面施行を控えまして、関係省庁とも連携しながら、容器包装リサイクル法の円滑な施行を図るため、関係業界、団体と十分連携を密にしながら、食品トレーあるいはペットボトルの回収サイクルを推進してまいりたいというふうに考えております。

○風間赳君 容器包装リサイクル法は農水省もたしか共管でしたね。連合審査もあるの當時やりましたね。もっと推し進めていくように具体的に、単純に連携をとつてなんていふんじゃなくて、主導権を握つていかなないと、結局またトレーが九〇%回収されないで土の中に行つたりいろんなところに行つてまたごみ問題につながる、あるいは環境の負荷にまたつながつて温暖化を進めていくといふことにもなつてきますから、もうちょっとリーダーシップをとつていくべきではないか。

主務大臣だったのではないですか。そうしたら、もっとやるべきではないのか。

○政府委員(福島啓史郎君) 容器包装リサイクル法の主務大臣でございますので、先生の御指摘も踏まえまして、全面施行を控えまして、それに十分対応できるようしつかり準備を進めてまいりたいというふうに思ひます。

○風間赳君 賴みます。

もう一点、消費者の関連でいいますと、今回、この法案が消費者選択の幅を広げるということが大きな柱になつてゐるわけでありますけれども、産地表示、それから農薬使用の表示について若干

伺いたいと思います。

産地表示については、例えば具体的に魚沼のコシヒカリ、本当に魚沼のコシヒカリになつてあるし、若狭の越前ガニだつて、日本海全部一円若狭の越前ガニになつて出ているということも聞いています。私は、実際にどこの越前ガニだかわからないのを食べたこともあるんですが、こういう問題についての有効な解決策をきちっと一方ではやっておかなければ、実際にはどうしたものかといふべきやならないのではないかというふうに思います。

もう一点は、農薬使用の表示について今後どうされていくのか。この二つについてお伺いしたい。

○政府委員(福島啓史郎君) 最初の原産地表示の問題でございますが、先日御審議いただき御可決いただきました。JAS改正法におきまして、生鮮食料品につきましては原産地表示をするということを申し上げたわけでございまして、成立後はそれを実施してまいりたいと思っております。

また、いわゆる加工原材料の原産地表示の問題でございます。これにつきましては、問題となつておられます個別品目ごとにどういう表示が適切か検討会を開くなどして検討してまいりたいと思っております。

また、農薬の使用が少ない減農薬農産物につきましては、農薬の使用状況とともに表示するというガイドラインの徹底、そういったことも可能なわけでございまして、両方相まって適切な表示に努めてまいりたいというふうに思つております。

○風間赳君 質問通告はなかつたんですけども、何で梅干しとラッキョウだけなんですか、それが一つ。もう一つは、農薬使用表示についての今述べていただきましたけれども、最初、必要な機表示はやるということも含めておつしやつてくださつたけれども、農薬表示のできていない、ネットになつてゐるのは何なのかということについて、二点お伺いしたいんです。

○政府委員(福島啓史郎君) 最初に、原料農産物の原産地表示の問題につきましては、特に要望の強いものから検討していこうということでございまして、別に梅干しとラッキョウに限定しているわけではなくて、そこから手をつけまして逐次範囲を広げていこうとしてございます。

すると、今度我が国へはね返つてくる問題としては、国内における優良農地の確保ももちろんのことながら、世界的な耕地不足、耕作面積の不足に歯どめをかけることがまた日本としての国際貢献のあり方としても議論されなければならないのではないかというふうに思ひます。

しかし、日本のODA大綱の中で、肥料・農業分野における位置づけということが必ずしも明確になつてないわけであります。基本理念の第一が、人道的見地からの日本の道義的役割がODA大綱の基本理念になつてゐるわけであります。あ

は農薬を使用しない農産物が欲しい、あるいは通常の農産物より農薬の使用が少ない農産物を購入したいという要請があるわけでございます。

それにつきましては、これもJAS法改正の中に盛り込まれております有機表示、化学合成農薬なり化学肥料を三年間使用しないという農作物につきましては、第三者の認証を得まして「有機」という表示を行うことができるということ、これはJAS法に基づくものでございます。

また、ガイドラインでは、通常の農作物よりも農薬の使用が少ない減農薬農産物につきまして減農薬栽培農産物の表小を農薬の使用状況とともに表示するというガイドラインの徹底、そういったことも可能なわけでございまして、両方相まって適切な表示に努めてまいりたいというふうに思つております。

○風間赳君 わかりました。

国内の食料需給について伺いましたので、今度は世界の食料需給の見通しについて、外務省の方にもおいでいただきましたのでお聞きしたいわけあります。

日本の国の食料安保のあり方や世界の食料問題を検討するためには、やつぱり世界の中長期的な需給見通しをきちんと総括、検証していく必要があるわけであります。三十年間で世界の人口が一・七倍にふえたのに対しても、穀物生産はこれを上回る一・二倍の増加を示した。しかし、穀物の生産は一・二倍に増加しているけれども、収穫面積はほぼ横ばいであるわけであります。生産量の増加のほとんどは单収の伸びに依存しているわけ、その单収の伸びも世界的には鈍化傾向にあります。

○政府委員(福島啓史郎君) 最初に、原料農産物の原産地表示の問題につきましては、特に要望の強いものから検討していこうということでございまして、別に梅干しとラッキョウに限定しているわけではなくて、そこから手をつけまして逐次範囲を広げていこうとしてございます。

すると、今度我が国へはね返つてくる問題としては、国内における優良農地の確保ももちろんのことながら、世界的な耕地不足、耕作面積の不足に歯どめをかけることがまた日本としての国際貢献のあり方としても議論されなければならないのではないかというふうに思ひます。

しかし、日本のODA大綱の中で、肥料・農業分野における位置づけということが必ずしも明確になつてないわけであります。基本理念の第一が、人道的見地からの日本の道義的役割がODA大綱の基本理念になつてゐるわけであります。あ

この第一の理念の中、必ずしも食料あるいは農業分野における国際貢献ということの位置づけが明確に見られないわけであります。当然、具体的には、個別的に国ごとに開発途上国に対する持続的な農業生産の拡大とかあるいは栄養不足人口の解消に向けて技術は協力する、資金も協力しますと、食料援助を積極的に推進していくということはなされてはいるものの、むしろODA大綱の中で、きつと食料・農業分野における国際貢献の重要性、ここ的位置づけがないと思うですが、これに関して国際協力の今後の取り組みといふことから外務省にお伺いしたいと思います。

○政府委員(大島賢三君) 食料を含みます農業・農林水産分野というのは、我が国の開発援助の中におきまして非常に重要な分野になつておるわけでござります。年によつて数字が変わつてきますが、例えは無償でやつております資金協力の大体二十数%が農業あるいは水産分野に行つてゐると思ひます。それから、円借款で見ますと大体一〇%前後、それから各種の関連の技術協力、これも二〇%前後といったように、我が国の二国間援助の中で大変に重要な地位を占めておるわけでござります。

このODA大綱は、何といいますか、総括的あるいは全般的な基本理念を中心で定めたものでありますとか、教育でございまして、そこでは飢餓の問題とか貧困との関連で日本のODAが実施されていく

ところです。これに関する国際貢献が、栄養不足人口に対する支援、さらにはまた地球環境問題への貢献、そういう観点から食料・農業分野における国際協力事業に取り組んでいたところでござりますが、東南アジア等を中心とした開発途上国が対応政策、それからさらに国別の細かな援助計画を

定めていく、こういうことをもつて我が國のODA全体の透明性と効率性を向上させていくという

ことで作業が始まられておるわけでございます。したがいまして、個別の分野についてどういう考え方に基づいて実行していくかということは、この中期政策の中でもしっかりとめまして明らかにしていくことになるんだろうと思っております。

○風間赳君 農水省は専ら資金協力というよりは技術協力をやつていらっしゃるわけでありますけれども、今の外務省の答弁に対してどうですか。

○政府委員(竹中美晴君) ただいま経済協力局長からお話をございましたけれども、そういう中で、私どもとしても私どもなりのノウハウも活用しながら協力していきたいと考えております。

○風間赳君 農水省は専ら資金協力というよりは技術協力をやつていらっしゃるわけでありますけれども、今の外務省の答弁に対しても私は大変目を向けておかなければならぬ問題ではないかと思っていますので、一言つけ加えさせていただきます。

北海道の襟裳岬というところがあります。そこでは、日本の鳥取砂丘の綠化に始まつた研究からの蓄積で、このえりも町で、襟裳岬のすぐもうあそこは山になるんですけども、そこに植林をして、海に栄養に富んだ水が流れ込むようになってきて魚が戻ってきたという、農水省も誇るこの襟裳地域での植林綠化事業があります。こ

ういう我が國の砂漠の綠化技術の海外への技術移

転、ただ単に技術協力という觀点だけではなくて、

ODAの政策の一つで、要するにグリーン・コ

ズといいましょうか、砂漠を綠化していく日本の

技術を海外に移転していくという取り組みも必要

になつてくると思ひますけれども、政府の取り組みはいかがでしょうか。

○政府委員(山本徹君) 先生御指摘のように、世

界の砂漠の綠化は地球環境を守る上で大変重要な

課題であると私ども考へております。幸い、林野

庁を中心に日本には世界でも大変高い水準の林業

の技術や知識を身につけた職員が大勢おりま

すので、こういった職員を活用いたしまして、アジ

ア、中南米、アフリカ等の綠化に力を入れてお

ります。

現在、対象国は二十三カ国、それから長期、短

期を含めまして林野庁の職員でございますと毎年

百名がこれらの方々の開発途上国での地域での綠化の技術

指導等に従事いたしておりますし、また林野庁以

ね長期、短期百名ずつ、半々程度でござります

が、出かけております。さらに、最近ではボラン

ティアの海外緑化の団体の活動も大変盛んになつておりますし、これらに対しても私ども御支援を

させていただいておりますし、また外務省の資金

ります。

○風間赳君 これは質問通告はなかつたんです
が、日ごろのお考へが出るかどうかということで
試させていただきました。アフリカ地域へも私は大変目を向けておかなければならぬ問題ではないかと思っていますので、一言つけ加えさせていただきます。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

協力を通じてもこういった海外の綠化の推進に努

めいたしておるわけでございまして、私どもはこ

れからも諸外国の御要請に応じてこの海外の綠化

についてはできるだけの協力、技術移転に努めてまいりたいと考えております。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間赳君 終わります。

○須藤美也子君 須藤美也子です。

まず、大臣にお尋ねしますけれども、現行基本

法の前文には、農業及び農業従事者の重要な使命

をうたい、また民主的で文化的な国家建設につつての重要な意義、そしてその使命を果たすための

他産業との格差の是正などがうたわれております。

しかし、制定後三十八年たつた今日、農業が極

めて危機的な状況に陥つていて、どこにある

のか、簡潔に大臣の御説明をお願いしたいと思

います。

○風間

○須藤美也子君 この三十八年間の歴史の中で農業が非常に大変な縮小をきわめている、こういう状況は、今、大臣の答弁がありましたけれども、そういうことも確かにあるかもしれません、高度経済成長とさらには自由化のそういう状況、情勢の中で農業がはじかれていた、こういう結果も一方ではあると思います。

そういう中で、この法案の中に情勢の変化が農業・農村にどのような影響を与えてきたのか、また明確なそいつた三十八年間の原因の分析、これは法案の中にはありません。

国際化と自由化の中で農業と農民を犠牲にしてきた。これはだれの目から見ても明らかであります。

例えば、一九六〇年、この当時から今日まで工業生産は日本で八倍にふえました。八倍以上であります。ところが、農業は一・三倍です。工業と農業のこのような格差、これは世界で日本だけではありません。先進国と言われる多くの国でも農業の生産よりも工業の生産が一倍以下、これが国際的な状況であります。そういう状況の中で、私は、日本の工業生産の異常な成長率、それは農業生産を犠牲にしてきた結果ではないか、こう言わざるを得ないわけであります。

そういう中で、農業が産業として日本経済の中でどういう位置づけなのか、また農業をどう発展させなければならぬのか、そういう理念を明確にする必要があるのではないか、このように考へるわけであります。

法案では、二条から五条まで基本理念とされてます。農業が食料供給にとって、あるいは多面的機能の発揮という点でその重要性には触れられておりますけれども、農業を産業としてどう発展させるのか、どう位置づけていくのか、こういふ点が明記されていないと思いますが、どうですか、大臣。

○國務大臣(中川昭一君) 四十年近くにわたって農業を膚げてきたつもりは全くございません。

ただ、農業というのは、さつきから申し上げて

おりますように、一生懸命生産者の方が御努力され、頑張つても、天候に左右されることもありますし、また価格が変動することもあるわけでございまして、そのときの食べ物といいましょうか自然物でございますから、やはり工業品のようにいろいろな多様な生産のやり方といふものと違つて、農業の特性といふものがまず大前提にあるというふうに考えております。

【委員長退席、理事岩永浩美君着席】

農業といいましょうか食に関連して申し上げますならば、食品、農林水産関係で日本のGDPの約一割を川上から川下まで占めておるわけであります。その一番川上にあるのが農業生産活動でありまして、そこが頑張らなければまさに我が国の国民の活動、生命が維持できないということでござりますから、極めて重要な産業であり、これから一層重要なになっていくわけであります。

したがいまして、今度の新しい基本法におきましても、育成すべき農家の位置づけ、あるいはまた川上から川下に至る食品産業、あるいは消費者とのいろいろな意味での交流、さらには農業を効率的かつ安定的に推進していくためのいろいろな施策、そしてさらには、このままでは大変なことになるということで、自給率の設定を可能な限り高い、向上させるような目標設定をしていくこと

いうことで、新たなさまざまな施策の基本をこの法律の中に盛り込み、そして実体法あるいは予算、そしてこの基本計画に基づくさまざまな施策を実現していくことによって足腰の強い産業としてこれからまた頑張つていただかなければならないというふうに考えております。

○須藤美也子君 大臣が頑張る、あるいは農業を重視している、そういうことはわかります、言葉

上は。しかし、その気持ちがこの基本法の中に

入っていないということなんですね。

○國務大臣(中川昭一君) まさに、この法案の第

一条で、食料・農業・農村に関する施策についてきちっとやる、きちっとというのはちょっとあれですかとも、「もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする」。まさに、この農業、今、先生は産業面にあえて限定されましたけれども、産業面はもとよりで

い状況に落ち込んでいます。もし本当に農業を大事にしてきたのだとすれば、食料の自給率もそれと並行してこんなに落ち込まないはずであります。

私は、九六年にローマで開かれた世界食料サミットに参加しました。世界食料サミットのローマ宣言は、二〇一五年までに八億人を超える世界の飢餓人口を半減させること、そして主食である

ミットに参加しました。世界食料サミットのローマ宣言は、二〇一五年までに八億人を超える世界の飢餓人口を半減させること、そして主食である

食糧は増産すること、こういうことをすべての

人々の食料安全保障として各國政府の責務とする、こういうことを宣言いたしました。

今、二十一世紀を目前にして、先ほどお話を

いたがいまして、そこが頑張らなければまさに我が国の国

人々の食料安全保障として各國政府の責務とする、こういうことを宣言いたしました。

今、二十一世紀を目前にして、先ほどお話を

いたが、世界の人口が増大し食料が逼迫して

いる、こういう深刻な状態になつていることが国

際的にも常識になつてていることは大臣も御存じだ

と思います。

そういう中で、日本農業を国的重要な産業とし

て位置づける、生産として見るのではなくて産業と

して位置づける。つまり、国的基本的産業として

位置づけることが必要なのではないか。

大臣の出身地である北海道も農業を基幹産業と

して位置づけています。日本共産党も綱領の中で

基幹的産業として農業を位置づけております。今

のいろいろな意味での交流、さらには農業を効率的かつ安定的に推進していくためのいろいろな

施策、そしてさらには、このままでは大変なこと

になるということで、自給率の設定を可能な限り

高い、向上させるような目標設定をしていくこと

いうことで、新たなさまざまな施策の基本をこの

法律の中に盛り込み、そして実体法あるいは予算、そしてこの基本計画に基づくさまざまな施

策を実現していくことによって足腰の強い産業と

してこれからまた頑張つていただかなければなら

ないというふうに考えております。

○須藤美也子君 大臣が頑張る、あるいは農業を

重視している、そういうことはわかります、言葉

上は。しかし、その気持ちがこの基本法の中に

入っていないということなんですね。

○國務大臣(中川昭一君) まさに、この法案の第

ありますけれども、それ以外のいわゆる多面的な機能も含めまして、国民生活あるいは国民の生命、暮らしに直接的に、私は共産党綱領は知りませんけれども、基幹産業としての位置づけとして我々は十分認識をしております。

○須藤美也子君 それでは、この基本法案の中に載せられたことと並行してこんなに落ち込まないはずであります。

私は、九六年にローマで開かれた世界食料サミットに参加しました。世界食料サミットのローマ宣言は、二〇一五年までに八億人を超える世界の飢餓人口を半減させること、そして主食である

食糧は増産すること、こういうことをすべての

人々の食料安全保障として各國政府の責務とする、こういうことを宣言いたしました。

今、二十一世紀を目前にして、先ほどお話を

いたがいまして、そこが頑張らなければまさに我が国の国

人々の食料安全保障として各國政府の責務とする、こういうことを宣言いたしました。

今、二十一世紀を目前にして、先ほどお話を

いたが、世界の人口が増大し食料が逼迫して

いる、こういう深刻な状態になつていることが国

際的にも常識になつていることは大臣も御存じだ

と思います。

そういう中で、日本農業を国的重要な産業とし

て位置づける、生産として見るのではなくて産業と

して位置づける。つまり、国的基本的産業として

位置づけることが必要なのではないか。

大臣の出身地である北海道も農業を基幹産業と

して位置づけています。日本共産党も綱領の中で

基幹的産業として農業を位置づけております。今

のいろいろな意味での交流、さらには農業を効率的かつ安定的に推進していくためのいろいろな

施策、そしてさらには、このままでは大変なこと

になるということで、自給率の設定を可能な限り

高い、向上させるような目標設定をしていくこと

いうことで、新たなさまざまな施策の基本をこの

法律の中に盛り込み、そして実体法あるいは予算、そしてこの基本計画に基づくさまざまな施

策を実現していくことによって足腰の強い産業と

してこれからまた頑張つていただかなければなら

ないというふうに考えております。

○須藤美也子君 大臣が頑張る、あるいは農業を

重視している、そういうことはわかります、言葉

上は。しかし、その気持ちがこの基本法の中に

入っていないということなんですね。

○國務大臣(中川昭一君) まさに、この法案の第

ありますけれども、それ以外のいわゆる多面的な機能も含めまして、国民生活あるいは国民の生命、暮らしに直接的に、私は共産党綱領は知りませんけれども、基幹産業としての位置づけとして我々は十分認識をしております。

○須藤美也子君 それでは、この基本法案の中に載せられたことと並行してこんなに落ち込まないはずであります。

私は、九六年にローマで開かれた世界食料サミットに参加しました。世界食料サミットのローマ宣言は、二〇一五年までに八億人を超える世界の飢餓人口を半減させること、そして主食である

食糧は増産すること、こういうことをすべての

人々の食料安全保障として各國政府の責務とする、こういうことを宣言いたしました。

今、二十一世紀を目前にして、先ほどお話を

いたが、世界の人口が増大し食料が逼迫して

いる、こういう深刻な状態になつていることが国

際的にも常識になつていることは大臣も御存じだ

と思います。

そういう中で、日本農業を国的重要な産業とし

て位置づける、生産として見るのではなくて産業と

して位置づける。つまり、国的基本的産業として

位置づけることが必要なのではないか。

大臣の出身地である北海道も農業を基幹産業と

して位置づけています。日本共産党も綱領の中で

基幹的産業として農業を位置づけております。今

のいろいろな意味での交流、さらには農業を効率的かつ安定的に推進していくためのいろいろな

施策、そしてさらには、このままでは大変なこと

になるということで、自給率の設定を可能な限り

高い、向上させるような目標設定をしていくこと

いうことで、新たなさまざまな施策の基本をこの

法律の中に盛り込み、そして実体法あるいは予算、そしてこの基本計画に基づくさまざまな施

策を実現していくことによって足腰の強い産業と

してこれからまた頑張つていただかなければなら

ないというふうに考えております。

○須藤美也子君 大臣が頑張る、あるいは農業を

重視している、そういうことはわかります、言葉

上は。しかし、その気持ちがこの基本法の中に

入っていないということなんですね。

○國務大臣(中川昭一君) まさに、この法案の第

そういう懸念を感するんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(中川昭一君) この自給率の設定の仕方につきましては、本日も何回か申し上げておりますので一々申し上げませんけれども、とにかく大凶作が来たというような場合も現にあるわけでござりますし、また食べ残しや日本型食生活の普及が進まなかつたり、あるいはまた消費者やメーカーが求めるような農産物の供給が何らかの事情でできなかつたりといろいろと不確定要素があることは事実であります。したがつて、これは必ず実現をしなければならないというふうに考えておりますけれども、各方面の国民的なコンセンサス、協力がなければ、あるいはまたお天気に恵まれなければ実現ができないということも十分考慮されるわけでございます。

その場合には、政府の責任ではありますけれども、みんなでこの目標達成のために頑張つていきましょうということを申し上げてるのであります。仮に目標が達成できなかつた場合には生産者や消費者に責任を転嫁するなんということは毛主席考えておりません。

○須藤美也子君 私はそういうことを言つているのです。基本的には政府の責任と。であるとすれば、食料自給率は四一%です。しかも、この法案の中には「国内の農業生産量を基本とし」と書いてあります。基本にするからには半分以上でしよう。そういうところに政府の責任として政策的に責任を持つのがあなた方ではないんですか。できなかつたからこれは仕方がなかつた、それは国民に転嫁はしませんよ、そう言つておられたが、できなかつたとき、国民的に食料の自給率が

低下した場合、これは国民が被害を受けるわけですから。そういう点から、私は農水省の食料自給率の向上に責任を持つ責務というものを明確にしてい

ただきたい。
そういう点で、私は日本農業の持っている技術あるいはこれまでの歴史的な経過を少し振り返してみたいと思います。なぜなら、私はオランダ、ハンガリーに行つたとき、日本の農業は世界で最高の技術を持つている、こういうふうに言われました。この技術を東ヨーロッパで学んで、いい農産物をつくるから日本で買ってほしい、国会の招待で行つたわけですが、向こうの国会の方々、經濟通産省の方々から言われました。しかし、なぜ日本がそれだけ技術が向上してきたのか。五〇〇年代、農業生産が飛躍的に拡大し、当然、自給率があの当時向上いたしました。戦後、一九五〇年代、食料増産運動がありました。

対策、病害虫対策、農機具対策、こういった生産対策のほかに、土地改良の面では土地改良法によ

系、三本立ての事業体制がそのときに確立をいたしております。それから、食糧管理法の一部を改正いたしまして麦類の統制を撤廃してパリティー価格による政府買い入れ制へ移行いたしました。それから、非常に重要なことです、農地法を制定いたしまして、農地改革の諸原則の恒久制度化を図った、ということをございます。

そういった農家の方々の意欲を、自分の働いたものが自分のものになるということが非常に意欲的になりますが、そういった施策が講じられました。そのうち、冒頭申し上げました計画の一部は財政事情の制約によりまして間もなく縮小、変更を余儀なくされました。

計画終了時点の三十二年ごろに一体どうなつたかということでございますが、先ほど申し上げましたような施策の結果、作付面積、単収が増加いたしまして、農業全体で見た生産指数は昭和二十三年に比べまして二一%増、それから米麦の生産量は合計いたしまして三百二十四万トン増、それから農家所得、農家の家計でございますが、これは勤労者世帯と比較しまして、一九五〇年、昭和二十五年には農家の方が二割増しでありましたが、一九五五年、昭和三十年には勤労者世帯によつて八%増し、こういうことでございました。

○須藤美也子君 何かもう少し自信を持つて答弁していただきたいと思うんです。

その当時は増産運動で全国的に農業が非常に注力のあった時代ですよ。そのとき、私は、今、玄木官房長が答弁なさいましたけれども、農業所得額が現在三〇%、他産業に比べ三分の一、当時は七〇%から七〇%農業所得がふえていたわけですか。それだけではないんです。いろいろおっしゃいましたけれども、戦後の食料不足、これはいま

いかな背景は当然違ひます。しかし、ここで日本で最も大きな問題は、民一人当たり一九五〇年から五一年、千九百三十二年

だけ文化が発達し、これだけ世界的に、いろいろな食料が飽食の時代と言われるほどお金さえあれば何でも食べられるような日本で、国内でとれる一日のカロリーは千四百四十カロリーしかないといふことです。そういう点で、今と当時の歴史的な経過これはこの中から何を学ぶのか、ここを抜きにして私は今度の新しい農業基本法という問題は出てこないと思うんです。

というのは、その当時、食料増産政策を展開して価格も所得も保障されていた時期、三千四百五ぐらいいの農家人口で、今は三分の一に減つております。その当時、生き生きと農民が生産拡大に励んだわけです。こういう歴史的な経験があります。生産がふえるも減るも政府の施策いかんにもなるということなんです、私が言いたいのは。政策が生産拡大、増産運動を掲げたとき、農村は亦わかつた、そういうことに学ぶべきだと思うんですね。

そういう点で、総則の二条から五条の基本理念の中に自給率向上を入れて政府の責務の中に含めるべきだと思います。日本共産党の修正案は、白糸の糸を農政の中心課題に据え、國の責任で自給率向上を実施する、こういう修正案を衆議院で出しております。なぜ最も重要なナヒー権者である国民の重要な食料自給率の向上を基本理念の中に入れないのか、ここをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今のお話伺って、まさにここ三十数年間に日本全体が発展をして、豊かになって、その結果、食生活が変化をして、そして肉とか油脂類のウエートが高くなつた。米の消費量もほぼピークの半分になつてしまつたということが、まさに当時千九百三十二年で一千一百六十五億口リで、現在は供給ベースで二千六百六十五億口リで、一千二百弱だと思いますが、そのうちで取ベースで一千二百弱だと思いますが、そのうちで

四百カロリーしか国内でやつてない。

これはまさに、国民がみずから懐とそして嗜好の結果としてそういう食生活に変化をしていった結果、自給率というものが下がってしまったという一番大きな原因であろう。日本は、御承知のとおり、日本型食生活がいいんだから食べなさいとか、お肉はほどほどにしなさいとか、とても国が、行政が言うようなほかのどこの国とは違いますから、そういう意味で我々は国民のまさに自由な意思のもとでこういうことになつたわけござりますけれども、今や国民の大多数はやはりこのままでは日本の将来に対する食料には不安があるぞ、あるいは安全で安心して食べられる農産物をもつともつと食べていかなければならぬのではないかといったようなことをきつと認識をしていただいておりますので、この新しい食料を先頭にした基本法というものを国民的なコンセンサスのもとでスタートさせていきたいといふふうに考えております。

もちろん、自給率の向上を目指すということが重要であることは私も同感でございます。したがいまして、基本計画の中に、この基本理念法であるこの法律に基づいたいわゆる実施要領みたいなものとしてこの十五条の三項に自給率の「向上を図ることを旨とし」という条文がありますが、これはまさに二条の一項の「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」というこの理念を受けて基本計画の中で具体的に食料自給率の「向上を図ることを旨とし」というふうに受け取るわけだと思います。

○須藤美也子君 大臣の答弁はすりかえだと思ひます。先ほど私は国民のせいにするなど言つたで

しょう。食料自給率が向上しなければ農民が生産を怠つた、あるいは消費者が食生活に国内物を使わない、こういう点で国民に責任をなすりつけるような形にならないかと、ならないと言つたで

しょう。

ところが、今、大臣は国民がそういう食事を選んだ、だから結果としてこういう状況になつたと。そうでないでしよう。学校給食から始まつて、どんどん小麦の輸入、米を食べればかにならるとか血圧が上がるとか、こういう教育のもとで外國産物をどんどん輸入してきた。その結果、自給率がこのように落ち込んだわけです。

そういう点で、食料の自給率を向上させるのは、今、大臣がおつしやつたように国の責務だと

思つうんです。そういうことを反省して、国民合意で食料の自給率を向上させる、それを国の責務と

する、こういうことが私は今回の農基法にとって非常に重要な課題だと思つうんです。

この問題についてもう少し突っ込んでいきたいと思うんですけど、食料の自給率の数値の問題であります。この数値目標をなぜ入れないので

すか。

○政府委員(高木賢君) 食料・農業・農村基本法に限らず、基本法というものは政策分野に関しま

す今後の方向、基本的枠組みを定める法律でござ

います。したがつて、具体的な数値の目標であるとかいうところまで書くべき性質の法律ではありません。これは各種の基本法をぐらんになつてい

ただいても、例えは交通事故をなくすための法律

とかあります、死者を何人以内にしなければいけないというようなことを数値にしたものはない

わけでございます。これはそういう意味での基本法という法律の性格によるものというふうに御理解をいただきたいと思います。

○須藤美也子君 宣言法ということなんですね。

基本法はつくるけれども、中身の具体的な問題についてはこれからつくっていく、こういうことなんですか。この辺ちょっと……

○国務大臣(中川昭一君) 宣言法ではありません

。基本法というきちっとした法律です。

○須藤美也子君 私が今質問をしているんです。

今、高木官房長が答弁なさつたことは、これは

入れるものではない、こうおつしやつたから宣言

法なんですかと、こう聞いたんです。

おきました、食料自給率が五〇%を下回るという

切迫した状況のもとで、我が国のような輸入国に

定してありますように、基本理念及びその実現を

図るのに基本となる事項を定めるということであ

りますが、基本理念が二条から五条まで、それ

からそのほかの実現を図るのに基本となる事項が

以下規定してあるわけございます。そういうま

さに方向といいますか、これからのあるべき姿と

いうものは描いておりますけれども、先ほど来

言つておりますように、数値については十五条の

基本計画において明らかにする、こういう構成を

とつておるわけであります。

それから、この基本法が特別に異なる扱いをし

ているわけではなくて、他の同種の基本法においても大体そのような扱いになつておるということ

を申し上げておるわけでございます。

○須藤美也子君 我が国の自給率が八〇年代後半に五〇%を切ったとき、いろいろ後でお話しいた

しますが、八九年九月のガット・ウルグアイ・ラ

ンドの際、食料安全保障をなぜ日本政府が重視

するかを各国に説くために、農業交渉グループに

おけるステートメントには、五〇%以下の水準は

食料安全保障から重大な問題だ、こういう意味の

内容が書かれております。これを確かめていいで

しょうか。

○政府委員(竹中美晴君) ウルグアイ・ラウンド

農業交渉でございますが、一九八六年九月に始ま

りました、一九八九年四月に至りましていわゆる

中間合意というのがなされております。

その内容は、一つには農業の支持や保護の相

当程度の漸進的削減を交渉目標とするというこ

と、それから二つ目には、交渉におきましては、

食料安全保障のような貿易政策以外の各国の関心

事項に考慮を払うといううこと、それから三つ目に

は、各国は一九八九年、同じ年でございますが、

十一月までに詳細な提案を提出することという内

容の中間合意がなされたわけでございます。

これを受けまして我が国としては、今お話し

がございましたように、一九八九年九月の農業交

渉グループにおきます我が政府ステートメントに

おきました、食料自給率が五〇%を下回るという

切迫した状況のもとで、我が国のような輸入国に

定してありますように、基本理念及びその実現を

図るのに基本となる事項を定めるということであ

りますが、基本理念が二条から五条まで、それ

からそのほかの実現を図るのに基本となる事項が

以下規定してあるわけございます。そういうま

さに方向といいますか、これからのあるべき姿と

いうものは描いておりますけれども、先ほど来

言つておりますように、数値については十五条の

基本計画において明らかにする、こういう構成を

とつておるわけであります。

それから、この基本法が特別に異なる扱いをし

ているわけではなくて、他の同種の基本法においても大体そのような扱いになつておるということ

を申し上げておるわけでございます。

○政府委員(竹中美晴君) これは我が国の自給率

が五〇%を下回っているという状況を述べた上

で、食料安全保障は極めて重要な関心事であると

いうことについて理解をいただきたいという説明

をしたわけでありまして、そういう要因分析はし

ていないのではないかと、今詳しく述べてお

りませんが、受けとめております。

○須藤美也子君 ステートメントを持つております。ですが、このときこう言つております。五〇%を下回るような状況に至った理由は、累次の市場開放政策の実施によつて五〇%を下回つた、こう言つておられるんです。農水省さんが言つておられる、私が言つておるのではありません。そういう点で、私は今五〇%の問題を申し上げました。

農水省に今寄せられている全国各地の食料・農業・農村基本問題調査会への要望書、これは九万件近く寄せられていると思います。このうちの多くが食料自給率の目標の提示を求めているのであります。私が言つておるのではありませんか。例えば、鳥取県農業会議は、消費の実態、変化の見通しを踏まえた自給目標を明確にすることが必要、だれにでもわかりやすい数值で明確にすべきだと。全中の会長も衆議院の公聴会で五〇%以上と公述しております。J.A.新潟中央会の基本主張でも、食料の過半、五〇%以上を国内で自給を、こう主張しております。

五〇%は国民の声ではないですか。そういう点で、現在四一%に下がつてある食料自給率を一刻も早く五〇%に回復し、さらに我が党は六割、七割を目指す、こういう総合計画を策定すべきだ、以前は七八%あったわけですから、これはやれないはずはないと思うんです。

そういう点で、私はこの五〇%を明記すること、六〇、七〇というのではできないとすれば、それは上に置いても、今、国民的合意として五〇%は各党も合意できるのではないか、このように考えます。

この法案で目標数値を明記することが政府の積極的姿勢、責任を明らかにするとともに、国民全体の目標としてより明確になるのではないでしょうか。大臣、どうですか。

○國務大臣(中川昭一君) 確かに、昭和三十六年当時、自給率が七九あつたのが現在四一である。非常に私も危惧をしておりますし、自給率を少し上げたいということは何回も申し上げておる

ところであります。

しかし、その間、米の消費が年間百二十キロ近く食べていたものが、今やもう六十何キロというほど半分に減つてしまつておる。あるいはまだ、本の船がとつてきたわけでありますけれども、現

在はもう七百万トンしかとれないという状況になつておる。一方では、いろいろな油脂類の需要がふえている。あるいは、牛肉やいろいろな食生活の変化、これが全部全部というかほとんど外国からの輸入ということになるわけでございまして、やはりそこには消費者の嗜好というものが、最終的には自由な意思で食するわけでございますから、そういうものを全く無視して、自由化したらどうと物が入つてくるとは限らないわけでござります。自由化しても入つてこないものはあるわけでござります。

そういう意味で、ただ自由化だから自給率が下がつたということじやなくて、最終的にはそういう当時からの、三十数年間の国民の食生活の変化というのがやはり一番大きな原因ではないかと私は考えます。

○須藤美也子君 私が申し上げました食料自給率、国内生産を基本とするのであれば少なくとも五〇%、国民のこれは合意として明記をしていただきたい、このことを重ねて要求をしたいと思います。

さらに、今、輸入自由化の問題が出ました。これは農水省の資料であります。(図表掲示)これを見ていたいきたいんですけども、輸入依存では自給率向上はできない。これは三十五年から、この黒い方が国内生産であります。上の方が輸入であります。これを見れば一目瞭然、わかるわけです。見えますか。

そうしますと、この三十五年から一九八〇年、これまでの間は輸入も国内生産も、選択的拡大とかもいろいろありましたけれども、それぞれ補い合

す。

そういう点で、輸入の増大はこの間の関税率の引き下げ、あるいは輸入制限品目の撤廃、農産物の総關税化、また米の関税化も含めて、こういう結果によつて食料自給率が低下していった。八〇年から今日まで何ポイント下がっていますか。

今、四一%です。ウルグアイ・ラウンド、WTO合意から五年間で一年に一ポイントずつ下がつております。このときは、八〇年代は、先ほど申し上げましたが、五〇%前後でした。このようにどうも下がつてない。これは日本国民であれば憂えなければならない状況だと思います。そういう中で、市場開放、輸入自由化によって自給率低下をこの農水省の資料でも認めていたのですか、自給率低下は政府の施策がもたらしたものではないか、私はこのように言わざるを得ません。

そういう点で、この基本法は食料の安定供給について、この法案の中に輸入と備蓄を組み合わせて行わなければならぬと、基本理念で明記しております。さらに十八条には、安定輸入のために必要な施策を講ずると、わざわざ輸入依存を明記している。これは現行基本法にはありません。足りなければ輸入は当たり前なんですね、世界で。不足する食品を、足りなければ輸入するのがこれは決まりです。ところが、あるものも輸入するで輸入してきたではありませんか。これが食料自給率を低下させてきた。それなのに、なぜ安定的な輸入、こういう必要な施策を講ずるとわざわざこれを明記しなければならないんですか。大臣に聞きます。

○政府委員(高木賢君) 順次、原因から申し上げたいと思います。

自給率低下の原因というのは何が寄与しているかということをまず見ていただきながらなければならない

ふえて、国内生産ががくつと下がつております。

これは何でしょか。これは、つまり輸入自由化、この拡大は国内生産を縮小する以外の何物でもないとということを物語つ正在のところです。それは認めていただかなければならないと思いま

す。

そういう点で、輸入の増大はこの間の関税率の引き下げ、あるいは輸入制限品目の撤廃、農産物の総關税化、また米の関税化も含めて、こういう結果によつて食料自給率が低下していった。八〇年から今日まで何ポイント下がっていますか。

今、四一%です。ウルグアイ・ラウンド、WTO合意から五年間で一年に一ポイントずつ下がつております。このときは、八〇年代は、先ほど申し上げましたが、五〇%前後でした。このようにどうも下がつてない。これは日本国民であれば憂えなければならない状況だと思います。そういう中で、市場開放、輸入自由化によって自給率低下をこの農水省の資料でも認めていたのですか、自給率低下は政府の施策がもたらしたものではないか、私はこのように言わざるを得ません。

そういう点で、この基本法は食料の安定供給について、この法案の中に輸入と備蓄を組み合わせて行わなければならぬと、基本理念で明記しております。さらに十八条には、安定輸入のために必要な施策を講ずると、わざわざ輸入依存を明記している。これは現行基本法にはありません。足りなければ輸入は当たり前なんですね、世界で。不足する食品を、足りなければ輸入するのがこれは決まりです。ところが、あるものも輸入するで輸入してきたではありませんか。これが食料自給率を低下させてきた。それなのに、なぜ安定的な輸入、こういう必要な施策を講ずるとわざわざこれを明記しなければならないんですか。大臣に聞きます。

○政府委員(高木賢君) 順次、原因から申し上げたいと思います。

自給率低下の原因というのは何が寄与しているかということをまず見ていただきながらなければならない

いとります。先ほど来、包括的に大臣から御答

弁申し上げておりますが、この十年余を見ましても、主な原因は米の消費の減少、畜産物の消費の増加で寄与率がマイナス三・六%でございます。それから魚の漁獲量の減少でマイナス一・四%、それから油脂類の消費がやや増加する中で、魚の漁獲量の減少に伴う魚の脂の生産減少、これが寄与度マイナス三・〇%、こういったところが非常に大きいわけでございまして、今、先生御主張のような姿と必ずしも一致しないのではないかと私は思つております。

それから、現実態として、自給率が低いといふことはそのとおりだという認識を持っておりまされども、国民の食生活の安定ということを考えますと、国内の農業生産だけで現在のレベルの食生活が実現できないことも全く明らかなことでございます。自由化しても入つてこないものはあるわけでございまして、やはり足らざるものは今おつしやつたように輸入、あるいは不測の事態には備蓄も組み合わせて対応しなければならない、こういう現実態にござります。これがある日突然、輸入が途絶えますと、かつて大豆の禁輸というのがアメリカによって行われましたけれども、豆腐も組み合わせて対応しなければならない、こういったがって、国内生産では需要を満たすことができないもの、これについては安定的輸入を確保する、そのため二国間の取り決めをしたり、あるいは日ごろから食料需給についてウォッチしては、輸入ソースの多角化の模索をしたり、いろいろな手段をとつて安定化をする必要があるわけですが、あくまで最終的な結論といたしましては、輸入が先にありきということではなくて、るる申し上げておりますように、国内の農業生産、これの重要性を前提といたしまして、国内の農業生産の増大を図るということを基本に輸入と備蓄を適切に組み合わせる、こういう考え方でございます。

したがいまして、十八条というのはその一種の補完的なものでありますから、これを削るとか、

あるいはこれが優先するとかいうことではございません。

○須藤美也子君 十八条が補完的なものであれば、わざわざここに、これまでの現行法にないものを、安定的な輸入を確保するため必要な施策をとると、こういったものは要らないと思うんです。私の方では削除を求めたいと思います。

同時に、これは安定して輸入しますよ、安定的な輸入を確保するということですから、喜ぶのはだれでしょうか。アメリカあるいは輸出国に、安定的に輸入しますよと基本法に書きました。これは輸入依存をどんどん拡大していくものではありませんか。そういう点で、本当に国内農業を基本に据えて再建させていく、そういう決意があるのであれば、この十八条の安定的な輸入の確保は削除すべきだと思います。これはこれからも議論していただきたいというふうに思います。

政府は、これだけ国民そして野党の主張がありながらも自給率向上を國の責務にしない、目標を明示しない、輸入依存を明記しているのを外さない、さらに価格政策を放棄して市場原理に移行する、この方向を法案に盛り込んでいる、この背景を考えてみたいと思います。

そもそも現行基本法の目指した自立経営の育成、農工間の所得格差の是正、この目標は全く達成されないまま終にいたまことに終わってしまった。しかし、この三十八年の間、最近まで改正の動きは全くありませんでした。

ある雑誌で、農業基本法をつくった当時の事務次官小倉武一氏と東京農工大学学長の梶井功氏が対談しております。この対談を見ますと、こう言つております。一九八一年に、今の農政は基本法を全く無視してやつていて、これだけ空洞化させてしまつていて。今度は一九九一年になるわけですが、こんな農政をやるなら基本法を廃止してしまうと。これは割愛して読んだんだけれども、こういうことを言つております。小倉武一さんといえば皆さんの先輩ですからおわかりだと思います。

います。こういう人がこういうことを言つてているんです。

これまで三十八年間改正の動きはなかつた、しかし現行基本法は実施されなかつたんです。一九九一年、廃止してしまえど、こうおつしやつたが、その当も、九〇年代に入つても改正の動きはなかつた。ところが、それが表面化してくるのは九三年末のウルグアイ・ラウンド後です。新基本法制定のきっかけはWTO農業協定ではないか、WTOに合わせて現行基本法を廃止し、それに合うように基本法をつくろうとするものではないのか、こういう声が全国各地、農村部に行くと言われます。どうですか、大臣。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最初の部分の先生のお話ですが、我々は自給率の目標を設定しないわけでもありませんし、きちっと基本計画に基づいて明示をさせていただきます。

小倉先生の話は、私も直接伺つたことがありますけれども、苦労されて現行基本法をつくられたという大変勉強になる話を伺つたことがあります。

今度の新しい基本法というのは、やはり四十年近くたつて、社会情勢も、あるいはまた農村地帯も農業地帯も都市部も国民全体も、そして世界的な飢餓の問題等々もございまして、そういう観点、さらには環境、景観、国土保全等の当時は予想し得なかつた農業・農村の果たす新たな役割等々が現在の大きな関心事項であるということです。そういう意味で国際協力の推進でありますとか、先生は十八条の安定的な輸入という条文をけつと再三、大臣は決意を述べられております。そういう中でも、農協を初め国民の一千万人署名、その中にはWTO協定の改正を求める要望も入っています。

日本共産党は今度の新しい農業基本法案の中でも、WTO協定の改正を含め関係諸国との協議など、政府が必要な策を講ずることを明記しなさいと、こういうことを提案いたしております。

この点については、もう時間も参りましたので、まず何よりも早急に、私は質問で結論的に言えれば食料自給率の向上、これは國の責任でやつていただきたい、責務としてこれを明記す

ります。

○須藤美也子君 終わります。

てこの法律の目的の実現のために全力を尽くしていきたいと考えております。

○須藤美也子君 そうおつしやいますけれども、農村と都市をむすぶ「十一・十一月号で高木事務次官はこうおつしやつているんです。そもそもウルグアイ・ラウンド農業合意に、今回の農政審議会についてですよ、いわゆる源流を発しては九三年末のウルグアイ・ラウンド後です。

新基本法制定のきっかけはWTO農業協定では

ないか、WTOに合わせて現行基本法を廃止し、

それに合うように基本法をつくろうとするもので

はないのか、こういう声が全国各地、農村部に行

くと言われます。どうですか、大臣。

それにお話ですが、我々は自給率の目標を設定しないわけでもありませんし、きちっと基本計画に基

づいて明示をさせていただきます。

小倉先生の話は、私も直接伺つたことがありますけれども、苦労されて現行基本法をつくられた

といふ大変勉強になる話を伺つたことがあります。

今度の新しい基本法というのは、やはり四十年

近くたつて、社会情勢も、あるいはまた農村地帯

も農業地帯も都市部も国民全体も、そして世界的

な飢餓の問題等々もございまして、そういう観

点、さらには環境、景観、国土保全等の当時は予

想し得なかつた農業・農村の果たす新たな役割

等々が現在の大きな関心事項であるということです。

そういう意味で国際協力の推進でありますとか、先生は十八条の安定的な輸入という条文をけつと再三、大臣は決意を述べられております。そ

ういう中でも、農協を初め国民の一千万人署名、

その中にはWTO協定の改正を求める要望も入つ

ております。

このWTO協定は交渉で改正する、こういうこ

とを再三、大臣は決意を述べられております。そ

ういう中でも、農協を初め国民の一千万人署名、

その中にはWTO協定の改正を求める要望も入つ

ております。

日本共産党は今度の新しい農業基本法案の中

でも、WTO協定の改正を含め関係諸国との協議な

ど、政府が必要な策を講ずることを明記しなさいと、こういうことを提案いたしております。

この点については、もう時間も参りましたの

で、まず何よりも早急に、私は質問で結論的に言えれば食料自給率の向上、これは國の責任でやつていただきたい、責務としてこれを明記す

ります。

○須藤美也子君 終わります。

まさに、我々は新しい時代に向かつて、生産者あるいは農村地帯が自信を持つて、国内はもとより海外にも打つて出られるような農村・農業づくりをしたいということで、いろんな観點から時代のニーズにこたえてこの基本法をつくり、それに基づいて実体法あるいはまた基本計画等々を通じて、時間ですので終わりたいんですけれども、大臣の一言を、結論的な答弁をお願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 時あたかもWTOの次期交渉の時期でございます。このWTO、たしかに輸入国とのバランスだとか、あるいは非貿易的な御議論を食糧法のときになさつておりましたのが、やはりWTOという枠組みの中で我が国が主張すべきことを主張し、実現をしていく。輸出国と輸入国とのバランスだとか、あるいは非貿易的関心事項、多面的な面、食料安全保障等々、我が国が主張すべきものはWTOの全体の中で実現をしていく。一方、WTOの中で、今回は緑の政策として認められるものについては積極的に導入をしていくこと、つまりこの基本法の中でも導入することによって農業・農村、そして国支払いという手法を初めて導入するわけでございますし、WTOの中で我が国にとってプラスとなるようなものについては積極的にこの基本法の中でも導入することによって農業・農村、そして國民、国土を守つていかなければならないと考えております。はつきり言えれば、WTO協定上だめなものはだめとしてその廢止、変更を求める、そして必要なものは我が国としてきちんと守つていくという方針で交渉に臨んでいくわけでございます。

なお、食料自給率の向上につきましては十五条の三項ではっきりと書いてあり、そして七条だつたと思いますが、國の責務でこの施策をしつかりとやらなければいけないということになつておりますので、自給率の向上を日指すことは國の責務であることは前にも申し上げたとおりでございま

す。

○谷本觀君 基本法問題については過般の大蔵の所信表明の際にも伺つておりますので、できるだけダブらないような形で御質問してまいりたいと存じます。

初めにお尋ねをしたいのは、六月四日の本会議で私は質問をさせていただきました。お答えをい

ただいおるのあります、きょうは、その全部ではありませんが、大体七割方といいましょうか、確かめたい点がございますので、そこから質問させていただきたいと存じます。

初めが農用地の確保問題であります。

本会議で私が申し上げましたのは、国内生産の増大をやつていこうというのであれば、これは農用地を造成しなきやならぬだろうということを申し上げました。現在の五百萬ヘクタールにしましても、昔は六百万ヘクタールあつた。ところが、減つたのは二百万ヘクタールでありまして、それが四百万ヘクタールにならずに済んだのは、百万ヘクタールの農地造成が行われていたからであります。

ところが、今度は農用地はどうも転用されるばかりで造成の見込みがなさそうだ。果たしてそれで自給率を引き上げることができるでしょうかといふにお尋ねをしてまいりましたら、総理がお答えになりましたのが、農地の確保それから有効利用、これは新法できちんと位置づけている、これを踏まえてやついくんだと、簡単にそういうふうなお答えがございました。これは私の方からすると答弁漏れも同然なんです。農用地の造成をどうなさるんですかと聞いているんですが、そこはお答えになつてないんです。

○政府委員(渡辺好明君) 御指摘がございましたように、農業生産、食料の安定供給の上で最も基礎的な資源である農地につきまして、これを良好な状態で確保していくというのは当然のことでございます。

重複はいたしますけれども、基本計画の中で具体的に食料自給率の目標値を定める際に、農地の面積につきましても、品目ごとの作付面積など、生産努力目標の達成に必要な指標としてお示しをいたしますし、また今回提出いたしております農振法の中でも、優良農地の確保につきまして数字も含めた指針を示したいと思っておりま

す。

ただ、その際どういう形で、またどういうやり方で農地を確保していくかということですが、二つの点を申し上げたいんですが、第一点は、我が国の農業における農地の利用実態というのが、耕作放棄あるいは不作付ということで、現状で三十二万ヘクタールほどが作付されていらないという状況にござります。それから、耕地利用率も平成九年の数字で九六%、特に冬の間は作付率が三〇%を切るような状態でございます。私どもは、まず既存農地の整備あるいは汎用化の推進によって利用をきちんとしていくところから始めたいと思つております。

それから、農地造成につきましては、経営規模の拡大あるいは主産地の形成、さらには地域振興等の観点や担い手の存在状態、地元のニーズ、意向等、その必要性を慎重に検討し、見きわめた上で既存農地との一体的な整備あるいはコストの縮減、環境等にも十分配慮をしながら継続して実施をしていくつもりでございます。具体的には、国営農地再編整備事業あるいは県営の農地開発事業におきまして、今申し上げましたような状況を見ながら、直近の五ヵ年を見ましても、年間に三千六百ヘクタール程度の農地が造成をされているところでございます。

○谷本巣君 耕作放棄地、これを整備していくいたい。もちろん、優良農地の確保というのがその上にあるんでしよう。それからもう一つ、今のお話をですと利用率、これを引き上げていくということであります。

利用率は今下がつてているわけです。これを引き上げていて果たして自給率、今話題になつておられますようなく百分之水準まで持つていくことができるのでしょうか。他方では、農用地の転用といふのに完全に歯どめをかけるということはできませんよ。ですから、一方で転用は転用で進めましょう。

そういう状況の中で、農地の新造成はやらなければなりませんよ。ですから、方法があるわけであります。これまで農業基本法体制のもとで政府がやってまいりましたのは、単位面積当たりの収量をどう引き上げる

げていきますといふことで果たして食料自給率五〇%水準あたりまで持つておける可能性があるんでしょうか。そこはどうなんですか。

○政府委員(渡辺好明君) ただいま申し上げま

したのが昔から常識でございました。裏作の作付の状況が今申し上げましたように冬の期間で三割を割る、これはたしか七二%だと思いますけれども、が放置をされているというふうな状況でござりますので、これを表との米麦一貫体系にするとか、あるいは大豆も入れた三作のローテーションとか、そういうことでかなり発掘をすることが私は可能だらうと思つております。

それから、農用地の造成につきましては、今お話し申し上げましたように、近年では大規模な開発というものの適地はなくなつてゐるわけでございます。したがいまして、私の説明でいいますと、既存農地とうまく組み合わせて、そういう担当者がいる、まだ農地をふやしてもいいというふうなところでは、国営の再編事業であるとか県営の畠地開発というふうな形で造成を続けていくことがあります。したがいまして、そういう担当者がいる、まだ農地をふやしてもいいというふうなふうなことで、線引きもしくは転用の問題については、やはり整然とした対応といふことできちんとした線を引く、そういう観点で農振法の改正もお願いをしているわけでござります。

○谷本巣君 どうも今のお話を聞いただけでは、自給率は確実に上がつていくのかなということについて心もとない感じがしてなりません。

さて、もう一つの問題は、生産を増大させる方法としてはありますのは、面積当たりの収量を引き上げるという方法があるわけであります。これままで

るかといふことじやなくて、労働生産性をどう引き上げるかといふことが中心であります。私どもに言わせますと、土地と自然をむしばみながら労働生産性の向上をやつてきた。そして、農法というのは、もう既に相当、土を痛めてきていますから限界に来てしまつてある。ですから、今度は土にもっと力を入れていく、そういう土地生産性を重視した農法への転換、ここのことを見たがりながらも、が放置をされていて、それがどうでしようか。

○政府委員(樋口久俊君) お答え申し上げます。

今後、国内での農業生産の増大を図る上では、土地利用型の作物につきましてお話しいましたように生産性の向上を図つていく、特に自給率が低うござります麦、大豆につきましては、単収、品質を向上させる、それから何より農地の有効活用を図るということが大事だと思っております。したがいまして、特にことしからでございますが、生産者から実需者、普及組織、行政が一体となりまして、きちっとした具体的な振興目標といいますか、そういうものを定めまして、しかも、先ほどもお話しございましたけれども、同じ大豆なら大豆、麦なら麦といつても、全国非常に条件が違いますので、産地に合った条件を定める、そのため振興目標を定める、それを具体的にどうやっていくかということござります。

例えば、一、二御紹介を申し上げますと、土地利用率を上げるということにつきましては、九州地方のように、先生御承知のように、一年二作ができるようなことが可能な地帶では、麦、大豆、稻を効率的に組み合わせる。そういう地域の実情に合つたような作付体系を関係者できちんと整理をしてやつていくことだと思います。

それから、単収、品質の向上、安定化につきま

しては、例えば水田の転作を行うというような場合には國地化を行うとともに、排水対策は大変重要な基本的な技術でございますので、弊社は大変重を行つて営農排水対策を徹底するとか、こういうふうに関係者が納得したといいますか、きちっとした議論を重ねた上で具体的な目標を定めて生産性を向上していく、こういうことが大事じやなからうか、それを推進する必要があると思つております。

○谷本義君 相撲の世界でいいますと、横綱階の相撲のとり方というのと、若乃花だと琴錦なんかの相撲のとり方というのはまるで違うんですね。農業も私は同じだろうと思いますよ。アメリカはアメリカ農業の行き方があるでしょう。日本には日本の行き方というのが僕はあると思うんです。歴史的に見たら、ヨーロッパが近代化農法を確立した当時、これは幕末の時代ですよ。日本はどうだったか。日本の場合は集約型農業というのを確立したわけですよ。单収でいえばヨーロッパの十倍以上だ。そういうものを築いてきたという歴史があるわけです。しかも、あの時代の農業というのはもう循環型もいいところです。私は何も昔に戻れということを言うつもりはないさかもりませんけれども、やはりそういう伝統に基づいた、そして近代技術を巧みに取り入れながらの農法の開発というのがもつと私は日本は積極的に取り組んでいいんじゃないかと思いますよ。

私がつき合つたある有機農業生産グループの皆さん、五百万ヘクタールを割つたつて自給率が七〇%ぐらいだったらやりますよということを信を持っておっしゃっている方がいる。これは自分の農業の経験の中からおっしゃつておる話ですがね。

そういう意味では、農業の問題については、民間の力にも着目しながら、そういう主張があるわけですから、もつとやつぱり積極的な検討をしていただきたいと思うのですが、いかがでしようか。

○政府委員(樋口久俊君) 先生おっしゃいました

よう、持続性の高い農業を展開するということは大変大事なことであるわけでございまして、先般も本委員会で御審議をいただきました。例えば持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等々を中心にして、私どもとしては、必要な予算措置なんとかあわせて、自然循環型といいますか、そういうものに十分配慮したような農法を展開していくことは非常に大切なことじやないかと思つておるところでございます。

その場合でも、全国一律ということでではなくて、地方地方といいますか、地域地域で条件に合ったような農法を展開でもらうということを基本に、各県が推奨すべきといいますか、専人を促進する農法を定めていただくという考え方をとっています。○谷本義君 次に、本会議の質問でもう一つ、食料自給率の引き上げ問題との絡みで水問題について伺いました。私、本会議で申し上げましたのは、世界的水資源不足の時代に入ってきた、日本も例外じゃないだらうということを申し上げながら、新基本法の中での水問題の位置づけいかんといたしました。私は、本会議で申し上げましたのは、世界的水資源不足の時代に入ってきたということを言つておるわけでありました。しかも、人口問題と食料問題というのはこれまでずっと議論されてまいりましたが、最近は水問題がそのキーワードだなという声が非常に大きくなつてしまひました。

一方、日本の国内の問題を見てみれば、それは降水量の問題でいいますと、ちよいちよい台風の上陸が外れていく、空梅雨というのは昔から比べるとずっと多くなつてきた。これは異常気象の時代といいましょうか、地球温暖化の影響といいましょうか、ともかくもそういう状況が出てきている。

そして、本会議場でも申し上げましたように、森林の荒廃はかつてない荒廃ぶりですよ。渇水対策としてのダム、河口堰などとダムをつくるなんというのは、それはもう環境問題から限界に来てしまつていますよ。

地下水はどうなのか。地下水の汚染はひどいです。しかも地盤沈下。地下水利用というのはそれから強調されなかつたのかと思うんですけど、これはもう限界に来ておるというふうに言わわれているわけです。

この基本法は残念ながら前文がない。前文がなまづいた答弁は、農業用水の確保、水の有効利用を図ることを本基本法案は明確に位置づけておる、これだけございました。私、そういう答えは期待していなかつたんです。農林業というのには、水の使用者である前に、水の大なる生産者なんですね。

この基本法は残念ながら前文がない。前文がなまづいた答弁は、農業用水の確保、水の有効利用を図ることを本基本法案は明確に位置づけておる、これだけございました。私、そういう答えは期待していなかつたんです。農林業というのには、水の大なる生産者なんですね。

我が国でも昨年はたび重なる豪雨水害がございました。一方では、今御指摘のように空梅雨とか台風が空振りしたとかということで、まさに自然のアリケートな、そしてまたダイナミックな面があります。特に、发展途上国では農業で使う水の量が非常に多いわけでありますけれども、これが不足あるいはまた汚染等で非常に被害が出ておるといふことで、世界的にも異常気象、少雨、渇水といった問題が起きておるわけです。

我が国でも昨年はたび重なる豪雨水害がございました。一方では、今御指摘のように空梅雨とか台風が空振りしたとかということで、まさに自然のアリケートな、そしてまたダイナミックな面があります。特に、发展途上国では農業で使う水の量が非常に多いわけでありますけれども、これが不足あるいはまた汚染等で非常に被害が出ておるといふことで、世界的にも異常気象、少雨、渇水といった問題が起きておるわけです。

用量を比べてみると、どうと歴然たる違いが出てきます。大都市の方が使用量が多い。人口の移動で見ますと、水の使用量といふのはそういう意味でどんどんふえていくんじゃないかというふうに思われるような状況です。世界的にも国内的にも、それからまた農業の上でも大変な時代に入つてきました。私はそう見ておるんです。大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 水は人間が生きる上で必要不可欠のものでありますし、また、先生御指摘のよう、農業という面から見ましても、文字どおり水をつくり出す機能、涵養機能があるわけでございます。

本会議場での答弁では先生の御質問に十分お答えできなかつたようございますが、世界銀行の九五年八月のレポートというのがありますけれども、今、世界的に水が非常に厳しい状況になつておる。特に、发展途上国では農業で使う水の量が非常に多いわけでありますけれども、これが不足あるいはまた汚染等で非常に被害が出ておるといふことで、世界的にも異常気象、少雨、渇水といった問題が起きておるわけです。

○谷本義君 欧米農業と日本農業の違いの最大のところは何なのかといふと、どうも私は水問題のところは、しかも日本の場合は、水が足りなくなつた問題が出てくると必ずマスコミが言つてくる、というふうに言つておるというふうに考へております。

この基本法は残念ながら前文がない。前文がなまづいた答弁は、農業用水の確保、水の有効利用を図ることを本基本法案は明確に位置づけておる、これだけございました。私、そういう答えは期待していなかつたんです。農林業というのには、水の大なる生産者なんですね。

この基本法は残念ながら前文がない。前文がなまづいた答弁は、農業用水の確保、水の有効利用を図ることを本基本法案は明確に位置づけておる、これだけございました。私、そういう答えは期待していなかつたんです。農林業というのには、水の大なる生産者なんですね。

地下水はどうなのか。地下水の汚染はひどいです。しかも地盤沈下。地下水利用といふのはそれから強調されなかつたのかと思うんですけど、これはもう限界に来ておるというふうに言つておる、これだけございました。私、そういう答えは期待していなかつたんです。農林業というのには、水の大なる生産者なんですね。

す。核だつたら六十年、七十年たなきや鐵にはなりません。だから、息子か孫の代ですよ、収穫ができるのは。今の経済学じや成り立たないようなことを日本の百姓はやつてきたんです。何でやつてきたのか、水が欲しいからです。米をつくるためにそれをやつてきたということです。

ですから、私が子供のころには、平場の農業というのは長男坊が後を継ぐ、次三男はみんな山へ行つたんです。そして、山を整えながら自分が食うだけの水田をやつた。だから、祭りになりますと、山に行つた苦労している次三男をみんなもてなしたものです。川下の者は川上を大切にしたものです。

そういうふうな蓄積というのが、僕は戦後の日本の工業化を成功させたと思う。どなたか先ほどおっしゃいました、日本の小農技術は世界一だと。私もそうだと思う。それを生んだのが世界一優秀な労働力です。そして、鉄を生産するのに水を供給してきたのはまさしく農業なんです。農家の働きなんです。そういう意味では、私は一滴の水といえども労働の所産であるということを言い続けてきました。

ところが、今度の基本法問題にはそれが出てこないんです。アンケートで日本が世界に誇るべきものは何だというと、よくトップになるのは治安のよさだとか、あるいは景観だという話が出てくるでしょ。これだって、つくったのはだれですか。そこを支えているのは農家です。そういうふうな問題というのが全く今度の基本法の中では出てこないんです。やっぱりそういうふうなものは前文の中に高らかにうたい上げられてよかつたのではないか。前文がないから提案理由説明の中でもといふお話を伺いました。ところが、そこを読んでもやつぱり出てこないんです。今じゃ手おくところを工夫することはできないのでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 特に、日本の地形ある

○政府委員(高木賢君) ただいま先生のおっしゃいました農業が持つもろもの機能というものにつきましては、これも祝詞に説法かもしませんが、第三条の「多面的機能の発揮」というところに集約して規定したつもりでございます。

今お話を出ておりますダイレクトのもので言いますと、水源の涵養機能というものを農業の持つ機能としてきちんと位置づけておりますし、良好な景観の形成、文化の伝承等、等ということで他の機能もござりますけれども、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる機能、これは将来にわたって適切かつ十分に發揮されなければならぬということを条文として明確化したつもりでございます。さらに、それに敷衍したうござります。さらに、それに敷衍したうござります。

○谷本義君 とにかく何か考えてほしいですね。

これは、森林が水をつくり、水田が涵養すると

いうような関係で来たわけであります。したがつて、広葉樹林と組み合わせた水源林の整備につい

ても、これは公的支援をしなきやなりませんとい

うことですまいました。おっしゃいましたけれども、いまだに信用なさらぬ方が結構あるんです。それはなぜなのか、何なのか。次のラ

ウンドで日本が果たして米の生産調整問題をグリーンボックスということを最後まで粘れるか、恐らく粘れぬんだろう。そのときに米の生産調整といふのがバアになつていくんだ、こういふ見方があります。それだけに、水田の持つ公共財としての位置づけというのをきちっとしていただきたいんです。

○国務大臣(中川昭一君) 既に、世界食料サミツ

トあるいは昨年のOECD農業大臣会合でも日本として主張をし、取り入れられております農業の

果たす多面的役割、これは次期交渉において我が国が主張する大きな柱の一つでございます。

○政府委員(高木賢君) ただいま先生のおっしゃいましたこと、もう少し具体的に御説明といま

すか答弁を申し上げますと、法案の第四条で、農業の自然循環機能の維持増進が持続的な発展のた

いは降雨条件を考えますと、国土の八割を占める森林と農地、これが一體となつて水をつくり、涵養し、そして最終的には下流の都市住民が利用するということになるわけで、まさしく山と農地とが一体となつて水というものをはぐくんでいるわ

けでございます。

先生御指摘のように、農家のうちの四割強が山林を所有しているいわゆる農家林家であるわけでございまして、山の果たす公益的機能、水の涵養では四兆数千億とか、あるいはまた農地のダム機能がどうだとか、いろいろ数字はござりますけれ

ども、いずれも山林あるいは農地においてきちんと水が管理されておるということが大前提である

わけでございまして、そういう意味からも、山林の整備あるいは農地の整備というのもきちっと

やっていかなければならぬと、今、先生のお話を伺いながら痛感しているところでございます。

○谷本義君 大臣、この質問をわざわざここまで

おつしやいましたのは理由があるんです。と

いうことは、一時期、マスコミがどういうわけ

か次から次と米の生産調整解除問題を書きました

ね。これに対しても農林省は、それは絶対にないということをおつしやいました。おっしゃいましたけれども、いまだに信用なさらぬ方が結構あるんです。それはなぜなのか、何なのか。次のラ

ウンドで日本が果たして米の生産調整問題をグリーンボックスということを最後まで粘れるか、恐らく粘れぬんだろう。そのときに米の生産調整といふのがバアになつていくんだ、こういふ見方があります。それだけに、水田の持つ公共財としての位置づけというのをきちっとしていただきたいんです。

さてそこで、効率化というのを大臣はどうお考

えになつておりますかということを伺いました。

これについての直接的な大臣からのお答えはありました。ありませんでしたが、大臣は、環境保全型農業の推進は、自然循環機能の維持増進

を図る上で重要な役割を果たすということ、病虫害や連作障害の減少、それから有機性資源のリサイクル等々により経営の効率化、地域資源の効率的利用にも資するものだというふうな見解を表明しておられました。

と言つておられるところを見ると、本法案の言う効率化というのは、最近EUあたりに出てきているのと同じような見解だというふうに受け取つてお

いてよろしいですか。

○政府委員(高木賢君) 今、先生からお話をございましたこと、もう少し具体的に御説明といま

すか答弁を申し上げますと、法案の第四条で、農

業の自然循環機能の維持増進が持続的な発展のた

めに不可欠だと、これは当然御承知だと思いま
す。

一方、土づくりと化学肥料、農薬の使用を低減するということで、環境負荷の軽減に配慮をしました環境保全型農業を推進する。これはまた自然循環機能の維持増進を図る上で大変重要な手段ですが、それだけではなくて、そういうことを行うことによって、やや具体的で申しわけないんですけど、土づくりを行うということになりますと、当然、土壤中の塩基バランスが適正化するということになります。例えば、そういうことが起きますと、どういうことになるかといいますと、その結果、本来ならといいますか、やらなかつた場合に施用しないといけない資材とか労力が減ることになつてまいります。

それから、気象変動があつた場合に収量低下を

そのほか、当然畜産との連携を行うということになるわけでございまして、そういうものや、あるいは食品廃棄物等、地域にございます有機性資源をリサイクルすることができるということです。そういう地域資源の効率的な利用、それもまた効率的な側面であろうかと考えて、いるわけでござります。

この文章は、一国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、」ということで始まります。「効率的」という言葉がまず一番最初に出てくる。そして、幾つかのことが並べられて、最後の結びの方に来るのですが、「規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずる」ということで終わっております。これを従来の感覚で読んでみると、単作・専作型の大規模経営を想像される方が圧倒的に多いんです、これまでの感覚から一変しますと。

そうすると、このところは、環境保全ということ非常にウエートを置いた、そういう意味のものだというふうに理解しておいでよろしいですか。

○政府委員（高木賢君）二十一條におきましては、先生御指摘の文章の前に、あえて「営農の類型及び地域の特性に応じ、」という字句を入れて

私の考え方を先に申し上げますといふと、農村社会というのは、大きい農家、小さい農家といふ

のがいろいろあるわけでありまして、そういう大きい農家や小さい農家が相補うネットワークづくりの中心的な柱に位置づけるべきではないのかとういうのが私の考え方であります。以前のように小さい農家よ出ていけ、そして大型農家に土地を集中させよう、これはもう私はやめてほしいと思うんです。意味のないことですよ。やつたって簡単に実効が上がるものではないですよ。

そして、認定農家の多くがどんな役割を果たしているかという実態を見てみますというと、土日百姓の家の育苗から耕起、代かき、田植え、刈り取り、全部かその一部などを請け負つたりお手伝いしたりというようなことでやっているものが非常に多いです。これで勤め中心の人も日曜百姓がやれるようになるんですよ。年寄り百姓もこれで田んぼ回りが楽しめているんです。母さん方にしますといふと、そういう状況があるからその分野菜づくりにも励むことができる。最近の産直なんかで野菜づくりをやっているお母さんの例を見ると、皆さんそうおっしゃっていますよ。

こういう実態に農政の寸法を合わせることが私は一番大事だろうと思います。つまり、地域のいろんな人たちの支えになる。その認定農家が頑張られるように今度は国が応援していく。こういう関係ができる上がっていきますというと、地域農業のが全体の協議で大体決まっていくんですね。

新潟の大潟村というところで私の知り合いがいます。例えば、米作を中心とする農業地帯でいいますというと、何ヘクタールが適正かということ

あります。離近所の人たちに何とか農家として残つてくらということもありますけれども、北海道と内陸の違う一番大きな点は、村の集まりに行つても農業のノの字も話題にしてもらえないなくなつちやつす。それは、自分たちだけになつちやつすと用水路の整備から何から全部自分たちにかかるといふことがありますけれども、北海道と内

たということが寂しい。村の中のつき合い、これまでおっしゃつておられる皆さんが多いです。

村の中心的な役割を果たしてもらっていくには、他人の面倒を見ながら専業農家としてやれる範囲というのはどの程度なのか、これはおのずと適正規模がそこで決まってまいります。六ヘクタールとか七ヘクタールといったような規模というのが決まっていくことになります。それからのが決まっていくことになります。それから野菜や花木や果樹、畜産などとの結合関係をつくっていく。そして、それぞれの立場を生かしながらのあり方を具体化していくことだらうと思うんです。一生、百姓を続けたい人、定年退職で農業に従事したい人、そして地域の中で今や多数派を占めるようになった高齢者農家の生きがい農業をやれるような状況。

認定農家はみんなを支えながら、そして認定農家がみんなに支えられる、そしてその牽引車になっていく、そういうような状況が出てきますと、いうと、あっちの田んぼ、こっちの田んぼといふ、ああいう非効率な規模拡大、これが解決できないうな条件が整備されてくる。私はそういう例

を幾つも見てまいりました。
やはり、何といいましても、今、農村社会は人類未到の超高齢化社会です。そういう超高齢化社会を迎えた日本の農村が、そうした地合いに見合う新しい地域労働システムをつくっていく上で、も、今申し上げたような地域農業づくりというのが大事になってきているんじやないかと思います。

こうしたあり方は、農業は地域社会全体のものとして社会化が進んでいく。そしてそこでは、安全な食べ物をつくる、そして地域の環境をよみがえらせる、これができれば食べ方を変えていくことができますよ。そして、トータルとして環境負荷の少ない、生産性も高くして生活の原理にかなうような地域農業づくりができるんじゃないかな。米作り地帯で見ても、やはり集団的に生産されているコストが安いですね。私はそういう方向を目指すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 私も全く同感でござります。

認定農業者を中心とする農業経営体の発展、これがために支援措置を重点化していくことが必要です。もう一つの柱として、やはり集落の安定的な持続といいますか、これが肝要でござります。特に日本の水田農業を中心とした集落というのは、やはり水と農地の共同的な管理といいますか、面倒を見るというふうなことがございませんと成り立つていいません。私どもいろいろお話を伺っておりますけれども、認定農業者の方々あるいは農業生産法人の方々も、集落を離れて自分たちは成り立ち得ない、集落に何をし集落から何をしてもらうかということを強く感じておられるようございます。

したがいまして、これから先の農業というの

は、地域における効率的な農業生産の意欲ある担

い手、これが中核になりますけれども、これらの

地域に存在する小規模な兼業農家や土地持ちの非

農家、こういう方たちとの間で、各種の土地、水

路、労働力等、いろいろ役割分担をして連携を図

ることが重要でございます。

大小相補、大小相補といいますか、そういう考

え方でやるべきだろうと思つております。シ

ステムとしては、基盤強化法の中で市町村の本

構想を立てますけれども、その基本構想の中では

農業の将来像というのを明確化する。これも、

画一的ではなくてその地域地域に見合った将来像

支柱というか中核になりまして、それに兼業農

家、高齢農業者等との役割分担を明示する。地域

の実情に応じて補完し合いながら集落農の多様

な担い手の活動を促進する。地域全体として効率

的、安定的な農業生産が確保できる。こういうこ

とを目指したいと考えております。

○谷本龜君 今局長の答弁を伺いながら、やつ

ぱり農林水産省は変わったなというふうに思いま

した。そういう答えがいただけるのに三十数年、

私にとつてはかかりました。

ここで農林大臣に聞いていただきたいことがあります。

社会というのは、大は大なりに、小は小なりに生きられる世界であつて、そういう生き方ができるためのシステムづくりであつて、落ちこぼれをなくしていく、そういうふうな地域づくりであります。

○國務大臣(中川昭一君) 今の谷本先生の話、本当に特別の感情を込めてお話しになつて、私自身も聞き入らせていただいたわけであります。

とにかく、新しい時代の基本法づくりといっ

たがいまして、私はふつと思い出しましたのは、ま

だ八歳から九歳のころですよ、昭和恐慌でした。

そこで、娘売りが私の村にもありました。

それで、私の四十数年の農民運動の生涯の中で痛烈なる教訓を味わつたというのが三十年ほど前にありました。それは現行の基本法が成立して間もなく

当時言われましたのは、私どもが勉強させてい

ただいた学者、研究者の先生方からも、経済成長

が順調にいきますというと、今度は農村から人口

が外へ出るようになります、そして、規模拡

大農業が実現するようになるのだといいうような話

を随分と聞きました。

私ども、フランスの農業基本法など、ヨー

ロッパの基本法を一生懸命勉強いたしました。

そして、構造改善事業が始まつた当時、農村に入つ

たときに愕然とするような場面に幾つか私は出く

わしました。

当時の構造改善事業というのは、土地基盤整備

事業と大型機械というのをセットにしておりまし

た。土地基盤整備事業はやりたいが大型機械はお

断りだというのが圧倒的でありました。そして

規模拡大をどう実現するかということについて、

みんなで話し合いを進めていくといふようなこと

をやりましたけれども、進まないんですよ。どう

して進まないのか。結局、小農、小さい農家をた

たき出して大きな農家を実現しようといつても、

これは村の論理に合わなかつたといふことに気づ

くのに私はしばらくかかりました。

確かに、日本の米がつくりました地域社会とい

うのは、米をつくるための労働力の結いがあり、

米をつくるための水の共同管理があつた。そし

て、そういうものを通じて相互補助的な地域社会

で、そういうものを通じて相互補助的な地域社会

ずであります。それには、財政支援も含む分権、これが大事なのでないのか。その点どうお考えでしようか。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法案におきましては、地方公共団体の位置づけを、上位下位という国の中の下部機関ということではなくて、対等の機関というふうに位置づけております。

基本法自体は、国の行うべき基本的施策を大体整理してござりますけれども、地方公共団体も、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し実施する責務を有するということで、地方公共団体がみずから判断でいろいろと対応していくふうに位置づけております。したがります。その場合、国との関係では相協力するという整理になつてございます。

したがいまして、まさに今、先生おっしゃいましたように、縦のものを横にするといいますか、地域の立場で横にくくるという点では、大いにその地域の独自性を發揮していくふうに期待をいたすわけですが、同時に、そういう上下という関係ではございませんので、やはりそれぞれの特色を生かしてお取り組みをいただくということが必要だらうと思います。

その際、国としても全国的立場から支援すべきものは支援していく、非常に國式的な言い方になりますが、そういう基本的な枠組みの整理ということをいたしております。

○谷本義君 もう既に時間が参りまして、あと四分ほど残っているだけでありますので、この分権の問題についてはまた機会を改めてもう少し突っ込んだ話を伺いたいと存じます。

最後ということになりましようか、地域ごとにラウンドテーブルを設けてはどうなのかということについて伺いたいと存じます。

先日の本会議での総理への質問の中で、総理が、不足農産物の生産増強に向けて、全国的な目標にとどまらず、地域段階でも実情に応じた目標を策定してまいりたいというふうにお答えになつ

ております。

主軸にやつていいこうというのであれば、日本列島というのは非常に変化に富んでおるわけでありますから、それぞれの地域の自然をどう生かすかと

いうところが勝負になつてまいります。したがいまして、全国画一じゃなくて、それぞれの地域ごとに独創的な取り組みというのが求められるようになつていくだらうと思います。

そうして見るならば、地域ごとに、ないしは県の中のプロックぐらいに、農家と地方議会の皆さん、そして行政、それから市民団体の皆さん、そしてできるなら地方財界の皆さんなどにも参加をいただきながらラウンドテーブルをつくって話し合いをするという事が大事になつてきたのではないかと思います。

特に、地方財界の皆さんと断りましたのは、所によつては、例えば環境保全型農業づくりなんか手にしてもらえなかつた。しかし、商工会議所などが相手にしてくれたというところだつてあるんです。特に、これからWTOに向けて、そういう意味じややつぱり地方財界の皆さんも地場の経済に根っこを張つておるわけですから、そういうところとも連帶の関係が結べるような状況をつくつていくという意味でも、そうした点も念頭に置いてラウンドテーブルを設けてやるようにならうかと思うんだが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 各地域地域で、今おつしやいましたような地方公共団体なり生産者の方々、あるいは消費者の方々、あるいは場合によつては地方財界の方々、こういった方々の参加のもとに、まさにラウンドテーブルでその地域の農業をどうしていくのかという姿を描き、また実行していく、こういうことは非常に私ども貴重な取り組みだというふうに思います。ぜひ各地でやつていただきたいという思いは非常に強いわけ

が、ただ、先ほど来等の話とも関連いたしますが、ただ、先ほど来等の話とも関連いたしますが、

国が一方的に指示するものではないので、本当に

地方地方で独自に取り組んでいただければと思いまし、また私どもができるお手伝いをいたしましては情報提供、例えば二月には農政改革大綱等で、いわゆるキヤラバンということで地方に回る運動もいたしました。また、WTOの状況についても情報提供で今説明会もやつております。そう

りますが、それにこたえて各地域でそれぞれ独自のお取り組みをされるということにつきましては、非常に方向として私ども望ましいと思っておりますので、ぜひとも各県各地域でよろしくお願ひしたいと思っております。

○阿曾田清君 ようやく新たな基本法が制定されるのかなという思いで私も大変うれしく思いますが、現行の基本法は既にもう役立たずじやないかという思いをいたしたのも久しくなります。まさに、減反政策が始まったときには、米の減反政策さらには果樹等の減反政策が実施された、そのときに、農業基本法はないのに等しいな、いち早く新たな農業基本法をつくるべきだ、そういう思いで今日までまいりました。

今回の基本法を改正するに当たり、三十八年間の農業基本法、成果もあつたと思いますし、また反省も大きかつたと思ひます。大臣、その成果と反省、総括をまずお聞かせいただきたい。今までまいりました。

○國務大臣(中川昭一君) 成果と反省ということでおざいますが、やはり日本の農業を守り発展させていくということが原点であったわけでございました。

けでございます。

それの基本法という位置づけでございますが、やはり農業の生産性を少しでも他産業並みにしていく、あるいはまた生活条件、生活水準も都市並みにしていくことのございましたが、生産面では他産業の伸びの方がはるかに大きくして、正をすることが難しかつた。また、所得では他産業並みの所得になつてゐるところもありますけれども、依然としていわゆるインフラの整備が立ちおくれていつたというような反省点もあるわけ

であります。

大きく分けて生産政策、価格・流通政策、構造政策、三本柱でやつたわけでござりますけれども、例えばうまくいった一つの例といたしましては、いわゆる選択的拡大による総生産の増大、それから米麦を中心から他作物、畜産、果実、野菜等の強まりから北海道以外では余り成果が上げられなかつたということだらうと思います。

そして、その間、自給率の大幅な低下、あるいは農業就業人口の減少と高齢化、過疎化の進行といった問題が生じてまいりましたし、他方、農村の果たす多面的機能、それから中山間地域を守ることによる国土の保全等々の、あるいはまた環境に対する役割といつたような新たな時代のニーズというのも生まれてまいりましたので、そういうことを総括いたしまして、国際貢献といったものも含めまして新しい基本法で総括をした上でこの法案の御審議をお願いしているところでござります。

○阿曾田清君 反省するところ僕ははたくさんあるかなと思いますし、成果が上がつたところもあるけれども、むしろ反省するところが多かつたのかなという感じを私自身は持つております。

前の農業基本法はすなわち農業サイドを中心とした基本法、今回は今おつしやつた多面的な機能を認めつつ、また消費者サイドを含んで、しか

も国民の皆さん方に供するといいますか、そういう意味で今回のものは私はある意味で高く評価をいたすわけでございます。

しかしながら、国内の農業の形態は大きく五、六年前とさまで変わりをし、また海外からのそういう自由化というようなものについては、まさにWTOの制度化の中での自由化、今回、市場原理の導入ということを真正面に打ち出してこられたということからすると、新しく取り組み方もおのづから、また私は農政そのものの取り組みは違つてくるのじやなかろうかなというふうに思つてます。もつと積極的にやらなきやならないといふものが多く出てきていると思うんです。

農家の方々が大変今回の法案に期待しておるところなんですが、この四つの理念というもの、安定的供給の確保や持続的農業、さらには農村の整備、そしてもう一つは多面的機能、こういう四つのものを一つの理念として掲げておられるわけですが、この理念からどういう農政の将来の姿を描いておられるのか。

一言で言つて、前回の農業基本法は選択的規模拡大、すなわちそれによつて農工間所得格差のは正を図ります。いわば、農業者と労働者の方々の所得を均衡を持っていくんだと、一言で言うならそういうことがみんなの一つの励みになつた。

今度は、この四つの理念を持つてどういう方向をこの基本法は目指しているんだというものを、一言で言つて、農家の方々に説明するときに一言でこういうことなんだ、こうじうことを目指しているんだというようなことを考えておられた○國務大臣(中川昭一君)なかなか一言というと難しいわけございますが、まず国内農業を中心位置づけて国民に対して安定的な食料の供給をすること、それによって全国人民にかかわりが出てくるわけでございます。それからもう一つは、やはり農業・農村の果たす生産以外の、国民、国土にとって極めて重要な役割というものをきつちりと位置づける。

一言ではなくて二言で大変恐縮でございますけれども、強いて挙げればこれが最大のポイントでありますよ、こういう話もありました。おいしれないかななどいうふうに考えております。

○阿曾田清君 この四つを一言で言うのは大変難しいのはよくわかります。

私は、本会議でも質問で申し上げたのは、魅力ある農村への回帰を実現するんだということで大きく見てくくるのかなど。農業者の方々、農村をつくっていくんだというのがこの基本法の中に織り込まれている理念の四つなんだということが言えるのかなど、私なりにそういうふうにPRをいたしております。

次の質問に入らせていただきます。

自給率の問題についてはいろいろと御議論があつたところであります。問題は、そういう食生活の大きな変わりもありますが、特に農林水産省として今後力を入れていかなきやならないのは麦と大豆、そして飼料作物だらうと思つてます。その中で、麦に対する取り組みがよいよいま農林省としても本腰ではまつてこられておりましたが、大豆等においてもつと研究開発を積極的にやるべきだというふうに思います。そして、おいしい米づくりは成功したと思うんだけれども、飼料米に今後本格的に取り組む必要があるな」というふうに思います。

私は、先日、自由党で連休を利用してフィリピンの国際稲研究所に参りました。そこで、開発研究をされているのでどれくらいとれますかといふ話をしましたら、新しい緑の革命として取り組んでおるんですが、あそこは一ヘクタールで表現されましたので、十二トンです、こういうことでした。可能性としては十四トンまでとれる。だから、十アール当たり一・二トン、こういうことです。これは精米していないものの段階ですけ

れども、日本のモンスーン地帯であるならばもうとれますよ、こういう話もありました。おいしれないじやなくて重たい米をつくるといふことで、味はどうでもいいんだ、形もどうでもいい、とにかく量のあるものをつくるとするならば、フィリピンで研究するよりも日本の研究をなされた方がより多くとれるんじやないですかというお話をありました。

仮に、一・四トンとれるということでしたから一・四トンとしますと、これが稻わらまで、ホーリクロップでいきますと一・八トンになります。しかも、東日本、東北は難しいでしようけれども、西日本は二毛作でできます。大体七割方とれますがから、そうしまと大体四トン半ぐらいとれるんです、二毛作でした場合、ホールクロップで。

そうした場合に、畜産農家と連携をして飼料米生産というのが一つの形としてでき上がっててくるんじやないか。今も稻わらを輸入しているんでしょう。そういう中であるだけに、今までのおいしい米づくりだけをずっと伸ばしてきましたが本当に国策なのか。そういう水田を生かして、稻ならば水を張ることができる、水を張ることが可能な自然環境を守ることであるし地下水の涵養にもつながるわけありますから、それが三六%使われてない。

そういうことをからしましても、私は、飼料米の問題について真剣に、やっぱりこの基本法に取り組むに当たって、自給率を上げる上においてもそういう取り組みというのが必要ではないかと思ひますが、いかがございましょうか。

○政府委員(本田浩次君) 一二点お答えさせていただきたく存じます。

御指摘のとおり、食料自給率の増大を図つてく上で、飼料作物の生産拡大を図つていくことは極めて重要なテーマでございます。これまで飼料作物作付面積、ビーグラだったのは平成二年でございましたが、百四万六千ヘクタールほど作付をされております。その後、若干減少傾向で来ておりまして、平成十年は前年に比べ若干ふえておりませんけれども、九十六万九千ヘクタール、こういう状況でござります。

この作付面積の拡大をまずもつて全力を挙げて進めていきたいというふうに思つてゐるところでございまして、この三月にまとめた新たな酪農・乳業対策大綱におきましても、作付面積の具体的な数値目標、これは地域別の数値目標であります

るわけでございますが、食用の場合には先ほどお答えをしましたし、もう先生とは実は何度もこの話をしましたので、その部分は省略をさせていただけます。それで、もう少し研究をしておられますよ、こういう話もありました。おいしれないじやなくて重たい米をつくるといふことで、味はどうでもいいんだ、形もどうでもいい、とにかく量のあるものをつくるとするならば、フィリピンで研究するよりも日本の研究をなされた方がより多くとれるんじやないですかというお話をありました。

仮に、一・四トンとれるということでしたから一・四トンとしますと、これが稻わらまで、ホーリクロップでいきますと一・八トンになります。しかも、東日本、東北は難しいでしようけれども、西日本は二毛作でできます。大体七割方とれますがから、そうしまと大体四トン半ぐらいとれるんです、二毛作でした場合、ホールクロップで。

そうした場合に、畜産農家と連携をして飼料米生産というのが一つの形としてでき上がっててくるんじやないか。今も稻わらを輸入しているんでしょう。そういう中であるだけに、今までのおいしい米づくりだけをずっと伸ばしてきましたが本当に国策なのか。そういう水田を生かして、稻ならば水を張ることができる、水を張ることが可能な自然環境を守ることであるし地下水の涵養にもつながるわけありますから、それが三六%使われてない。

そういうものを具体的に導入するということについては、まだ若干収量の面について、実は先ほど御紹介がありましたものと私が承知しております。これにつきましては、決して私ども、できなきるものを持ちつと農家段階まで入れて普及できるかどうかということではなからうかと思います。これにつきましては、決して私ども、できな話だというような形で、平たく言えばおっぽり大きいものを引き受けた農家段階まで入れて普及できるかどうかということではなからうかと思います。これにつきましては、決して私ども、できな話だというような形で、平たく言えばおっぽり大きいものを引き受けた農家段階まで入れて普及できるかどうかということではなからうかと思います。これにつきましては、決して私ども、できな話だというような形で、平たく言えばおっぽり大きいものを引き受けた農家段階まで入れて普及できるかどうかということではなからうかと思います。これにつきましては、決して私ども、できな話だという気がいたしておられます。

○政府委員(本田浩次君) 一二点お答えさせていただきたく存じます。

御指摘のとおり、食料自給率の増大を図つてく上で、飼料作物の生産拡大を図つていくことは極めて重要なテーマでございます。これまで飼料作物作付面積、ビーグラだったのは平成二年でございましたが、百四万六千ヘクタールほど作付をされております。その後、若干減少傾向で来ておりまして、平成十年は前年に比べ若干ふえておりませんけれども、九十六万九千ヘクタール、こういう状況でござります。

この作付面積の拡大をまずもつて全力を挙げて進めていきたいというふうに思つてゐるところでございまして、この三月にまとめた新たな酪農・乳業対策大綱におきましても、作付面積の具体的な数値目標、これは地域別の数値目標であります

とか、地域の実情に応じた増産のための効果的な推進方策を定めた飼料増産推進計画を策定してその生産の拡大を図つていこうということで、現在、検討に着手したところでございます。

これは、それぞれの地域の大畜産の飼養頭数などを利用されていたか、それから現在、土地利用がどうなっているか、耕作放棄地がどうなつてゐるか、こういった実態をできるだけその地域の地べたに即するような形で明らかにして、いって増産計画を明確にしていきたい。それから、関係者の皆様方の意向なども踏まえた形で計画をつくり、それを運動論的に推進を図つていきたいというふうに考えて、いるところでございます。

それから、飼料用稻につきましては、文字どおり先生は大変いろいろと御研究をなされておるところでございますので、私に説法をということでござりますけれども、湿田において作付栽培が可能であつて通常の稻作と栽培体系が同じであるといふようなことでメリットがあるわけでございますが、現在の段階では生産コストが非常に高い。場合によつたらコウリヤン、トウモロコシに比べるとコスト面においては二十倍ぐらいになる、こういうような状況で、そういう問題があるわけでござります。

したがいまして、その導入を図るため、まず多収量品種の収量安定化のための技術の開発などを推進することが重要でございまして、本年度から、まさにホールクロップサインレージ用の稻の品種を開発するということです、開発に着手したところでございます。試験研究機関の問題でございまして、直接的には技術会議の事務局長が答えればいいのかもしれません、開発に着手したところでございまして、五年ないし七年後を目指した研究開発で、例えば品種開発ではトウモロコシ並みの乾物収量を目指した開発を行うということです。それで、先生御指摘のようなことを目指した開発に着手した段階である、こうしたことでございま

○阿曾田清君 畜産農家の方々が大規模な経営をしている方々はそういう取り組みをやろうという意欲を持つていらっしゃるんです。だから、そこは私は、まだ增收ができない段階であつたにしても、減反の対象としてやっていくならば決して成り立たない話じゃないと。ですから、具体的に畜産農家と耕種農家を結びつける、そういうものに今から着手していくないと自給率は上がりませんよ。そのように御検討の方をいただきたいと思います。

次に、所得補償制度につきまして、これも本会議で質問いたしましたが、大臣からは主要作物ごとに価格安定対策を講じていきながら将来にはという表現での御答弁がありました。これからといふのはどれくらいのスタンスを考えおられるかということも一つこれであり、WTOというものの交渉に臨み、恐らくかなり日本に対しても強い要求が出てくるだろう。そして、国内においては競争原理を導入してやっていこうということからするならば、安心して農業にいそしむことができるということを一方できちんと農家経営の中で確保してやるということで、農業の方々も安心して農業に取り組むことができる。そういう制度を国が、強制じやなくして、そういうものに参加して自分なりの経営を保つていこうという方々に対する道を開いてやる、二十一世紀に向かつて日本の農業をこれから背負つていこうとする方々のためにそういう制度を任意でもいいからスタートさせてやると。

実は、カナダにも行ってNISAを勉強してきました。二日間かかって勉強してきましたが、そこはカナダの生産の人割を受け持つておる五割の農家の方々が加入されている。その五割の方々はカナダの農業生産の八割を担っている方々です。その五割の方々がひとしく言われるのは、この制度は本当にいいということでした。

もちろん、兼業農家の方々が入つていらっしゃる割合は少ないと想いますが、五割のいわゆる専らの方々はこのNISAという制度に対しても大変

な喜びを感じておられたということからするならば、各作物ごとの対応ということで価格安定をしていく、価格政策から所得安定政策と、こういう作物ごとに移行する、そしてその後に、おっしゃるようなやり方をと言ふけれども、農家の方が基本的にそういう制度に参加できるような道として開いてやるということ、これからはWTO、そして競争原理を導入するもとで、麦までもいくわですかから、そういうものを用立ててやっていくということも私は必要じゃないかなと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣（中川昭一君） 三十条で、いわゆる需給で価格を決めていく、しかし経営安定対策でござりきりのところはきちっと支えますよということをございますが、もう既に何回も申し上げているように、作物別の経営安定対策ということで、米あるいはまた来年から麦、それから乳製品、大豆、砂糖等主な作物について個別にやっていくわけでございますが、結論から申し上げると、検討をしていきますと、こういうことになるわけがあります。

特に、NISAというのは私は余り詳しく存じませんが、収入保険ということで、やはりカナダの経営というものは、聞くところによると大体ほん規模も粒がそろつていて、そして同じような経営形態である。日本の場合には、いろんな形の経営形態があり、また自然条件等も影響するわけでございますから、そういう意味で、果たして収入保険に限らず、農家全体の所得補償的なものはどういうふうに導入できるのかできないのかということとも含めて、やはり個別作物から入っていくといふところから全体としてのそういうNISAのようなもの、あるいはまた別のものでも農家単位で何ができるのかできないのかということについて、先生は大変お詳しいわけでありますけれども、我々としてはとにかく個別のものをスタートさせて、その段階で状況を見て検討をさらに進めしていくといふことが現時点での我々の考え方でござります。

○阿曾田清君 今度の農業基本法をスタートさせた、そして何が変わったのかということからするならば、海外、国内ともに大きなさま変わりをしてきた。それを新しい農業基本法の中で堂々とそれに立ち向かってやっていくんだということからするならば、今までの価格政策、これはある意味では失敗だったところもあると思います、ある段階では。価格政策からそのまま今度は価格安定対策というか、こちらの方に切りかえただけでは、私は、やっぱり農家そのものの経済の安定といふものに対しては、つながるようなんだけれども、物すごい下支えをしていくといえども、やはり落ち込んでいくときの落ち込み方はこれは社会経済情勢、こういう不況のもとでも下がるし、作物の悪かったときも下がるというようなこともあるから、その下がったときでも農家の人たちがみずから基金を出して、それに国も県も出し合う形の中できちんと農家の方が最低生活するのに必要な保障といいますか、そういうものを一方で自分たちみずからがつくつていているんだというようなことは、私は大きな一つの二十一世紀の農業基本法をスタートさせる上において、国が農業者の方々が安心して農業にいそしめる道をきちんと確保してやる、それが私はこれから農業を繼ごうとする人たちにとって農業に対する魅力を持つことになるんじやなかろうかなというふうに思いますので、検討課題に一歩踏み込んで出されたら、大臣、全国の若手は、新規就農者は支持しますよ。私はそう思います。実際、自分なりにその制度をうちの若手に説明しますと、本当にそうやっていただくのが一番いいと。これは、価格が安かつたというだけじゃなくて、おやじがけがに遭つて収入が途絶えたときにも対応できるということになりますので、ぜひひとつお考えを願いたいというふうに思います。

ました。それもこの前、申し上げたところであります。

先々週でしたか、青森県新規就農奨励事業というのが載っておりました。これはまさにフランスの新規就農者対策とある程度似ているなど思つたんですが、新規就農者に三百万円、一定の条件をクリアした人に対し三百万円、一定の条件をクリアした人に對して三百万円やろうと。そして、これは一たんは貸し付けるだけれども、五年なら五年以上統ければ返さぬでよろしいという制度なんです。これは単なる三百万貸し付けるだけじゃなくて、いろんな住宅の移転や、さらには農地取得、営農生活指導、それに対しても助成事業を考えるというようなことでした。私は、これをむしろ国が提案して、そしてこれから農業を継ぐという方々に対しても一定のレベルをクリアする、いわゆる親がしているから息子が引き継いでやるという、これは優秀でなければ農業はできないんだよという意味の、ある一定の信用力もある、経営技術もある、そしていろんなリーダー性も持っている、そういうところから新しい自分の農業プランをつくり上げていくといふのではなかろうか。そういう意味で、青森県がこれをスタートさせたということは、私は大変国に先駆けてやつたと。今回の基本法は国と地方公共団体が協力してと、こういうことになつていいわけであります、地方の方が先に走つてしまつてゐるというようなことで、喜ばしいことでありますけれども、私は、国がそういうリーダーシップをとった形の制度化をされていくことが本來の姿ではなかろうかなというふうに思います。

この取り組みに対し、新規就農者は六十歳まで認めようとかという話で、それに対しては安い金利で貸し出しますよということではなくて、私の意図とするところは、優秀な後継者に対しても、いろんな施策を講じてあげましょう、そういうものが一緒になつて農業基本法を新しくスタートす

○政府委員(樋口久俊君)　先生お話をございましたが、いかがでしようか。
すが、いかがでしようか。
それが、私は必要ではないかなというふうに思います
ように、農業というのは気象とか動植物、生物等
に関するいわゆる自然科学面だけでの知識とい
うことではなくて、経営や経済面での高度な能力
こういうすぐれた農業技術を必要とする先端的な
産業であるというふうに考へておるわけでござ
ります。

に限定的にやるということになりますと、まだ数的になかなかそのレベルに達し切れないんじゃないんじゃなかないかといふことが一つと、せっかく農業を担当するということで新しく参入してみようかという意向をお持ちの方たちをむしろ追い返すことにならるんじやなからうか、実際問題そういう心配がござります。

それから、財政的には、限られた財源の中에서도

に倣うべきだと、そんな思いもします。
新しい農業基本法をつくる時点から将来の一つ
の方策と、いうものにめり張りをきかせるというか
魂を入れるということもまた私は必要だというふ
うに思いましたので、いい機会だからこういうも
のをひとつこれから、基本法は基本法でこれに
つながる基本的な計画の中に織り込んでいただけ
ればというふうに願うわけですが、大臣、いかがが

に限定期的にやるということになりますと、まだ少し数的にならぬかそのレベルに達しきれないんじやないかということで一つと、せっかく農業を担当するということで新しく参入してみようかという意向をお持ちの方たちをむしろ追い返すことになるんじやなかろうか、実際問題そういう心配がございます。

それから、財政的には、限られた財源の中でどういう対応をするかという場合に、現在のようない形でかなりいろんな施策、無利子の資金、助成金等々、それからそういう研修されるための施設の整備とか、いろんな形で対応するということが現時点では適当であろうということでこういう対応をしているということでござります。

○阿曾田清君 今までの流れのままやっていくんだつたら、今までの農業者の構造で進んでいくだけですよ。ですから、「二十一世紀の農業をするにについては、今の認定農業者の決まり方」というのは御存じのとおりですよ。そうじゃなくて、親方から自ら自分が経営を引き継ぐときに、農業者年金のおかげで、やじがやめるから農業を継ぐといふんじやなくして、農業を自分が親方から本当に引き継ごうとしたときに、それなりのレベルを持つ後継者に対しては、本当の新規就農者としての位置づけの中でもいろんな助成をしてやる、支度金をつけてやる、その条件は一つの経営プランが合格しないとだめですよと、それが認定農家でならなきゃならないでないですか。

今までの認定農家はどうですか。金を借りたない、あるいはいろんな補助事業をしたい、それには認定農家の方でないとだめですよ、だから認定農家の手続きをするんでしよう。それでは本当の将来のリーダーというのは育たない、つくられない。もつといろんな面で優秀な人がその地域を引っ張つていってくれる、その引っ張つていてくれる人を最初の段階からちゃんといろんな面で教育もするし資金も出してやるし近代化のためにいろいろな支援もする。この青森方式というのは私は本当にすばらしいと思いますよ、国が青森県

に倣うべきだと、そんな思いもします。

新しい農業基本法をつくる時点から将来の一つの方策と、いうものにめり張りをきかせるというか魂を入れるということもまた私は必要だというふうに思いましたので、いい機会だからこういうものをひとつこれから、基本法は基本法でこれにつながる基本的な計画の中に織り込んでいただければといふふうに願うわけですが、大臣、いかがでしょうか、決意は。

○國務大臣(中川昭一君) 申しわけありませんが、その青森方式という記事を読んでいないので何とも申し上げられませんが、とにかく優秀な人が新規に就農してくるということでなければまた農業としてもやっていけないわけでありまして、そういう人が入つてこられるような体制ができるだけ支援できるように、これからもまたいろいろと知恵を絞つていかなければいけないというふうに思っています。

○阿曾田清君 しつかり頬みます。

最後に、農業者のいわゆる生活保障についてであります。五条と三十四条の中に「生活環境の整備その他の福祉の向上」と、こういうふうになつてゐるんですが、「その他の福祉の向上」というのはどういうものを指すんですか、官房長からお聞かせください。

○政府委員(高木賢君) まさに、一般的な福祉の向上というものが皆に入るわけでございまして、農村でいえば、例えば介護の問題とかそういうものとか、生活の住みやすさのレベルを上げるとか、そういうことがあります。

○阿曾田清君 だと思いましたが、そういうことではなくて、農業者の労災保険の問題も中途半端です。この問題について、法案の中にこの生活保障が抜けている、だから福祉向上に入っているのかひとつ取り組みを考えてもらえませんか。

どうなんですか、入つてているんですか、入つていいんですね。入つていなければ、次の段階でいわゆる労災保険制度の充実というふうな形でもひとつ取り組みを考えてもらえませんか。

○政府委員(高木賢君) 結びが「必要な施策」ということありますから、それは現にそういう労災制度の対象にも部分的といえどもなつております。

○阿曾田清君 ゼひ中途半端な労災保険制度の充実を図っていただきよう要望いたしまして、ちょうど時間になりましたので終わります。

○委員長(野間赳君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時二十分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、減反強制反対、安全な農産物の安定供給に

関する請願(第二四八八号)

一、食料自給率の引上げ等に関する請願(第二五七〇号)

第一四八八号 平成十一年五月二十五日受理
減反強制反対、安全な農産物の安定供給に関する請願

請願者 北海道雨竜郡雨竜町二二区 金山
卯三郎外百九十三名

紹介議員 立木 洋君

米の完全自由化につながる関税化は農業経営に打撃を与える、所得の減少によって地域経済を崩壊させることにもつながり、容認できない。また、食糧の安定供給の観点からも農業を発展させることは緊急の課題である。

については、次の措置を探られたい。

一、減反強制をやめ、米六十キロ当たり二万円になるよう価格の下支えを行い、家族経営が継続できる施策を実行すること。
二、農産物の輸入を規制し食糧自給率の向上に努め、国民に安全な農産物の安定供給を図ること。また、ミニマム・アクセス米はすべて食糧が不足している地域への海外援助へ回すこと。

第二五七〇号 平成十一年五月二十五日受理
食料自給率の引上げ等に関する請願
請願者 山口市宮野下一、九四〇ノ三 上
満直樹外千百六十名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一一二二六号と同じである。

平成十一年六月十八日印刷

平成十一年六月二十一日發行

參議院事務局

印刷者

大藏省印刷局